

II 一般政策

事例 2-1 地域活性化の推進〔内閣府／実績評価〕

平成 20 年度政策評価書(事後評価)

担当部局：大臣官房中心市街地活性化担当室

地域活性化推進担当室

構造改革特区担当室

地域再生事業推進室

評価実施時期：平成 21 年 8 月

政策分野：地域活性化政策

政策	地域活性化の推進
基本目標	地域の創意工夫や発想を起点にし、それを地方公共団体や国が的確に後押しできるような省庁横断的・施策横断的な観点の施策を内閣として推進し、地域活性化（地方再生）を促進する。
評価方式	実績評価方式

1 政策の概要

(1) 政策の背景・必要性

我が国の地方は人口が減少し、その結果、学校、病院等、暮らしを支える施設の利用が不便になるなど、魅力が薄れ、さらに人口が減るという悪循環に陥っている。この悪循環を断ち切るには、それぞれの地方の状況に応じ、生活の維持や産業の活性化のためには何が必要かを考え、道筋をつけていかなければならない。

また、地域には、優れた地域産業、農林水産業、伝統文化、人材などの豊かな「底力」があり、この「底力」を引き出し、地域の自立的な発展を促していく中で、我が国の地域の力が原動力となって我が国全体の国力を上昇気流に乗せていくため、地域活性化の推進が必要である。

そのため、「地方再生戦略（平成 19 年 11 月 30 日地域活性化統合本部会合了承。平成 20 年 12 月 19 日改正）」（資料 1）に基づき、政府一体となった総合的な支援として従来から実施してきた中心市街地活性化基本計画の認定、構造改革特区計画の認定及び地域再生計画の認定に加え、地域の住民や民間団体の創意工夫や発送を起点にしたプロジェクトを立ち上がり段階において支援する取組みとして「地方の元気再生事業」を創設した。また、「安心実現のための緊急総合対策（平成 20 年 8 月 29 日「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）」（資料 2）に基づき地方公共団体が積極的に総合的な対策に取り組み、もって地域活性化に資することができるよう「地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金」を、「生活対策（平成 20 年 10 月 30 日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）」（資料 3）に基づき地方公共団体が地域活性化等に資するきめ細

かなインフラ整備などを進め、もって地域活性化等に積極的に取り組むことができるよう「地域活性化・生活対策臨時交付金」を交付した。

(2) 主な施策の概要

ア 中心市街地活性化基本計画の認定

中心市街地の活性化を推進するため、中心市街地の活性化に関する法律（以下「中心市街地活性化法」）に基づき市町村が作成する中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画（以下「中心市街地活性化基本計画」）の認定を行う（資料4）。

イ 地方の元気再生事業の実施

持続可能な地方再生の取組を抜本的に進めるため、地域住民や団体の発意を受け、地域主体の様々な取組を立ち上がり段階から包括的・総合的に支援する「地方の元気再生事業」を推進する（資料5）。

ウ 地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の配分計画の策定

地方公共団体が、「安心実現のための緊急総合対策」に対応して、積極的に総合的な対策に取り組み、もって地域活性化に資することができるよう地方公共団体が作成する地域活性化・緊急安心実現総合対策実施計画に基づき、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の配分計画を策定する（資料6）。

エ 地域活性化・生活対策臨時交付金の配分計画の策定

地方公共団体が、「生活対策」に対応して、地域活性化等に資するきめ細かなインフラ整備などを進め、もって地域活性化等に積極的に取り組むことができるよう作成した地域活性化・生活対策実施計画に基づき、地域活性化・生活対策臨時交付金の配分計画を策定する（資料7）。

オ 構造改革特区計画の認定

地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し、当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図る（資料8）。

カ 地域再生計画の認定

近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化

に対応して地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組に対して、地域再生計画の区域を設定し、当該地域の特性に応じた支援措置を適用することで、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出、その他地域の活力の再生を総合的かつ効果的に国全体で推進する（資料 9）。

キ 地域再生事業会社の指定

地域再生計画を基に、地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼす事業（地域再生事業）に対し、投資額控除等の税制上の優遇措置を講じ、「志のある投資」を促進し、「民間の力による地域再生」を進めるため、地域再生事業を行う株式会社に対して内閣総理大臣が指定を行う（資料 10）。

ク 地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定

地域再生計画を基に、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を行う（資料 11）。

ケ 地域再生支援利子補給金の支給

地域再生計画を基に、事業実施者が金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定したうえで、予算の範囲内で利子補給金を支給する（資料 11）。

※評価対象について：内閣府は、行政機関を統括する内閣の機能を助けるための事務（内閣補助事務）と内閣総理大臣自らが担当することがふさわしい行政事務（分担管理事務）を行っており、このうち後者の分担管理事務を評価しています（行政機関が行う政策の評価に関する法律第 2 条第 1 項）。

(3) 主な施策の予算額

（単位：百万円）

主な施策	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
中心市街地活性化基本計画の認定	—	3	3
地方の元気再生事業の実施	—	—	2,500
地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の配分計画の策定	—	—	26,000
地域活性化・生活対策臨時交付金の配分計画の策定	—	—	600,000

主な施策	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
構造改革特区計画の認定	166	176	113
地域再生計画の認定			
特定地域再生事業会社の指定			
地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定	137,700	141,833	144,608
地域再生支援利子補給金の支給	—	—	21

(4) 関係する施政方針演説等内閣の重要な政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第 169 回国会施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	「地方再生戦略」に基づき、地方の創意工夫を活かした自主的な取組を、政府一体となって強力に後押しします。
経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年 6 月 27 日	「地方再生戦略」等に基づき、地方分権改革の推進とあいまって地方の創意工夫をいかした自主的な取組を、政府一体となって強力に後押しする。
第 171 回国会参議院内閣委員会佐藤地方再生担当大臣就任所信表明	平成 21 年 6 月 18 日	地方の元気回復は、麻生内閣の最重要課題であります。このため、「地方再生戦略」に基づき、地域の人材力強化を柱としながら、地域の成長力強化、生活基盤の確保などに取り組んでまいります。

2 政策評価の結果

(1) 目標の達成状況

指標	18 年度	19 年度	20 年度	達成度
				上：目標値（目標年度） 下：実績値
ア-① 認定中心市街地活性化基本計画のうち、国による認定と連携した支援措置を受けているものの割合	—	—	100% 100%	達成できた
ア-② （目標年次に到達している計画について）中心市街地活性化法に基づくフォローアップ調査結果のうち、目標を達成したと回答した市町村の割合	—	—	50% —	達成に向けて進展があった

指標	18年度	19年度	20年度	達成度
	上：目標値（目標年度） 下：実績値			
イ 地方の元気再生事業として選定した取組のうち、具体的な官民の事業に発展する等取組が継続するものの割合	－	－	60% (100%)	達成に向けて進展があつた
ウ 地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金を活用した地方公共団体に対する調査で、当該交付金が、安心実現のための緊急総合対策に取り組むために有効だったと回答した地方公共団体の割合	－	－	90% 95%	目標以上の成果を達成できた
エ 地域活性化・生活対策臨時交付金を活用した地方公共団体に対する調査で、当該交付金が、安心実現のための緊急総合対策に取り組むために有効だったと回答した地方公共団体の割合	－	－	90% 99%	目標以上の成果を達成できた
オー① 構造改革特区の認定件数	－	－	70件 77件	目標以上の成果を達成できた
オー② 計画策定地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」と回答した地方公共団体の割合	－	－	60. 0% 70. 3%	目標以上の成果を達成できた
カー① 地域再生計画の認定件数	－	－	160件 100件	達成に向けて進展があつた。
カー② 計画策定地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」と回答した地方公共団体の割合	－	－	80. 0% 81. 7%	目標以上の成果を達成できた
キ 特定地域再生事業会社の指定数	－	－	1件 0件	達成に向けての進展はなかつた
ク 地域再生基盤強化交付金を活用した計画の認定数	－	－	30件 23件	達成に向けて進展があつた

指標	18年度	19年度	20年度	達成度
上：目標値（目標年度） 下：実績値				
ケ 地域再生支援利子補給金の支給対象となる融資の融資額				
—	—	30億円 20億円	達成に向けて進展があ った	

(達成状況は、①目標以上の成果を達成できた、②達成できた、③達成に向けて進展があった、④達成に向けて一部進展があった、⑤達成に向けての進展はなかった、⑥わからない、の6つの区分から評価した。達成目標の目標期間は、特段の記載があるものを除き、平成20年度である。達成目標の設定の考え方は評価書末尾の「参考」を参照。)

(2) 平成20年度に目標年度を迎えた指標に係る目標の達成状況

平成20年度に目標とされた12指標のうち、「①目標以上の成果を達成できた」ものが5指標、「②達成できた」ものが1指標あった。一方、「③達成に向けて進展があった」ものは5指標、「⑤達成に向けて進展がなかった」ものは1指標あった。

以上のように、目標年度を迎えた過半数の指標について目標値を達成した。

(3) 目標の達成状況の分析

ア 中心市街地活性化基本計画の認定

中心市街地活性化法に基づき、平成21年3月末までに75市・77件の中心市街地活性化基本計画の認定を行っており、全ての計画において「国による認定と連携した支援措置」を受けることができた。

また、平成20年度に目標年次に到達した認定中心市街地活性化基本計画はないが、認定中心市街地活性化基本計画に掲げる取組の進捗状況が概ね予定通りであるなど、目標の達成が可能であると見込んでいる市町村が多く、(平成20年度フォローアップを行った30市・31件の基本計画に係る79目標指標中、取組が既に開始されている53の指標のうち概ね8割) 達成に向けて進展があったと考えられる。

イ 地方の元気再生事業の実施

平成20年度に選定した120件のうち、96件については平成21年度も地方の元気再生事業の継続支援を受けることとなっている。残る24件については、いずれについても、平成20年度に構築した実施体制や成果等を踏まえ、地方の元気再生事業としての支援によらなくても本格展開に移行できるものとして判断され、目指すべき地方再生の全体構想に向けて今後も自立的に継続していくことが期待される。

今年度の地方の元気再生事業は、いずれも実施された取組を契機として、地域活性化の自立的展開が全国各地で着実に芽吹きつつあり、地域活性化の最大の隘路で

ある立ち上がり段階の支援としての役割を適切に果たしたと考えられる。

なお、上記については、民間有識者からなる地域活性化戦略チームにおいて、同趣旨の評価が行われているところ（資料12）。

平成20年度の選定事業の多くが継続実施中であるため、目標の達成状況の実績値は記載していないが、上記評価を踏まえ、達成に向けて進展があったと考えられる。

ウ 地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の配分計画の策定

本年6月、本交付金を受けて事業を実施した地方公共団体に対して、本交付金が「安心実現のための緊急総合対策」に取り組むために有効であったかについて調査を行った（N=1,634）。調査の結果、「非常に有効であった」又は「有効であった」との回答が95.4%となり、達成目標を超える成果があったと言える。その主な回答理由は以下のとおりであった（上位4項目）。

- ・ 緊急に必要となった事業に活用でき、負担軽減を図ることができたから
- ・ 地方公共団体の自主性・自立性が十分に尊重された交付金であったから
- ・ 地域活性化等に資する事業を実施することができたから
- ・ 通常の補助金等と比べ、地方公共団体の事務に係る負担の軽減が図られていたから
補正予算として措置される緊急性の高い施策であることから、地方公共団体の自主性・自立性を活かすとともに、地方の事務負担の軽減を図る等の制度設計をしたことが極めて有効であったと考えられる。

また、「あまり有効でなかった」又は「有効でなかった」と回答した理由のうち、「経済対策として適當な事業が思いつかなかった」、「既存事業の財源振替を中心に実施した」については、制度自体の課題とは言えないことから、この分を仮に「有効」と整理すれば「非常に有効であった」又は「有効であった」との回答は95.4%を実質的に上回るものと考えられる。

エ 地域活性化・生活対策臨時交付金の配分計画の策定

本年6月、本交付金を受けて事業を実施した地方公共団体に対して、本交付金が「生活対策」に取り組むために有効であったかについて調査を行った（N=1,683）。調査の結果、「非常に有効であった」又は「有効であった」との回答が98.7%となり、達成目標を超える成果があったと言える。その主な回答理由は以下のとおりであった（上位4項目）。

- ・ 地域活性化等に資する事業を実施することができたから
- ・ 緊急に必要となった事業に活用でき、負担軽減を図ることができたから
- ・ 地方公共団体の自主性・自立性が十分に尊重された交付金であったから
- ・ 毎年の予算枠内の優先順位が必ずしも高くないことからなかなか実現できなかつた事業を実施できたから

補正予算として措置される緊急性の高い施策であることから、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金を踏まえた制度設計とすることに加え、予算額を大幅に増額したことが極めて有効であったと考えられる。

一方、「あまり有効でなかった」又は「有効でなかった」と回答した理由のうち、「経済対策として適当な事業が思いつかなかった」、「既存事業の財源振替を中心に実施した」等については、制度自体の課題とは言えないことから、この分を仮に「有効」と整理すれば「非常に有効であった」又は「有効であった」との回答は、実質的には98.7%を実質的には上回るものと考えられる。

オ 構造改革特区の認定

計画策定地方公共団体に対する調査で回答のあった計画数398件のうち、未実施あるいは計画を下回ったものは、29.7%であり、計画どおりあるいはそれ以上の成果があったものは、全体の70.3%に達した。7割以上の計画が、予定あるいは予定以上の進捗を見せており、認定された特区の効果が発揮され、各地域も相応の満足を得ていると考えられる。

カ 地域再生計画の認定

計画策定地方公共団体に対する調査で回答のあった計画数 940 件のうち、未実施あるいは計画を下回ったものは、18.3%であり、計画どおりあるいはそれ以上の成果があったものは、全体の 81.7%に達した。構造改革特区の認定と異なり、地域再生計画は期間が設定されている計画であるため、最終着地から乖離していると評価される計画が多くなる傾向にあるが、それでも8割以上の計画が、予定あるいは予定以上の進捗を見せており、各地域も相応の満足を得ていると考えられる。

キ 特定地域再生事業会社の指定

現時点では特定地域再生事業会社の指定実績はないが、市民による「志のある投資」を通じて「民間の力による地域再生」を推進するための制度として必要であり、この施策を活用して地域再生を実現しようとする地方公共団体が存在していることから、今後は制度の周知に努め、利活用の推進に取り組み、的確な運用を確認した上で、制度の充実を検討する。

ク 地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定

平成 17 年 4 月に地域再生法の施行がされてから、12 回にわたる地域再生計画の認定を行い、地域再生基盤強化交付金を活用した計画は平成 21 年 4 月時点で 655 件が実施中である。

また、汚水処理施設整備交付金において、既存の計画にとらわれず、市町村が地

域の実情に即した自由な施設の配置を行った計画が 62 件ある他、複数の交付金を活用した計画、道整備交付金と補助対象施設の転用等を併せて活用した計画があるなど、地域の実情や特性を積極的に盛り込んだものが多くみられることから、有効な施策である。

地域再生基盤強化交付金は、地方からの具体的な要望に基づき、省庁の所管を越えて類似の補助金を整理統合し、創設したものである。地方公共団体が作成する概ね 5 ヶ年を期間とする計画を内閣府が認定する仕組みの下、内閣府に予算の一括計上がなされ、地方公共団体は省庁の所管を越えた自由な事業選択が可能となっている。また、事業の進捗に応じ類似する施設間の予算の融通や年度間の事業量の調整ができるなど地方公共団体の自主性・裁量性が高い交付金となっており、効率的な施策である。

平成 20 年度における地域再生基盤強化交付金を活用した計画の認定数の目標は 30 件としており、実績として地方公共団体からの新規認定申請が少なかったものの 23 件の計画が認定され、一定の成果を達成できたといえる。

ヶ 地域再生支援利子補給金の支給

平成 20 年度における地域再生支援利子補給金の支給対象となる融資の融資額の目標を 30 億円としており、実績として合計 20 億円の融資が実行され、一定の成果を達成できたと考える。

また、実行された 20 億円の融資以外に、金融機関における実施事業者に対する地域再生支援利子補給金の支給対象となる融資で、今年度予定していたもの間に合わなかつた融資が 5 億円、来年度に入ってすぐ行われる予定の融資が 5 億円あり、そのことも考慮すると概ね目標値を達成できたと考える。

なお、地域再生支援利子補給金の支給対象に対する合計 20 億円の融資の実行により、雇用効果（維持＋新規）として総計 688 名が予定されており、それに伴う利子補給金の支給は 1 年間で 1,400 万円（利子率 0.7%）と、少ない経費で高い政策効果が期待できるものである。

コ 各施策の効率的実施

地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定について、事業の進捗に応じ類似する施設間の予算の融通や年度間の事業量の調整ができるなど地方公共団体の自主性・裁量性が高い交付金となっており、また、地域再生支援利子補給金の支給については、対象に対する合計 20 億円の融資の実行により、雇用効果（維持＋新規）として総計 688 名が予定されており、それに伴う利子補給金の支給は 1 年間で 1,400 万円（利子率 0.7%）と、少ない経費で高い政策効果が期待できる効率的な制度設計となっている。

サ 総合的な評価

地域活性化関連の交付金及び構造改革特区の認定については、件数及び地方公共団体へのフォローアップ調査においても非常に高い実績値を示し、目標を達成することができたと言える。一方で、地域再生計画の認定、特定地域再生事業会社の指定、地域再生基盤強化交付金及び地域再生支援利子補給金施策については目標達成への歩みは緩やかではあるものの、その有効性及び効率性から地域活性化のために欠かせない施策であると言えることから、より一層の制度活用を啓発し、引き続き目標の達成を目指す。

3 課題と今後の取組方針

(1) 政策全体の課題と今後の取組方針

地域活性化を促進するため、地域の創意工夫や発想を起点にし、それを的確に後押しできるような省庁横断的・施策横断的な観点の施策を推進してきたところである。

こうした施策を効果的に活用し、地方の継続的な発展を担っていくのは何よりも「地域の人材」である。このため、地域の人材力強化を柱としながら、地域の成長力強化、生活基盤の確保に取り組んでいく。

さらに、疲弊する地方財政に対する支援、地方と都市の共生を念頭に置きつつ、施策を推進していく。

(2) 主な施策の課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
・中心市街地活性化基本計画の認定 今後も新たな中心市街地活性化基本計画の認定、認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップ調査を実施する。	予算要求	現行予算を継続。
	事務の改善等	必要に応じて、適時・適切な改善を行う。
・地方の元気再生事業の実施 選定時においてさらに重視すべき点などを適切に募集要領に反映すること等により、一層効果的な制度として運営する。	予算要求	現行予算を継続。
	事務の改善等	<ul style="list-style-type: none">・平成 20 年度の評価結果を踏まえ、人材力の強化を図る取組等を選定基準上の「持続性」「計画性」に明確に位置づける。・より長い実施期間を確保するため、募集時期を約 1 ヶ月前倒しする。

課題	今後の取組方針	
	予算要求	現行予算を継続
	事務の改善等	地方公共団体の意向などを踏まえつつ、必要に応じて、適時・適切な改善を行う
・構造改革特区の認定 特例措置の効果を地方公共団体で充分享受できるよう、認定申請に当たっては、より具体的な目標設定を計画に盛り込む。	予算要求	現行予算を継続。
・地域再生計画の認定 支援措置の効果を地方公共団体で充分享受できるよう、認定申請に当たっては、より具体的な目標設定を計画に盛り込む。	予算要求	現行予算を継続。
・特定地域再生事業会社の指定 地域再生に資する事業実施者を対象とした特定地域再生事業会社の指定を通して税制上の優遇措置による「志のある投資」を促進し、民間による地域再生を図る制度の利活用を推進	予算要求	現行予算を継続。
・地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定 地域再生に必要な経済基盤の強化及び生活環境の整備の円滑な実施	予算要求	予算拡充を検討。
	事務の改善等	計画認定件数が漸減傾向にあることから、地域再生制度のさらなる周知、事務手続きの簡素化、地域のニーズに即した支援対象施設の充実等の措置を講ずる。
・地域再生支援利子補給金の支給 地域再生に資する事業実施者を対象とした金融機関の融資に対する利子補給金の支給の円滑な実施	予算要求	前年度並みの新規融資額に基づく増額を継続。
	事務の改善等	金融機関の動向などを踏まえつつ、必要に応じて、適時・適切な改善を行う。
・全般	事務の改善等	調査にかかる謝金、交通費などについて執行の際に精査を行い、削減に努めた。その結果、当初予算から1割程度の予算縮減となつた。引き続き、予算の効率的な執行に取り組む。

(用語)

- ・ 予算要求：平成22年度概算要求に反映

- ・ 事務の改善等：事業の実施方法の見直し（事務改善や契約方法の改善）、事業の統廃合による合理化、事業の廃止等を平成 21 年度及び 22 年度の施策実施に反映

4 有識者の意見等

東洋大学経済学部の根本祐二教授から、平成 21 年 6 月 19 日に以下のようなご意見を伺った。

全体として、認定件数や融資額が目標に達していないものについては、さらなる制度周知活動を行うとともに、政府、地方公共団体及び関係者の全てが W I N – W I N の関係となるような施策の工夫が必要であると考える。

中心市街地活性化基本計画の評価指標について、5 年間の目標年次に到達していない計画についても、認定をした地方公共団体へのアンケート調査などにより、進捗状況の把握を行うことで、中間時点での目標に到達していない場合は早めに対処することができるようになり、より効果的な施策運営がされているものと考える。

構造改革特区計画の認定について、省庁との調整により、特区を設けることなく、全国展開した提案もあるため、成果指標以上の効果もあがっているものと考える。

特定地域再生事業会社の指定については、これまで指定の実績がないということは、地域再生をいつまでも地方公共団体だけが担うこととなり、地域再生に関する施策を総合的に実施する国の責務が十分に果たされていない。市民ファンドなど市民が資金を負担する動きが各地で生じていることから、ニーズはあると考えられるのでより使いやすい制度となるよう検討する時期にきていると思う。

5 参考文献及びデータ等

- ・ 地方再生戦略（平成 19 年 11 月 30 日 地域化成果統合本部会合了承）（資料 1）
- ・ 安心実現のための緊急総合対策（平成 20 年 8 月 29 日 「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）（資料 2）
- ・ 生活対策（平成 20 年 10 月 30 日 新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）（資料 3）
- ・ 中心市街地活性化取組事例集（資料 4）
- ・ 地方の元気再生事業（資料 5）
- ・ 地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金（資料 6）
- ・ 地域活性化・生活対策臨時交付金（資料 7）
- ・ 構造改革特別区域計画の認定状況（資料 8）
- ・ 地域再生計画の認定状況（資料 9）
- ・ 地域再生税制の全体イメージ（資料 10）
- ・ 地域再生支援利子補給金制度（資料 11）

- 平成 20 年度地方の元気再生事業の評価に関する総括コメント（平成 21 年 地域活性化戦略チーム）（資料 12）

(参考) 達成目標の設定の考え方

達成目標		設定の考え方
ア－①	認定中心市街地活性化基本計画のうち、国による認定と連携した支援措置を受けているものの割合	中心市街地活性化法に基づき、中心市街地活性化に意欲的に取り組む市町村を重点的・効果的に支援していくために設定した。
ア－②	(目標年次に到達している計画について) 中心市街地活性化法に基づくフォローアップ調査結果のうち、目標を達成したと回答した市町村の割合	※初年度であるため、目標値は暫定値 認定中心市街地活性化基本計画に対して重点的・効果的な支援を講じることにより目標を達成したと回答する市町村の割合を目標値として設定した。
イ	地方の元気再生事業として選定した取組のうち、具体的な官民の事業に発展する等取組が継続するものの割合	※初年度であるため、目標値は暫定値 「地域活性化の促進」という同じ基本目標を掲げる「構造改革特区計画の認定」における測定指標である目標達成の割合を参考とし 60%と設定した。
ウ	地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金を活用した地方公共団体に対する調査で、当該交付金が、安心実現のための緊急総合対策に取り組むために有効だったと回答した地方公共団体の割合	対象となる概ね全ての団体において、交付金が有効活用されるという本施策の目的を数値目標として設定した。
エ	地域活性化・生活対策臨時交付金を活用した地方公共団体に対する調査で、当該交付金が、安心実現のための緊急総合対策に取り組むために有効だったと回答した地方公共団体の割合	対象となる概ね全ての団体において、交付金が有効活用されるという本施策の目的を数値目標として設定した。
オ－①	構造改革特区の認定件数	新しい特例措置の効果を勘案しつつ、前年度実績を参考に設定した。
オ－②	計画策定地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」と回答した地方公共団体の割合	各地方公共団体の達成見込を数値目標として設定した。
カ－①	地域再生計画の認定件数	終期を迎える計画数と新しい支援措置の効果を勘案しつつ、前年度実績を参考に設定した。

達成目標		設定の考え方
カー②	計画策定地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」と回答した地方公共団体の割合	各地方公共団体の達成見込を数値目標として設定した。
キ	特定地域再生事業会社の指定数	指定実績の確保を目指し、目標値を設定した。
ク	地域再生基盤強化交付金を活用した計画の認定数	前年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
ケ	地域再生支援利子補給金の支給対象となる融資の融資額	従来の金融支援策である「日本政策投資銀行の低利融資等」の実績を参考に目標値を設定した。

事例 2-2 男女共同参画社会の形成の促進〔内閣府／実績評価〕

平成 20 年度政策評価書(事後評価)

担当部局：男女共同参画局

評価実施時期：平成 21 年 8 月

政策分野：男女共同参画政策

政策	男女共同参画社会の形成の促進
基本目標	女性も男性もすべての個人が、喜びや責任を分かち合い、個性や能力を発揮できる「男女共同参画社会」の形成を促進する。
評価方式	実績評価方式

1 政策の概要

(1) 政策の背景・必要性

我が国における男女共同参画社会の形成は、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれたことが大きな契機となり、戦後の国際社会における取組とも連動しながら、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

急速に進む少子高齢化や社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するためには、女性も男性も、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することが必要である。

(2) 主な施策の概要

ア 男女共同参画に関する普及・啓発

男女共同参画社会を形成するに当たっては、人々の中に根付く性別に基づく固定的な役割分担意識が障害となっており、男女共同参画についての一般国民の理解や認識を深める必要がある。そのためには、国から積極的な広報・啓発を行うとともに、地方公共団体及び民間団体への情報提供により男女共同参画に関する取組を支援することが重要である。

本施策では、地方公共団体等と連携した各種啓発事業、「男女共同参画週間」の実施、広報誌及びホームページでの情報提供、各種表彰の実施、研修による人材育成等を通じて広報・啓発活動を行う。

イ 国際交流・国際協力の促進

女性の地位向上のための国際的規範や基準、取組の指針の国内への浸透を図るとともに、男女共同参画社会の形成に向けた国際交流、国際協力を促進するため、国際交流を通じた企業におけるトップマネージメントセミナーの開催や、国際的動向に関する情報収集・分析、我が国の施策・取組についての資料の作成・発信

を行うほか、各種国際会議に積極的に出席し、各国代表との意見交換等を行う。

ウ 男女共同参画基本計画（第2次）の推進

男女共同参画基本計画（第2次）では、12の重点分野を掲げ、それぞれについて、平成32年までを見通した施策の基本的方向と平成22年度末までに実施する具体的施策の内容を示している。同計画に基づき、政府一体となって総合的かつ計画的な男女共同参画社会実現のための施策の推進を図る。

エ 女性に対する暴力の根絶に向けた取組

配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を阻害するものである。特に、女性に対する暴力は潜在化しやすく、女性を男性に比べて従属的な地位に追い込む社会的问题であることから、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権の尊重や女性に対する暴力防止のための意識啓発や教育の充実、被害者支援の取組を充実する。

オ 女性のチャレンジ支援

平成15年6月に男女共同参画推進本部において決定された「女性のチャレンジ支援策の推進について」を受け、様々な分野において女性が政策・方針決定過程に参画し、活躍することを目指すとともに、従来女性が少なかった分野に新たな活躍の場を広げることや、子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の再チャレンジを推進するための総合的な支援策を講じる。

(3) 主な施策の予算額

(単位：百万円)

主な施策	平成18年度	平成19年度	平成20年度
男女共同参画に関する普及・啓発	124	142	136
国際交流・国際協力の促進	21	33	33
男女共同参画基本計画（第2次）の推進	—	—	—
女性に対する暴力の根絶に向けた取組	63	65	79
女性のチャレンジ支援	113	111	87

(4) 関係する施政方針演説等内閣の重要な政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第 162 回国会施政方針演説	平成 17 年 1 月 21 日	女性がその能力を発揮し、新しい事業の展開や地域づくりなど、あらゆる分野でチャレンジできるように支援
第 166 回国会施政方針演説	平成 19 年 1 月 26 日	女性の活躍は国の新たな活力の源です。意欲と能力のある女性が、あらゆる分野でチャレンジし、希望に満ちて活躍できるよう、働き方の見直しやテレワーク人口の倍増などを通じて、仕事と家庭生活の調和を積極的に推進します。子育てしながら早期の再就職を希望する方に対し、マザーズハローワークでの就職支援を充実します。
第 168 回国会施政方針演説	平成 19 年 10 月 1 日	女性も男性もすべての個人が、喜びや責任を分かち合い、個性や能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現に向け、取り組みます。
第 169 回国会施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	特に女性の参画が進んでいない分野に重点を置いて、女性の働く意欲を引き出すことができるよう、「男女共同参画社会」の実現に向け戦略的に取り組んでまいります。

2 政策評価の結果

(1) 目標の達成状況

指標	18年度	19年度	20年度	達成度
ア-① 「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」及び「男女共同参画フォーラム」におけるアンケートの肯定的な評価の割合	－ －	70% 70%	70%以上 76%	目標以上の成果を達成できた
ア-② 内閣府男女共同参画局ホームページへのアクセス件数	－ 月 32,000 件	月 30,000 件 月 33,000 件	月 32,000 件以上 月 32,000 件	目標を達成できた
イ-① 「国連婦人の地位委員会」等の男女共同参画に関する国際会議等への出席回数	4回 4回	4回 5回	4回 5回	目標以上の成果を達成できた

指標	18年度	19年度	20年度	達成度
イー② 国際シンポジウム・セミナーのアンケートにおいて肯定的な評価の割合	— —	80%以上 83.3%	80%以上 82.5%	目標以上の成果を達成できた
ウ 男女共同参画基本計画（第2次）に盛り込まれた施策の推進状況の確認	—	—	男女共同参画白書の取りまとめによる施策の推進状況の確認 結果は後述	達成できた
エー① 「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」におけるアンケートにおいて「良かった」とする評価の割合	50%以上 基礎:92.4% 応用:90.7% 管理職:88.1%	50%以上 基礎:88.7% 応用:91.0% 管理職:84.5%	50%以上 基礎:93.3% 応用:99.1% 管理職:83.0%	目標以上の成果を達成できた
エー② DV全国会議における参加者アンケートにおいて「有益だった」とする評価の割合	— —	— —	50% 85.7%	目標以上の成果を達成できた
エー③ 女性に対する暴力に関するポスター等の配布箇所数	— —	— —	全地方公共団体 全地方公共団体	達成できた
オ 社会のあらゆる分野における指導的地位に女性が占める割合	—	—	30 % 程度 (平成 32 年度) 結果は後述	達成に向けて一部進展があった
カ 女子高校生に対する理工系への進路選択支援のための啓発事業におけるアンケートの肯定的な評価の割合	—	—	50%以上 94.1%	目標以上の成果を達成できた

（2）平成 20 年度に目標年度を迎えた指標に係る目標の達成状況

平成 20 年度に目標とされた 9 指標のうち、「①目標以上の成果を達成できた」ものが 6 指標、「②達成できた」ものが 3 指標であり、すべての指標について目標を達成できた。

(3) 目標の達成状況の分析

ア 男女共同参画に関する普及・啓発

広報誌や各種パンフレット、啓発用DVD、ホームページ上での情報提供・収集等、多様な媒体を活用して、分かりやすい広報啓発活動を展開することができた。また、各種表彰を行うことで、ロールモデルを提示するとともに、国民の関心を高めることができた（資料1）。

このうち、広報誌については、配布先にアンケートを実施したところ、好意的な評価が80%以上（回答数250件）であった（資料2）。ホームページにおいては、より分かりやすく使いやすいデザインを目指して、コンテンツを工夫しており、前年度とほぼ同レベルのアクセス数を得た。

広報誌等の紙資料の印刷及び梱包・発送については、引き続き一般競争入札を行い、業務の効率的な実施を図った。ホームページの運営については、一般競争入札を行って、引き続き外部に業務委託を行うことで効率的な実施に努めた。

特に男女共同参画週間等の期間中は、地方自治体より幅広い広報活動の実施に対する要望及び各種広報資料の充実の要望が多く、今後、各種媒体を通じた広報啓発活動をより積極的に実施する必要がある。

イ 国際交流・国際協力の促進

国際会議への出席については、日本の施策を海外に積極的に紹介するとともに、海外の取組指針・事例や動向等について聴取し、国内に紹介し、浸透を図るよう努めている。こうした会議の成果はホームページ、メールマガジン、局広報誌等への掲載のほか、一般の方を対象にした「聞く会」等で紹介・普及に努めている（資料3）。また、我が国の取組発信については、APECや国際会議の場で発言・紹介するなど、積極的に我が国の取組の広報に努めてきたところである。このように国際的な取組の国内への取り入れ、浸透を図ることに貢献してきたほか、英文冊子（「Women and Men in Japan 2009」）を通じて我が国の男女共同参画に関する施策・取組等を海外に発信している。同冊子の作成に当たっては、企画競争を実施することによって、経費削減を図るとともに質の高い成果物を効率的に作成することに努めた。

国際シンポジウム・セミナーについては、スウェーデンとのジョイントセミナーにおいて、両国の施策・取組事例の共有等を通じて活発な議論を行う等、有益な経験の共有を図ることができた。

ジョイントセミナーのアンケートでは、「加害者・被害者の視点両方で考えることができ、大変勉強になった」「暴力、男女共同参画、人権の関連を理解でき、DV・家庭内暴力に対する理解も深まった」「男女共同参画のためには様々な課題がありDVも重要な問題と認識できた」という意見が見られた。

ウ 男女共同参画基本計画（第2次）の推進

平成20年2月に、計画に盛り込まれた事項の取組状況及び今後の実施予定について、計画の中間フォローアップ調査を行った。

計画に盛り込まれた施策については、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、配偶者暴力防止法の改正等、法・制度の整備について進展がみられた。また、政策・方針決定過程への女性の参画についても、国家公務員新規採用者や審議会委員の女性割合等目標を設定して取り組んでいるものについては、比較的高くなっている。さらに計画において重点分野とされている様々な分野において男女共同参画の取組が進んでいる。

しかしながら、国際的に見るとジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）の順位は下位にとどまっており、固定的役割分担意識も依然根強い。今後は女性の活躍が期待されながら参画が進んでいない分野に焦点を当てた取組等を行うとともに、男女共同参画の視点を国民の間に定着させるために、行政のみならず各種の民間団体との連携を強化する必要がある。

エ 女性に対する暴力の根絶に向けた取組

女性に対する暴力は女性の人权を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を阻害する社会的問題であることから、地方公共団体、女性団体その他の関係団体と連携・協力の下、「女性に対する暴力をなくす運動」のポスター・リーフレット（資料4）を全国の地方公共団体に配布したほか、地下鉄等国民の目に止まりやすい場所への掲示に努め、効果的な広報を行った（資料5、資料6）。

地方公共団体における相談業務の質の向上を図るため、地方公共団体の相談担当者を対象として、経験年数等の別に、基礎セミナー、応用セミナー、管理職セミナーを実施した結果、各参加者それぞれ、「自身の役割に必要な知識・情報を得ることができた」「具体的な事例に即した実用的な内容で参考になった」等の感想が多く見られ、各参加者の8～9割から「良かった」との評価を得た。

また、セミナーの実施について、一般競争入札を行って外部に業務委託をし、円滑かつ効率的な実施に努めた。

配偶者からの暴力防止と被害者支援に係る必要な情報の共有、官民連携の更なる強化を図るため、官民の担当者が一堂に会する会議を開催した結果、参加者には「全国から官民の担当者が集まる場は有意義である」「他の自治体や民間の先進的な取組を知ることができ、参考になった」等の感想が多く見られ、参加者の8割以上から「有益だった」との評価を得た。また、会議の実施について、一般競争入札を行って外部に業務委託をし、効率的な実施に努めた。

オ 女性のチャレンジ支援

「2020年30%」の目標（社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待）の達成に向けて、各分野の管理職等に占める女性割合の調査・公表等を通じて、意識啓発に努めている。特に、女性国家公務員の採用・登用の拡大等については、各府省に登用目標値の設定等女性国家公務員の採用・登用の拡大等に積極的に取り組むよう要請しており、女性国家公務員のⅠ種試験採用者が着実に増加する等の成果が見られる。

女性のチャレンジ賞（男女共同参画担当大臣表彰）を通じた身近なロールモデルの提示、情報収集を幅広く行い、その成果についてはインターネット、パンフレット等により提供しており、様々な分野における女性のチャレンジに寄与している（資料7）。特に、理工系分野に関心を持つ女子高生・学生が進路として主体的に選択することを支援するため、シンポジウムを開催した。

力 総合的な評価

男女共同参画に関する普及・啓発や、国際交流・国際協力の促進については、目標を堅実に達成している。また、女性に対する暴力や、女性のチャレンジ支援に関する啓発事業については、参加者の満足度が目標を大幅に上回るものとなっている。

「2020年30%」の目標については、達成に向けて一定の進展が見られたが、今後さらなる取組が必要である。

3 課題と今後の取組方針

（1）政策全体の課題と今後の取組方針

男女共同参画社会の実現のためには、国民各界・各層の幅広い理解を得ることが重要である。しかしながら、現状は若年層や男性の参画が不十分であることから、広報・啓発活動においても、それらの層を対象とした取組を行っていく必要がある。

また、女性に対する暴力の根絶に向けた取組においても、一層効果的な広報・啓発活動を行う必要がある。

地方公共団体や民間団体、国際機関等との連携を一層強化しつつ、幅広い層を取り込む形で男女共同参画の推進に取り組んでいきたい。

（2）主な施策の課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
・男女共同参画に関する普及・啓発 「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」及び「男女共同参画フォーラム」の質の向上を図るとともに、積極的な参加を検討する。	予算要求	現行予算を継続
	事務の改善等	必要に応じて、適時・適切な改善を行う。

課題	今後の取組方針	
・男女共同参画に関する普及・啓発 男女共同参画ホームページの維持・管理の更なる効率化を図る。	予算要求	平成 22 年度は予算の拡充を予定
	事務の改善等	現行のウェブサーバーを内閣本府のウェブサーバーに移行する作業を行い、平成 23 年度以降、男女共同参画ホームページのサーバー等の機器賃貸借及び維持・管理についても、内閣本府で一元化を行うこととしており、更なる効率化を図っていく。
・国際交流・国際協力の促進 ・ 男女共同参画に関する国際会議等については、諸外国の取組について情報収集を行うとともに、我が国政府の取組を積極的に発信するため、引き続き出席する。また、平成 22 年は我が国が APEC の議長国を務めるため、男女共同参画に関する APEC 会合を日本で開催する。 ・ 国際シンポジウム・セミナーの実施については、有益な経験の共有を図るため、今後とも継続して実施する。	予算要求	平成 22 年度は予算の拡充を予定 ※APEC 関連会合を日本で開催することに伴う。
	事務の改善等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画に関する国際会議に出席するとともに、平成 22 年度は APEC 会合を日本で開催する。 ・ 男女共同参画に関する有益な経験を得るために、国際シンポジウム・セミナーを開催する。
・男女共同参画（第 2 次）の推進 ・ 今後も、各府省における施策の実施状況のフォローアップ等を通じて、男女共同参画基本計画（第 2 次）を着実に推進する。 ・ また、計画の改定に向け、検討を進める。	予算要求	—
	事務の改善等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画白書において関係府省に対し、施策の進捗状況を調査する。 ・ 計画改定に向け、フォローアップを行うとともに、有識者等の意見を踏まえた検討を進める。

課題	今後の取組方針	
	予算要求	現行予算を継続
<ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する暴力の根絶に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・女性に対するあらゆる暴力の根絶に関する広報啓発活動を推進する。 ・女性に対する暴力の防止及び被害者支援について、官民連携の更なる強化等施策の充実を図る。 	事務の改善等	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層に対し、将来において暴力の被害者にも加害者にもならないようするため、予防啓発を実施する。 ・市町村における配偶者暴力の支援に関する官民連携等、配偶者からの暴力に関する取組状況を調査する。
		予算要求 平成 21 年度で予算を廃止
<ul style="list-style-type: none"> ・女性のチャレンジ支援 今後も様々な分野における女性のチャレンジを支援するための施策の充実・強化を図っていく。 	事務の改善等	必要に応じて、適時・適切な改善を行う。
		事務の改善等 男女共同参画局では、原則として一般競争入札を導入し、契約における効率化を図っている。また、事業の執行状況を踏まえ、各種印刷物の部数の削減等、事務の効率化を図っている。引き続き、効率的な執行に努めていく。
・全般		

4 有識者の意見等

ア 男女共同参画に関する普及・啓発について

立教大学教授・萩原なつ子氏より意見を伺った。(平成 21 年 6 月 3 日)

・全体的に多様な媒体を通して、男女共同参画に関する普及・啓発を行っており、一定の評価はできるものの、なお一層、若年層や男性の参画に視点を置いた広報・啓発活動の展開が必要と考える。

ポスター、チラシ、広報誌等の配布については、一般国民の目に触れるよう相当数を全国に配布し、広報に努めていることは伺える。広報誌については、「推進本部ニュース」と「共同参画 21」を統合し効率化を図るとともに内容等を充実したことは評価できる。

しかしながら、如何に効果的な使われ方をされているかが重要であり、この点については検討すべきものと考える。また、普及・啓発にはホームページも重要な役割

を果たすものであり、誰でも分かりやすい魅力あるホームページ作りが必要と思われる。また、アクセス数を増やすための工夫も必要と思われる。

- ・男女共同参画社会づくり功労者表彰及び女性のチャレンジ賞表彰の件数については、それぞれ 12 件、8 件と妥当な数と思われる。また、平成 20 年度から、功労者表彰について、内閣官房長官表彰から内閣総理大臣表彰にしたことは、モチベーションを高める上でも評価できる。女性の活躍の促進にはロールモデルが必要であるとともに、目標ともなるので継続していくべき事業と考える。
- ・内閣府と開催地となる都道府県等の共催で開催される男女共同参画フォーラムについては、開催箇所数 3 は妥当な数と思われる。また、アンケートの肯定的な評価は 76%となつており、評価できる。なお、男性の参加者が少ないとから、男性の参加を促すような広報のあり方、プログラム内容を検討するなどの努力が求められる。また、若者の参加については、各地域の大学との連携により、フォーラムを企画・実施することが効果的と思われる。
- ・男女共同参画社会づくりに向けての全国会議については、毎年、全国から多くの参加者を得るとともに、テーマについても工夫をしていることは評価できる。また、アンケートも肯定的な割合が 70%となっている。ただし、参加者の高齢化が目立つとともに、若年層や男性の参加が少ないようなので、その参加を促進するような努力が求められる。高校生や大学生が企画した（公募提案等）プログラムを実施することも検討されたい。
- ・男女共同参画推進連携会議については、企画委員会の下に 4 つの小委員会を設置し、それぞれの活動テーマを設け活動を行ったことは評価できる。ただし、連携会議そのものの目的を明確にすることや、活性化に向けた工夫を更に検討する必要があると考える。

イ 国際交流・国際協力の促進について

男女共同参画会議において、有識者の御意見を伺った。（平成 20 年 3 月 4 日 第 28 回男女共同参画会議）

- ・男女共同参画における国際交流・協力は非常に重要な課題である。特に、アジア地域において、日本が国際的連携の核となることは、我が国の国際的な責務としてのみならず、我が国の男女共同参画を進める上でもメリットがある。
- ・東アジア大臣会合やシンポジウム等、国際交流を進め、成果をあげてきているが、今後とも、特に具体的な課題に対応した国際的なネットワークづくりを促進するなど、男女共同参画に関する国際交流を更に促進することが必要である。

ウ 男女共同参画基本計画（第 2 次）の推進について

男女共同参画会議において、有識者の御意見を伺った。（平成 20 年 3 月 4 日 第 28

回男女共同参画会議)

- ・男女共同参画の視点が取り入れにくかった分野で男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施していくために、体系的・実質的に各施策が評価できるような監視・影響調査機能を強化するべき。
- ・男性中心であった様々な分野で活躍する女性が増えてきていることは評価できる。今後は「2020年までに社会のあらゆる分野で指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になる」よう、女性のエンパワーメントを促進するネットワークの構築支援等や、女性の参画が進んでいない分野に焦点を当てた取組を行い、女性の参画の拡大を加速する必要がある。
- ・男女共同参画の意義について男性の理解を深めるような取組を行うべき。
- ・各分野の民間団体等における男女共同参画の現状や課題等の実態把握を促進することが重要。
- ・国と地方公共団体との一層の連携強化を図るべき。

エ 女性に対する暴力の根絶に向けた取組について

男女共同参画会議において、有識者の御意見を伺った。(平成20年3月4日 第28回男女共同参画会議)

- ・女性に対する暴力は、女性の人権に対する著しい侵害であり、その根絶は重要な課題である。しかし、女性に対する暴力に関する社会的認識は十分とはいはず、今後は、一層積極的な広報啓発等を実施する必要がある。また、中・高校生も含めた若い世代における暴力の防止・予防啓発を含めた広報啓発等が必要である。
- ・配偶者暴力に関しては、配偶者暴力防止法の改正法の成立、同法に基づく基本方針の改定等、制度面の整備が著しく進展したことが評価できる。しかし、配偶者からの暴力相談件数や保護命令発令件数は年々増加傾向にあり、関係省庁及び地方公共団体等が連携の上、改正法及び改定された基本方針に基づく被害者の保護・自立支援策の一層の充実が求められる。
- ・人身取引については、人身取引対策行動計画に則った防止策が講じられた結果、被害者数が減少傾向にあるなど一定の効果が上がっているが、被害者の支援については民間団体が大きな役割を担っており、官民の連携により、総合的に施策の推進及び被害者の保護を進めるとともに、国際的な連携を強化する必要がある。
- ・セクシュアル・ハラスメントについては、男女雇用機会均等法の改正により、事業主に対し従来の配慮義務ではなく雇用管理上の措置義務が課されるとともに、企業や教育の場における指導の強化が図られているが、いまだ対策を講じていない企業も見られ、相談件数も増加傾向にあることから、更なる行政指導や相談体制の整備が必要である。

オ 女性のチャレンジ支援

男女共同参画会議において、有識者の御意見を伺った。（平成 20 年 3 月 4 日 第 28 回男女共同参画会議）

- ・これまで男性中心であった様々な分野において、活躍する女性が徐々に増えてきていることは評価できる。しかしながら、「2020 年までに、あらゆる分野で指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30% 程度になることを期待」との目標に対し、現状として女性の参画の拡大は緩やかであり、社会の様々な分野における女性の活躍は国際的にみても低い水準にとどまっている。したがって、今後は、各界トップ層への働きかけや女性のエンパワーメントを促進するネットワークの構築支援等を戦略的、効果的に進めるとともに、特に社会の中で活躍が期待されているながら女性の参画が進んでいない分野に焦点を当てた具体的、戦略的な取組を行い、女性の参画の拡大を加速する必要がある。
- ・科学技術分野については、基本的な計画に女性の視点を盛り込むとともに、女性研究者支援モデル育成事業、女子高生の進路選択支援等の具体的施策が推進されている。しかし、これらの取組は緒についたばかりであり、これまでに得られた成果を広く普及させるよう一層の取組が期待される。

5 参考文献及びデータ等

- ・女性のチャレンジ支援策について（平成 15 年 4 月 男女共同参画会議決定）
- ・女性のチャレンジ支援策の推進について（平成 15 年 6 月 男女共同参画推進本部決定）
- ・男女共同参画基本計画（第 2 次）（平成 17 年 12 月 27 日 閣議決定）
- ・女性の再チャレンジ支援プラン（平成 17 年 12 月 女性の再チャレンジ支援策検討会議）
- ・「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」アンケート結果
- ・「DV 全国会議」アンケート結果
- ・男女共同参画基本計画（第 2 次）フォローアップ結果についての意見（平成 20 年 3 月 4 日 男女共同参画会議）
- ・広報誌、パンフレット等（資料 1）
- ・広報誌「共同参画」アンケートの結果（資料 2）
- ・国際会議におけるステートメント等（資料 3）
- ・「女性に対する暴力をなくす運動」リーフレット（資料 4）
- ・「女性に対する暴力をなくす運動」について（平成 13 年 6 月 5 日 男女共同参画推進本部決定）（資料 5）
- ・平成 20 年度「女性に対する暴力をなくす運動」実施要綱（平成 20 年 7 月 28 日 男女共同参画推進本部長決定）（資料 6）

・ 女性のチャレンジ賞（資料7）

(参考) 達成目標の設定の考え方

達成目標		設定の考え方
ア-①	「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」及び「男女共同参画フォーラム」におけるアンケートの肯定的な評価の割合	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
ア-②	内閣府男女共同参画局ホームページへのアクセス件数	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
イ-①	「国連婦人の地位委員会」等の男女共同参画に関する国際会議等への出席回数	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
イ-②	国際シンポジウム・セミナーのアンケートにおいて肯定的な評価の割合	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
ウ	男女共同参画基本計画（第2次）に盛り込まれた施策の推進状況の確認	基本計画(第2次)のフォローアップの実施により、基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況を確認することを目標値として設定した。
エ-①	「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」におけるアンケートにおいて「良かった」とする評価の割合	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
エ-②	DV全国会議における参加者アンケートにおいて「有益だった」とする評価の割合	昨年度の同種事業（女性に対する暴力に関するシンポジウム）の実績値を踏まえて目標値を設定した。
エ-③	女性に対する暴力に関するポスター等の配布箇所数	女性に対する暴力をなくす運動の趣旨（地方公共団体等と連携し、国民の意識啓発を行う。）を踏まえて設定した。
オ	社会のあらゆる分野における指導的地位に女性が占める割合	男女共同参画基本計画（第2次）に掲げた当該項目の目標を設定した。
カ	女子高校生に対する理工系への進路選択支援のための啓発事業におけるアンケートの肯定的な評価の割合	昨年度当局で実施した事業（女性に対する暴力に関するシンポジウム）の実績値を踏まえて目標値を設定した。

事例 2－3 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実〔金融庁／実績評価〕

**施策 II－1－(2)
利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実**

1. 達成目標等

達成目標	利用者が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>多重債務問題が深刻な社会問題となっており、また、金融商品・サービスの多様化・高度化といった金融環境の変化の中で、金融商品の持つリスクに気付かなかったり、騙されて損をしたりする事例も生じている。多重債務者の発生を予防するとともに、国民が金融商品・サービス等の内容を理解した上で自らの判断と責任で主体的に選択を行えるよう、金融の仕組みやルール等に対する知識・理解を深めることが重要である。</p> <p>こうした状況を受けて、利用者への情報提供の充実により利用者と金融商品・サービス提供者との間の情報格差を埋めるとともに、利用者が理解し納得して取引ができる枠組みを整備する。</p> <p>また、「財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）において、「国民1人1人への金融経済教育等の充実を図る」が盛り込まれている。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定） ・多重債務問題改善プログラム（平成19年4月20日多重債務者対策本部決定） ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日閣議決定）
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の金融知識の状況（前回調査時より向上・20年度調査実施時点）※金融広報中央委員会「金融に関する消費者アンケート調査」等 ・シンポジウムの開催実績 ・パンフレットの配布実績 ・金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況＜内容・件数＞ <p>（注）目標値・達成時期が設定されていない指標は、事務事業の性格上、設定していません。</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁ウェブサイトへのアクセス件数 ・金融庁ウェブサイトへの新着情報メール配信サービス登録件数

2. 平成20年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①金融経済教育の充実	利用者のライフサイクルに応じ、身近な実例に即した金融経済教育の充実を図るため、平成17年6月に公

	表された「金融経済教育に関する論点整理」(金融経済教育懇談会)や19年4月にとりまとめ・公表された「多重債務問題改善プログラム」、等を踏まえ、関係省庁・民間団体との連携強化、シンポジウムの開催、現場教師への研修の実施、パンフレット等の整備・普及、金融庁ウェブサイトを通じた情報提供等を行う。
②当局における相談体制並びに業界団体・自主規制機関における相談体制及び苦情・紛争解決支援体制の整備・充実	<p>金融サービス利用者の利便性向上のため、金融サービス利用者相談室において、利用者の目線に立った行政という観点から、利用者からの質問・相談・意見等の一元的な受付及び適切な対応を行うとともに、相談体制等の強化を図る。</p> <p>金融分野の業界団体・自主規制機関における相談体制及び苦情・紛争解決支援体制（金融ADR）について、金融トラブル連絡調整協議会において、「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援モデル」（平成14年4月策定）に基づき、各業界団体等における苦情・紛争解決支援手続の整備や運用面の適切性に重点を置いたフォローアップ等を実施する。</p>
③金融行政に関する広報の充実	<p>様々な機会を捉え、新聞、雑誌、テレビ等の媒体を活用し、金融行政に関する広報を行う。</p> <p>金融庁ウェブサイトの内容・機能の充実等を図り、金融行政に関する基礎的資料や日々の金融行政の考え方、利用者や海外の関係者が容易にアクセスできる環境の整備を図る。</p>
④多重債務者のための相談体制等の整備	<p>相談窓口整備の主要な実施主体である自治体の主体的な取組みを促すとともに、各地域の多重債務者が相談窓口を訪れる一つの契機を提供すべく、「多重債務者相談強化キャンペン」を実施する。</p> <p>財務局において多重債務者向けの相談窓口を設置し、直接相談を受け付けるほか、各財務局管内の都道府県、市区町村における取組みをバックアップする。</p>

3. 評価結果

(1) 20年度の達成度

B

【達成度の判断理由】

国民に各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みの理解度を高めてもらうために取り組んだ各種施策により、一定の成果が上がっているものの、引き続き取り組むべき課題もあることから、Bと評価しました。

(2) 端的な結論（中期的にみた取組みの成果及び今後の取組方針）

政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う（金融経済教育については、着実、かつ、継続して取り組んでいくことが重要であり、特に利用者のライフサイクルに対応した金融経済教育の推進等をより一層充実する。）必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

国民が金融商品・サービスを適切に利用するうえでは、各種金融商品・サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについて理解していることが必要です。このため、金融庁においては、副教材・パンフレットの作成・配布や金融庁ウェブサイトを通じた情報提供など、金融経済教育の充実を図ることとしています。また、金融サービスの利用者からの相談等に適切に対応することも必要であると考えています。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
経済財政改革の基本方針 2008	平成20年6月27日	第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築 3. 良好的な治安と災害に強い社会の実現等 ・全国的な相談窓口の整備、ヤミ金融の取締りの強化等「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施する。

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

6. 平成20年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 金融経済教育の充実

① 取組内容

ア. パンフレット等の作成・配布

(ア) 中学生向け副教材の配布

学習指導要領に対応した中学生向け副教材「わたしたちの生活と金融の働き」を金融庁ウェブサイトに掲載するとともに、授業等で活用要望のある全国の中学校に配布しました（5千部）。

(イ) 高校3年生及び一般社会人向けパンフレット・DVDの作成・配布

高校3年生及び一般社会人を対象に金融トラブルの未然防止等を目的に作成したパンフレット「はじめての金融ガイド」を金融庁ウェブサイトに掲載するとともに、配布要望のある全国の地方公共団体、高校、大学等に配布しました（18万1千部）。

また、多重債務、振り込め詐欺、偽造盗難キャッシュカード等の金融トラブルの未然防止等を目的として「はじめての金融ガイド」DVD版を作成し、配布要望のあった全国の地方公共団体、高校、大学等に配布しました（7千枚）。

(ウ) 多重債務者発生予防のための啓発リ フレットの作成・配布

多重債務者の発生予防を目的としてリ フレット「安易に借金をしてはいけません～多重債務に陥らないために～」を文部科学省と共同で作成し、金融庁ウェブサイトに掲載するとともに、全国の地方公共団体、高校、大学等に広く配布しました（3万4千枚）。

イ. 金融庁ウェブサイト金融経済教育コ ナ による情報提供

小・中・高校生及び新社会人を対象に金融の仕組みについて分かりやすく解説する「おしえて金融庁」、及び一般社会人を対象に金融取引に係る注意喚起情報等を掲載する「一般のみなさんへ」のコ ナ により、分かりやすい情報提供、タイミングな情報提供に努めています。

ウ. シンポジウムの開催

地域住民を対象に、金融取引に関するトラブル事例にもふれながら、生活設計と資産運用の在り方について考えていただくためのシンポジウムを、金沢市、札幌市、高松市、熊本市の計4箇所で開催しました。

エ. 金融庁後援名義の付与

金融知識の普及等を目的に金融関係団体等が実施する各種講演会・セミナー等について、「金融庁後援」名義を平成20年7月以降21件付与しました。

②評価

ア. パンフレット等の配布部数の推移

18事務年度から引き続き配布している「はじめての金融ガイド」については、高校、大学、地方公共団体等から多数の追加配布要望に応じ配布しています。19事務年度は改訂を行い、広く周知を計る観点から全国の高校・大学・地方公共団体一斉配布しましたが、20事務年度については施策の効率性の観点から要望のあった先に対し配布しました。そのため、配布部数そのものは減少していますが、20事務年度においてもなお多数の配布要望があったことから、金融庁における金融経済教育に関する取組みに対し一定のニ ズがあったものと考えています。

【資料1 パンフレット「はじめての金融ガイド」の配布部数】

18事務年度	19事務年度	20事務年度
27万部	62万部 (一斉配布を実施)	18万部

イ. 金融庁ウェブサイト（「おしえて金融庁」等）へのアクセスの状況

ウェブサイトを活用した情報提供は、少ない経費と時間で多くの国民が利用できるなど極めて効率的です。金融庁ウェブサイト上の「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」への20事務年度中の接続件数は、18年事務年度に行ったウェブサイト改訂の効果が減少したため、395,596件（月間平均32,966件）と19事務年度と比較すると減少しています。改訂前の17年事務年度との比較では、増加していることから、金融経済教育への関心は引き続き高いものと考えられますが、引き続き、アクセス件数の動向には留意していきたいと考えています。

【資料2 「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」アクセス件数の推移】

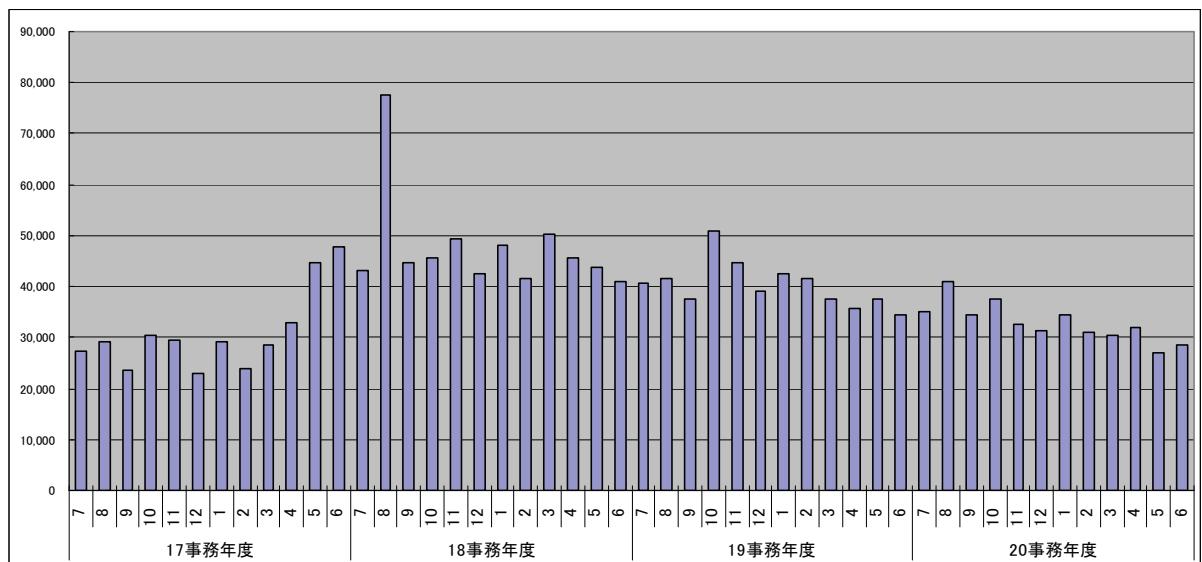
	16事務年度	17事務年度	18事務年度	19事務年度	20事務年度
年 間 件 数	206,029件	369,784件	575,460件	483,675件	395,596件
月間平均件数	17,169件	30,815件	47,955件	40,306件	32,966件

（注1）事務年度は、7月～翌年6月末。

（注2）18事務年度は、金融庁ウェブサイトの改訂を行っています。

【資料3 「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」アクセス件数】

（単位：件）



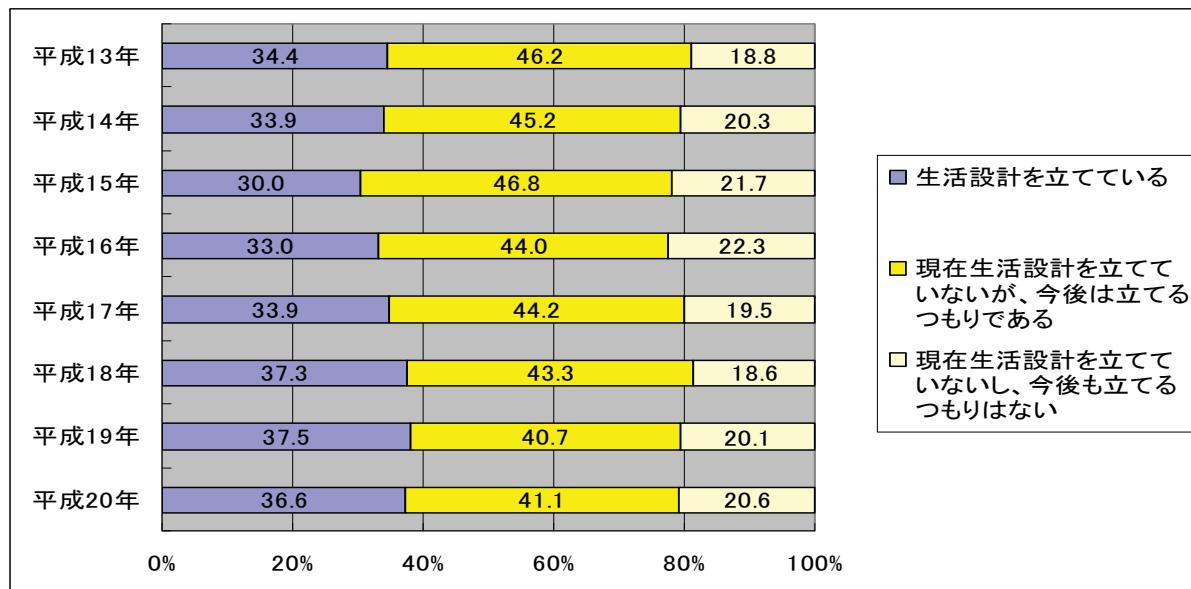
ウ. シンポジウムの開催

19事務年度には5箇所開催しましたが、20事務年度についても「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を金沢市、札幌市、高松市、熊本市の計4箇所で各地の財務局と共に開催しており、引き続き金融知識の普及の一助として活用されているものと考えています。

エ. 金融広報中央委員会が実施した家計の金融行動に関する世論調査（金融に関する消費者アンケート調査）

20年は「生活設計を立てている」と回答した世帯の比率が36.6%であり、15年以降増加傾向にあります。

【資料4 生活設計設定の有無】



(出所：金融広報中央委員会実施「家計の金融行動に関する世論調査」)

これらの調査結果等をみると、指標の動きはばらつきがあるものの、総じて国民の金融知識への関心が高まっていると考えていますが、一方、生活設計を立てる予定がない世帯が約2割もいるなど、引き続き、金融経済教育の充実を図ることが重要と考えています。

(2) 当局における相談体制並びに業界団体・自主規制機関における相談体制及び苦情・紛争解決支援体制の整備・充実

①取組内容

ア. 当局における相談体制の整備・充実

金融サービス利用者の利便性向上を図るため、金融サービス利用者相談室において利用者からの相談等に一元的に対応し、相談件数や主な相談事例のポイント等を四半期毎に公表しました(20年7月、20年10月、21年1月、21年4月公表)。寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」において紹介しており、主な相談事例として紹介する事例を、今までの37事例から、新たに、貸出条件緩和債権の取扱いの変更に関する相談等や未公開株式の取引に関する相談等の事例等を追加して61事例としました。

また、21年4月1日から、ナビダイヤルで相談等を受け付けています。

イ. 業界団体・自主規制機関における相談体制及び苦情・紛争解決支援体制の整備・充実

「金融トラブル連絡調整協議会」を開催し、アンケート調査を行うなど、「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル」(14年4月策定。以下「モデル」という。)に沿った各業界団体等における苦情・紛争解決支援手続の運用面の適正性に重点を置いたフォローアップ等を実施しました。また、同協議会のワーキンググループを開催し、モデルの改正に向けた検討を行いました。

さらに、20年12月に取りまとめられた金融審議会金融分科会第一部会・第二部会合同会合報告「金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）のあり方について」を踏まえ、「金融分野における裁判外紛争解決制度」（金融ADR制度）の創設を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を21年3月6日に第171国会（常会）に提出し、同法案は、同年6月17日に可決・成立しました。

②評価

ア. 当局における相談体制の整備・充実

(ア) 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況

20年度の相談等の受付件数は51,640件となっており、1日当たりの平均受付件数は19年度に比べ11%増加しています。なお、これとは別に、金融円滑化「大臣安箱」情報として受け付け、大臣に直接届けられたものがあります。

分野別では、預金・融資等が15,290件(30%)、保険商品等が12,746件(25%)、投資商品等が16,166件(31%)、貸金等が6,395件(12%)、金融行政一般・その他が1,043件(2%)となっています。

各分野の特徴は、以下のとおりです。

a. 預金・融資等については、個別取引など融資業務に関する相談等が寄せられており、受付件数は大幅に増加しています。

b. 保険商品等については、保険金の支払いに関するもの、保険金請求時等における保険会社の対応に関するもの等の相談等が寄せられていますが、受付件数は減少しています。

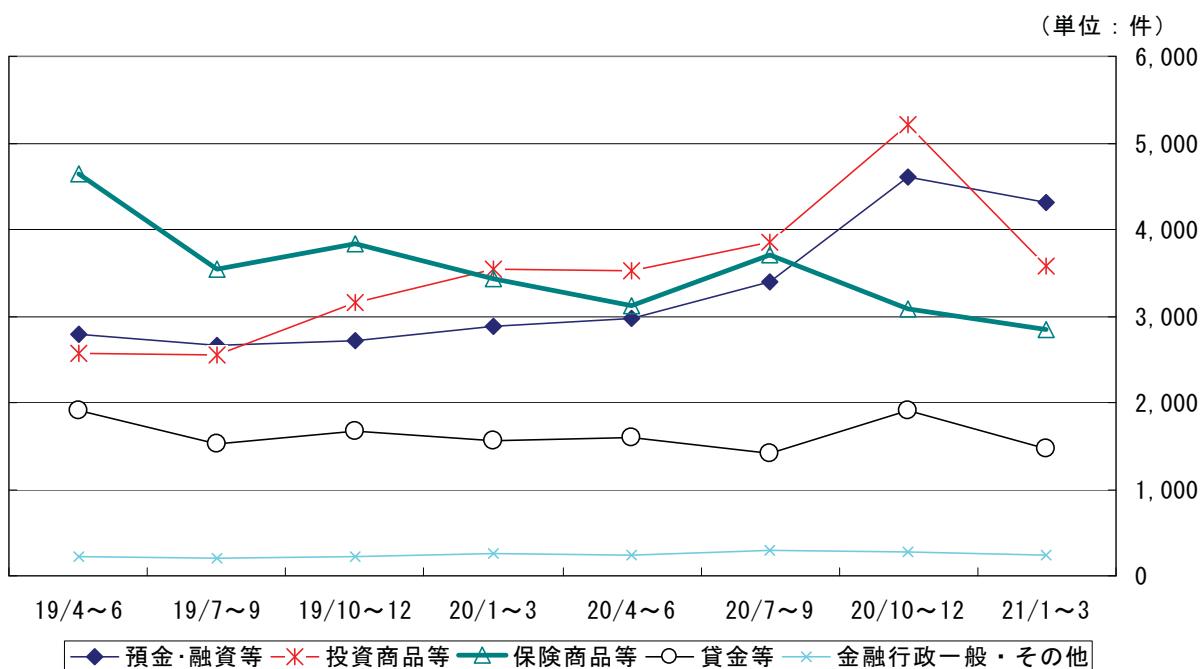
c. 投資商品等については、証券会社（第一種業）に関するもの、市場に関するもの、登録詐称・無登録業者に関するもの等の相談等が寄せられています。

なお、20年10~12月期は、株式市況等に関する意見など行政に対する要望等が大幅に増加しています。

d. 貸金等については、一般的な照会・質問に関するもの、個別取引・契約の結果に関するもの、不適正な行為に関するもの等の相談等が寄せられています。

受け付けた情報は、金融機関に対する検査における検証や監督におけるヒアリング等、金融行政を行う上で重要な情報として活用しており、このうち、貸し渋り・貸し剥がし等に関する情報で、情報提供者等が金融機関側への企業名等の提示に同意している情報については、金融機関に対し、事実確認等のヒアリングを実施しています。これらにより、利用者全体の保護や利便性向上に資することができたと考えています。

【資料5 相談等の分野別受付件数】



(イ) 相談事例のポイントの公表状況

寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」において紹介しており、利用者の保護や利便性向上が図られていると考えています。

(ウ) ナビダイヤルの導入

相談体制等の強化のために、21年4月1日から導入したナビダイヤルについては、利用者の目線に立った行政の観点から有効であると考えています。

イ. 業界団体・自主規制機関における相談体制及び苦情・紛争解決支援体制の整備・充実

「金融トラブル連絡調整協議会」及び同協議会ワーキンググループを開催し、モデルの改正に向けた検討や運用改善のフォローアップ等を実施することにより、金融ADRの充実が図られました。

また、21年6月の「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の成立に伴い「金融ADR制度」が創設され、金融取引に係る利用者保護の充実に資する枠組みが構築されました。

(3) 金融行政に関する広報の充実

①取組内容

当庁の施策（中小企業金融の円滑化、株券電子化、多重債務者対策等）について、

政府広報のテレビ、ラジオ等の各種媒体の活用により広報展開を行いました。また、各種報道発表については、引き続き重要な案件等について、報道発表に併せて大臣による記者会見や担当者による記者説明を行い、その内容・趣旨等について正確な理解が得られるよう努めました。

日本語版金融庁ウェブサイトについては、大臣等幹部の活動記録を掲載した「談話等」・「講演」に係る内容を充実させたほか、金融サービスの利用者へ注意喚起を促すべく新設するなどトップページのレイアウトの見直しを行い、金融行政に関する情報へのアクセスの改善を図りました。また、ウェブサイト上の月刊広報誌「アクセスFSA」の特集やお知らせコーナーを引き続き活用し、写真や図、表を用いた正確でわかりやすい情報発信に努めました。

さらに、21年6月には、英語版金融庁ウェブサイトについてトップページを中心により分かりやすく体系的に整理したほか、21年4月に、英語版公認会計士・監査審査会ウェブサイトについて新着情報メール配信サービスを開始するなど、ウェブサイト利用者への更なる利便性の向上を図りました。

②評価

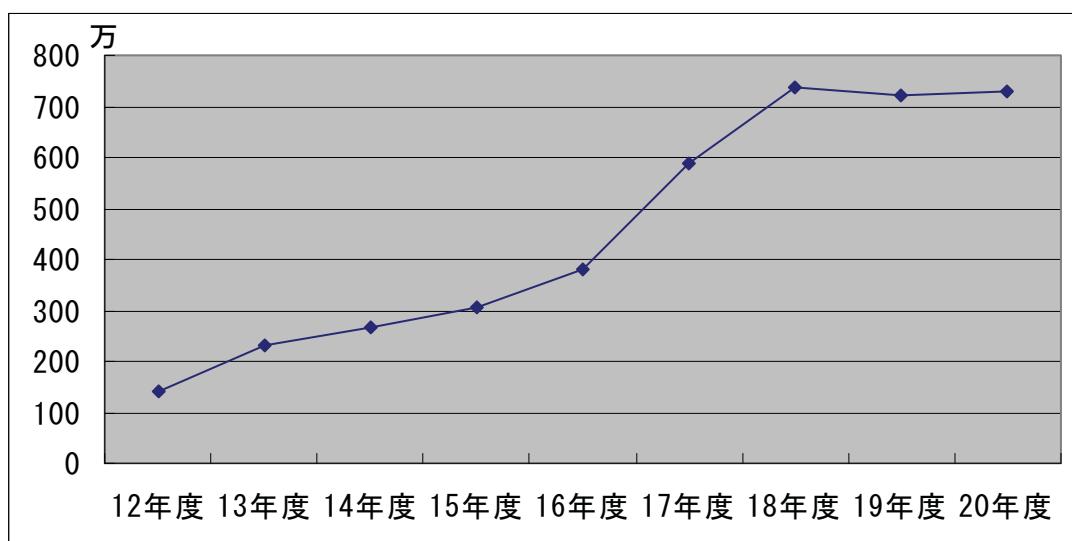
金融行政にかかる広報については、和英両文による報道発表の推進やウェブサイト掲載情報へのアクセスの改善を図ったことなどにより、19年度には減少していた金融庁ウェブサイトへのアクセス件数に増加が見られるなど、利用者や海外の関係者が容易にアクセスできる環境の整備が一定の効果をあげたものと考えています。

ア. 金融庁ウェブサイトへのアクセスの状況

金融庁ウェブサイトのトップページにおけるアクセス件数についてみると、20年度は7,290,934件で、19年度7,197,689件に比較して増加しています。

【資料6 金融庁ウェブサイトへのアクセス件数】

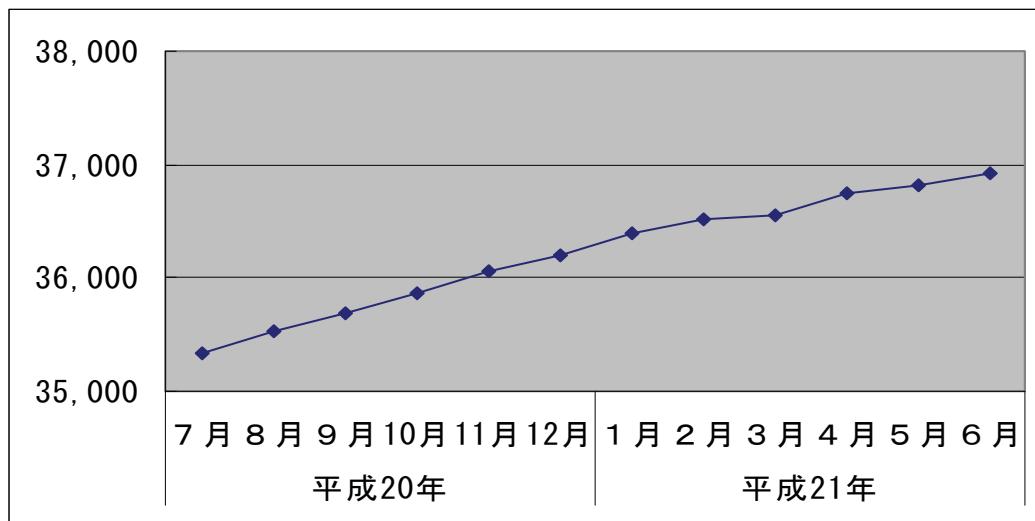
(単位：件)



イ. 金融庁ウェブサイトへの新着情報メール配信サービスの登録状況

予めメールアドレスを登録すると、日々発表される新着情報が電子メールで案内される「新着情報メール配信サービス」を提供しています。その登録者数は21年6月末で3万6千件を超えていました。

【資料7 金融庁ウェブサイトへの新着情報メール配信サービス登録件数】
(単位:件)



(4) 多重債務者のための相談体制等の整備

①取組内容

全国の自治体における相談窓口の整備を一層促進し、各地域の多重債務者が相談窓口を訪れる一つのきっかけとするため、19年度の「全国一斉多重債務者相談ウィーク」に続き、20年9月から12月末までの期間において「多重債務者相談強化キャンペーン」を実施しました。キャンペーンの期間中、全国の都道府県で多重債務者向けの無料相談会が開催され、全国延べ600カ所の相談会に約6,000件の相談が寄せられました。

また、管内都道府県、市区町村における取組みをバックアップするという観点から、政府としても、20年4月から、財務局、財務支局、沖縄総合事務局（以下、「財務局等」という。）に多重債務相談員を配置し、多重債務相談を開始しています。

20年度における多重債務者対策の広報活動としては、新聞突出広告や、テレビ番組、ラジオ番組を利用しての政府広報を行った他、多重債務相談窓口の周知のためにポスターを作成し、都道府県、市区町村、銀行等の金融機関、ハローワーク、鉄道等に計15万枚配布しています。

②評価

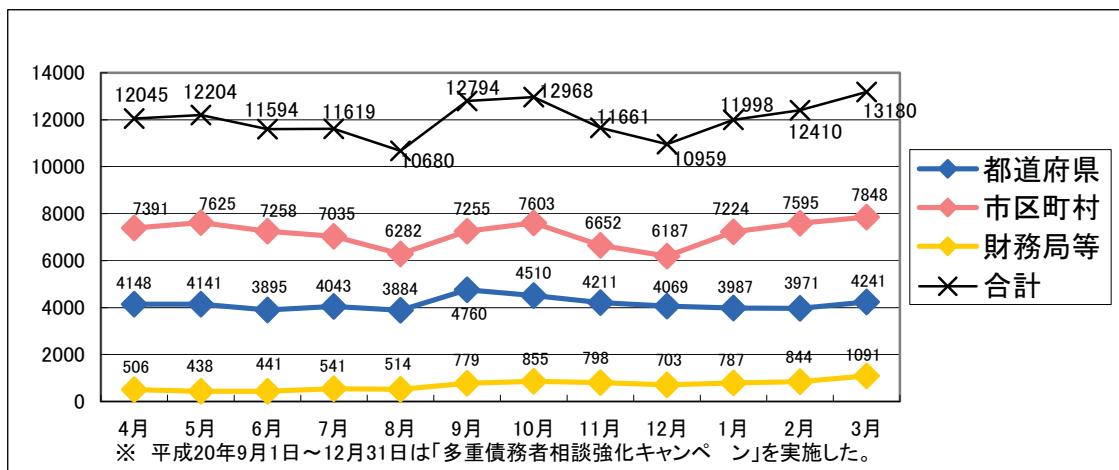
相談窓口については、全ての都道府県で、多重債務相談窓口が整備されており、市区町村においても、21年3月末の時点で1,618市区町村（約90%）に相談窓口が整備

されています（20年3月末時点 1,515 市区町村（約84%））。特に、常設の窓口については、1,391 市区町村（21年3月末）で整備されており、昨年度（20年3月末時点：1,162 市区町村）と比較し、大幅に増加しています。

このように多重債務相談窓口については、全国各地で設置が進んでおり、都道府県、市区町村、財務局等の相談窓口においては、20年度合計で、約14万件の多重債務相談を受けるなど、多重債務者のための相談体制等の整備は着実に進んでいると考えています。

なお、多重債務が原因となった自殺者の数は、20年は1,733人で、前年に比べ約12%減少しました（警察庁「平成20年中における自殺の概要資料」）。

【資料8 平成20年度相談件数の推移】



平成20年度の全都道府県への相談件数合計	: 49,860 件
平成20年度の全市区町村への相談件数合計	: 85,955 件
平成20年度の財務局等の相談窓口への相談件数合計	: 8,297 件
平成20年度の相談件数合計	: 144,112 件

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

(1) 必要性（国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か）

金融を取り巻く環境をみると、金融商品・サービスの多様化が進む一方、多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化が必要であるほか、ペイオフ解禁拡大の実施や「貯蓄から投資へ」の流れの中で、広く国民に対して金融に関する正確な情報を発信することは、金融トラブルの未然防止、利用者利便の向上を図る上で必要不可欠です。

(2) 有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

金融サービス利用者相談室における相談等の受付件数は増加していますが、金融行政を行う上で貴重な情報として活用することにより、利用者全体の保護や利便性向上に資することができたと考えています。また、地方公共団体等からの金融経済教育の充実

に向けた各パンフレット等の配布要望に対し、必要とする部数全てを配布することにより各団体等の積極的な取組みを支援したほか、多重債務問題については、相談体制等の整備が着実に進み、例えば、多重債務を苦にした自殺者が減少しています。これらのことから、利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実に向けた取組みは一定の効果があったものと考えています。

(3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

金融取引の基礎知識をまとめたパンフレット等の作成・配布や、国民が直接アクセスできるウェブサイトを媒体とした注意喚起等多様な手段を利用した情報提供により、国民に効率的に金融知識の普及を図ることができたと考えています。また、金融サービス利用者相談室において、金融サービス利用者からの電話・ウェブサイト・ファックス等を通じた相談等に一元的に対応しているほか、新着情報メール配信サービスについては、英語版公認会計士・監査審査会ウェブサイトにも拡張するなど、効率的に利用者の利便性の向上を図ることができたと考えています。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

①金融経済教育の充実

- ア. 金融経済教育の推進にあたっては、引き続き、金融広報中央委員会・文部科学省等の関係省庁や金融関係団体等との連携を図って、効率的に諸施策を横断的に進めしていくことが重要です。また、活動に地域的な広がりをもたせるためにも、財務局・財務事務所を通じた金融経済教育の充実に努める必要があります。
- イ. 学校教育において金融経済教育を充実・強化するためには、消費者問題等に対応して作成した教材の一層の普及に努める必要があります。例えば、ウェブサイトのコンテンツの改善、新学習指導要領を踏まえた教材の改訂などコンテンツの充実を図る必要があります。
- ウ. 一般社会人向けの金融経済教育を充実するためには、金融商品・サービスの多様化や、多重債務問題をはじめとする金融商品・サービスの利用者を取り巻く環境の変化に対応した教材の充実・普及に努める必要があります。例えば、金融トラブルの未然防止を目的とした映像教材など利用者の目線に立った分かりやすい教材を作成していく必要があります。一方、これまで実施しておりました、金融経済教育について考えるシンポジウムについては、これまでに全国主要都市で開催し一巡したことから、一層効率的な運営方法の可能性や、金融庁において実施する必要があるかどうかを含め検討をする必要があります。

②当局における相談体制並びに業界団体・自主規制機関における相談体制及び苦情・紛争解決支援体制の整備・充実

- ア. 金融サービス利用者からの相談等について、金融サービス利用者相談室では問題

点を整理するためのアドバイスを行ったり、業界団体が開設している紛争処理機関等を紹介しています。今後とも適切な対応に努めるとともに、このために相談体制等の強化を図る必要があります。

イ. 21年6月に成立した金融商品取引法等の一部を改正する法律により、金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）が創設されたこと等を踏まえ、今後も引き続き金融トラブル連絡調整協議会を開催し、業界団体等における金融ADR改善の取組みのフォローアップ等を行うなど、金融ADR制度の充実を図る必要があります。

③金融行政に関する広報の充実

金融庁ウェブサイトの内容のより一層の充実やアクセシビリティ（アクセスのしやすさ）の向上に努める必要があるほか、広報体制の強化を図る必要があります。

④多重債務者のための相談体制等の整備

多重債務相談窓口については、全国で整備が進んでいます。今後は、潜在的な多重債務者が相談窓口にアクセスできるよう、ポスター、リーフレットなど多様な媒体を利用し、多重債務相談窓口の広報を拡大する必要があります。また、適切な相談がなされるためには、相談員の知識や相談技術の向上が不可欠であるため、相談員に対する情報提供（制度、判例等）や研修態勢の充実等を図る必要があります。

（2）評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する事務事業	要求種別	(参考) 21年度予算額
学校における金融知識等普及施策推進実施経費	①	予算 <継続>	17,255千円
一般社会人向けパンフレット等作成経費	①	予算 <継続>	12,716千円
金融経済教育を考えるシンポジウム関係経費	①	予算 <継続>	2,971千円
金融知識普及施策奨励経費	①	予算 <継続>	370千円
金融分野における裁判外紛争処理制度改善経費（再掲※）	②	予算 <継続>	324千円
貸金業者情報検索サービス運用経費	②	予算 <継続>	2,709千円
多重債務者対策に関する広報経費（再掲※）	④	予算 <継続>	9,200千円

金融サービス利用者相談室における関係機関等との連携強化のための増	②	機構・定員	
広報体制の整備	③	機構・定員	

※ 施策Ⅱ－1－(1)「金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底」における予算要求の再掲です。

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ 金融庁作成教材の配布部数
- ・ 金融庁ウェブサイト「おしえて金融庁」、「一般のみなさんへ」へのアクセス件数
- ・ 家計の金融行動に関する世論調査
- ・ 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等
(20年7月31日、20年10月31日、21年1月30日、21年4月30日公表)
 - <http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20080731.html>
 - <http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20081031-3.html>
 - <http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20090130.html>
 - <http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20090430.html>
- ・ 「金融サービス利用者相談室」におけるナビダイヤルの導入について
http://www.fsa.go.jp/news/20/sonota/20090331_3.html
- ・ 金融トラブル連絡調整協議会資料
http://www.fsa.go.jp/singi/singi_trouble/index.html
- ・ 金融審議会金融分科会第一部会・第二部会合同会合報告（20年12月17日公表）
 - http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20081217_1.html
- ・ 金融庁ウェブサイトへのアクセス件数
- ・ 金融庁ウェブサイトへの新着情報メール配信サービス登録件数

11. 担当課室名

総務企画局政策課、総務企画局政策課金融サービス利用者相談室、総務企画局政策課広報室、総務企画局企画課、総務企画局企画課信用制度参事官室、監督局総務課金融会社室

事例 2-4 金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実〔金融庁／実績評価〕

施策 II-2-(4)

金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実

1. 達成目標等

達成目標	投資者に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること
目標設定の考え方 及びその根拠	有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指す。 【根拠】金融商品取引法第1条・第2条の2等、金融・資本市場競争力強化プラン（平成19年12月21日）
測定指標 (目標値・達成時期)	・ EDINET サイトへのアクセス件数 (注) 目標値・達成時期は、事務事業の性格上、設定していません。
参考指標	・ 格付会社等に関する国際会議等への出席回数 ・ 有価証券報告書及び臨時報告書の提出件数 ・ 大量保有報告書の提出件数

2. 平成20年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①金融商品取引法上のディスクロージャー制度の円滑な施行・EDINET の整備	新たに導入された内部統制報告制度のレビューを適時に行い、その結果を踏まえ、必要に応じ、内部統制の評価及び監査の基準・実施基準の見直しや更なる明確化等を検討する。 電子開示システム(EDINET)については、20年3月より再構築後の新システムが稼動したが、引き続き基盤整備等を行うこととし、また、EDINET運用改善に関する論点整理を踏まえ、虚偽のおそれのある大量保有報告書等についてのシステムによるチェック機能の強化等、更なる検討を進め、適切に対応を行う。さらに、米国・欧州等とのXBRLによる開示の相互運用性を確保するための検討を進める。
②格付会社のあり方についての検討	格付会社については、昨今の証券化市場をめぐる状況の中で、様々な問題点が指摘されている。格付会社の利益相反防止のための措置や情報開示のあり方等について、現在、IOSCO等において国際的に行われている様々な議論の状況を踏まえつつ、必要に応じ適切な対応を検討する。

3. 評価結果

(1) 20年度の達成度

A

【達成度の判断理由】

内部統制報告制度に関する基準等の明確化等による内部統制報告制度の円滑な導入、E D I N E T サイトへのアクセス件数の増加、信用格付業者に対する公的規制の導入を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の成立（平成 21 年 6 月）等により、市場の透明性・公正性の確保のための取組みが着実に進展していることから、A と評価しました。

(2) 端的な結論（中期的にみた取組みの成果及び今後の取組方針）

施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

金融商品取引法に基づくディスクロージャ制度は、投資家に対し投資判断に必要な情報を提供するものであり、その効率的な運営は公正・透明な証券市場の維持と幅広い投資家の保護のためには必要不可欠のものです。こうした観点から、ディスクロージャ制度の不断の整備を図ることとしています。

また、ディスクロージャの電子化は、発行体企業における開示手続や投資家等への企業情報の提供等を迅速化・効率化し、これにより、投資拡大や発行体企業の資金調達の効率性の向上、ひいては証券市場の活性化にも資することが期待されます。こうした観点から、E D I N E T（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）を利用したディスクロージャの電子化を推進することとしています。

さらに、信用格付業者に対する登録制を導入し、登録を受けた信用格付業者に対する規制・監督を通じて、信用格付業者の独立性確保・利益相反防止、格付プロセスの品質と公正性の確保、投資者等の市場参加者に対する透明性の確保を図ることが期待されます。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
生活対策	平成 20 年 10 月 30 日	第 2 章 具体的施策 (第 2 の重点分野) 金融・経済の安定強化 4. 金融資本市場安定対策 ○証券化商品の透明性・信頼性向上及び流通再開に向けた取組 ・格付会社に係る規制の検討

金融・世界経済に関する首脳会合	平成 20 年 11 月 15 日 平成 21 年 4 月 2 日	・「合意され強化された国際行動規範に整合的に、信用格付会社に対する強力な監督を実施していく」こと等について合意
経済危機対策	平成 21 年 4 月 10 日	<p>第 2 章 具体的施策</p> <p>1. 緊急的な対策—「底割れ」の回避</p> <p>2. 金融対策</p> <p>○開示制度及び会計処理に関する対応並びに税務上の取扱いの明確化</p> <p>・「継続企業の前提に関する注記」について、投資家に対し企業の経営実態に即したより有用な情報提供を確保するための制度の改善</p>

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

米国の企業会計不正事件やサブプライム・ローン問題を巡り、格付会社について、利益相反の可能性、格付プロセスの品質管理の欠如、情報開示の不足等の問題や、投資者による格付への過度の依存について、様々な問題点が指摘されており、これらに対して適切な措置を講じていく必要性について、世界的に認識が共有されました。

6. 平成 20 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 金融商品取引法上のディスクロージャー制度の円滑な施行

①取組内容

20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から導入された内部統制報告制度については、各証券取引所と共同で、新興市場への上場企業を対象に内部統制報告制度の対応状況に関するアンケートを実施し、各企業における取組状況の調査を行いました。この調査の結果や、20 年 4 月 16 日より設置されている内部統制報告制度相談・照会窓口に寄せられた質問等を踏まえ、21 年 3 月 24 日に、内部統制府令の取扱いに関する留意事項（内部統制府令ガイドライン）を改正し、21 年 4 月 2 日には、「内部統制報告制度に関する Q & A」に新たな質問・回答（24 間）を追加公表し、内部統制報告制度に関する基準等の更なる明確化を行いました。内部統制報告制度相談・照会窓口については、21 年 2 月 6 日に、独立行政法人中小企業基盤整備機構に新たな相談・照会窓口が設置され、金融庁とも協議等を行うこととなり、相談・照会に対する体制を一層充実させました。

②評価

内部統制府令ガイドラインの改正や内部統制報告制度に関する Q & A の追加等による内部統制報告制度に関する基準等の更なる明確化、相談・照会窓口の一層の充実によって、内部統制報告制度に関する基準等の理解が進み、投資者に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されるための内部統制報告制度の円滑な導入に寄与したものと

考えられます。

(2) EDINETの整備

- ① 「EDINET運用改善に関する論点整理」を踏まえ、虚偽のおそれのある大量保有報告書等についてのシステムによるチェック機能の強化等のためのシステム開発について、21年度予算が措置されました。また、同論点整理を踏まえ、一部改正された「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令」が平成20年12月に施行され、これにあわせて届出書の記載事項として資本金を追加するシステム変更開発を行いました。

さらに、個人投資者等の金融・資本市場への参加を促進させるため、EDINETで提出されているXMLデータ(XBRLデータ)の利活用の向上等を図ることを目的とした投資情報の充実及び利活用に向けたIT化の促進(個人投資者等の市場参加促進事業)に対して、21年度補正予算(約18.98億円)が措置されました。

再構築後の新EDINETは、XBRL(財務情報を効率的に処理するためのコンピュータ言語。)を導入していますが、この言語で表現される財務データについて、国際的な相互運用性、比較可能性を確保するため、タクソノミの基本的な構造、用語、運用方法等について共通化すべく、米国証券取引委員会、国際会計基準委員会財団との間で国際会議を行いました。

②評価

EDINETによる開示書類等の提出会社数(内国会社)は、13年6月の電子化の適用開始当初、約500社(13年6月末)でしたが、システムの継続的整備・改善により、資料1のとおり年々増加し、21年6月末には約5,800社を超えています。

また、有価証券報告書等の提出件数は、資料2のとおり年々増加傾向にあり、20事務年度の臨時報告書の提出件数は約7,700件と、前年に比べ1,000件増加しています。

以上のことから、提出会社数の増加及び開示書類等蓄積データの増加に伴い、インターネットを通じたEDINET情報公開サイトへのアクセス件数(月平均)についても、資料3のとおり年々増加傾向にあり、20事務年度は約4,438,000件(月平均)のアクセスがありました。(但し、20事務年度は、アクセス件数の取得方法を変更しています。)

このような状況は、ディスクリージャの電子化の推進による投資判断に必要な情報提供の効果を表しているものと考えています。

【資料1 EDINETによる開示書類等の提出会社数(内国会社)の推移】

(単位:社)

13年6月末	17年6月末	18年6月末	19年6月末	20年6月末	21年6月末
約500	約4,900	約5,100	約5,200	約5,700	約5,800

【資料2 E D I N E Tへの開示書類等の提出件数の推移】

(単位：件)

提出書類	実績値		
	18事務年度	19事務年度	20事務年度
有価証券報告書	8,491	8,790	5,789
訂正有価証券報告書	2,284	5,388	3,099
臨時報告書	6,349	7,159	7,781
訂正臨時報告書	589	596	562
大量保有報告書	3,733	2,690	1,861
(大量保有)変更報告書	14,029	10,747	9,071
(大量保有)訂正報告書	2,628	2,703	3,013

(注1) 事務年度は、7月～翌年6月末

(注2) 20事務年度の件数は、20年6月15日迄の集計。

【資料3 E D I N E T情報公開サイトへのアクセス件数（月平均）の推移】

(単位：件)

16事務年度	17事務年度	18事務年度	19事務年度	20事務年度
約152,000	約277,000	約321,000	約1,000,000	約4,438,000

(注1) 事務年度は、7月～翌年6月末。

(注2) 20年3月17日からの新システムの稼働により稼働直後のアクセス件数が増加しています。これは、機械による自動押下回数が加わっている等、同システムの変更に伴いアクセス件数のカウント方法が変更されたことによります。

(3) 格付会社のあり方についての検討

①取組内容

ア. 国際的なルール策定等への積極的な貢献等

I O S C Oの格付会社に関するタスクフォースは、平成21年3月、「格付会社の基本行動規範の遵守状況の調査報告書」を公表するとともに、格付会社の監督における国際協力について、G20及び金融安定化フォラム(F S F)に送付したメモを公表しました。我が国は、これらの報告書及びメモの策定のための調査及び国際的議論に積極的に参加し、重要な貢献を行いました。

更に、I O S C Oは、①格付会社の監督に係る国際的な規制上の合意のレビュー及び更新、②規制当局及び格付会社の定期的な交流の場を提供することを目的に、第6常設委員会を創設しました。我が国は、第6常設委員会にも積極的に参加し、重要な貢献を行いました。

また、欧州委員会の格付会社規制案において、欧州域内の拠点設置義務やアナリストのローション・ルなど、国際的に合意されたI O S C Oの基本行動規範の枠組みを越えた追加的な規制が提案されていたことから、我が国は、日EUハイレベル会議などにおいて、規制の国際的調和の観点等から働きかけを行いました。

イ. 信用格付業者に対する公的規制の導入

規制金融審議会金融分科会第一部会報告「信頼と活力ある市場の構築に向けて」(平成20年12月17日)を踏まえ、平成21年3月、信用格付業者に対する公的規制の導入を含む金融商品取引法等の一部を改正する法律案を国会に提出し、平成21年6月に成立・公布しました。改正法では、一定の体制が整備された信用格付業者は登録を受けることができることとし、登録を受けた信用格付業者について、①誠実義務、②格付方針の公表等の情報開示、③利益相反防止等の体制整備、④格付対象の証券を保有している場合の格付の提供等の禁止等の規制及び所要の監督規定を整備することとしています。

②評価

ア. 國際的なルール策定等への積極的な貢献等

我が国は、IOSCOの専門委員会（平成20年9月、平成21年2月、平成21年6月）及び格付会社に関するタスクフォース（平成21年1月）、第6常設委員会（平成21年5月）等のメンバーとして、開催された全ての会議に出席し、積極的な意見を発信し、重要な貢献を行いました。具体的には、我が国に本拠地のある格付会社2社について、IOSCOの基本行動規範の遵守状況の調査及び報告を加盟国に先がけて実施したほか、格付会社の監督における国際協力について重要な提言を行い、第6常設委員会の創設について主導的な役割を果たしました。

また、欧州の格付会社規制は、我が国の問題意識も踏まえ、所要の修正が加えられました。その結果、欧州域外の格付会社のための特別な証明制度が創設され、拠点設置義務やローションル等についての免除規定が整備されました。

イ. 信用格付業者に対する公的規制の導入

信用格付業者に対する公的規制の導入により、信用格付業者の独立性確保・利益相反防止・格付プロセスの品質と公正性の確保、投資者等の市場参加者に対する透明性の確保を図ることが期待されます。

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

(1) 必要性（国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か）

公正・透明な証券市場の維持と幅広い投資家の保護のために、企業の財務情報などの投資判断に必要な情報を正確、公平かつ適時に開示するためのディスクロージャ制度の不断の整備、制度の円滑な導入は必要不可欠です。

開示される情報の信頼性を高め、また、開示された情報の利便性を高めその利用を促進することは、証券市場を通じた投資の効率性や発行体企業の資金調達の効率性の向上により証券市場を活性化させ、国民経済の発展に資することが期待されます。

また、ディスクロージャの電子化は、発行体企業における開示手続や投資家等への企業情報の提供等を迅速化・効率化し、これにより、投資拡大や発行体企業の資金調達の効率性の向上、ひいては証券市場の活性化にも資することが期待されていることから、EDINETを利用したディスクロージャの電子化の推進が必要であると考えていま

す。

さらに、信用格付は、投資者が投資判断を行う際の信用リスク評価の参考として、金融・資本市場において広範に利用されており、投資者の投資判断に大きな影響を与えてきました。しかしながら、近年の米国の企業会計不正事件やサブプライム・ローン問題を巡り、格付会社について、利益相反の可能性、格付プロセスの品質管理の欠如、情報開示の不足等様々な問題が指摘されており、また、国際的な規制の導入・強化の動向を踏まえると、我が国においても、資本市場の機能の十全な発揮や投資者保護の観点から、格付会社に対する国際的に整合的な公的規制の枠組みを導入することが必要と考えられます。

(2) 有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

20年4月以後開始する事業年度より適用されている内部統制報告制度の円滑な導入により、財務情報の信頼性が高まっていると考えられます。

また、最適化後の新EDINETへのXBRLの導入により開示情報の二次利用性が高まることは、証券市場の活性化に資するものと考えています。

さらに、格付会社に対する国際的に整合的な公的規制の枠組みを導入するための法整備を行ったことは、資本市場の機能の十全な発揮や投資者保護に資すると考えています。

(3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

新興市場への上場企業を対象に実施した内部統制報告制度の対応状況に関するアンケートについては、各証券取引所の協力のもと、低コストでより多くの対象者からアンケートの回答を回収することができました。

EDINETの再構築については、XBRLを導入することにより、開示情報の二次利用性を高め、開示書類等利用者の利便性向上等を図るとともに、類似機能の統廃合によるコスト削減等を図り、20年3月17日より新システムが稼働しています。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

① 内部統制報告制度は、20年4月1日以後開始する事業年度から導入されており、各企業において初めて作成した内部統制報告書が、3月決算会社においては21年6月までに、その他の会社においても、順次提出されることになります。今後、内部統制報告書の提出状況の調査など内部統制報告制度のレビューを引き続き行い、必要に応じ、内部統制の評価及び監査の基準・実施基準の見直しや更なる明確化等を検討する必要があります。

また、最適化後の新EDINETに導入したXBRLは国際標準であるものの、この言語では、タクソノミ（電子的雛形、注参照）の作り方等により、そのデータ構造に相違が生じます。

この相違を放置すると、複数の国で資金調達を行う企業がXBRL形式の財務データをそれぞれの国で提出する際、または投資家が各国のXBRL形式の財務データを、国境を越えて比較・分析する際の大きな支障となる可能性があります。このため、日

米欧でタクソノミの基本的な構造、用語、運用方法等について共通化し、相互運用性、比較可能性を確保する必要があり、米国証券取引委員会、国際会計基準委員会財団との間で議論を重ねてきた結果、タクソノミの主要な差異について一致させることができました。今後は、タクソノミの国際的な共通仕様を確定させ、これに基づくタクソノミ開発を実施し、新EDINETに導入されたタクソノミの国際的相互運用性、比較可能性を確保する必要があります。

以上を踏まえ、EDINETの整備に関しては、今後も以下のとおり機能追加等を行う必要があります。

- ・ 日米欧でタクソノミの基本的な構造、用語、運用方法等について共通化し、相互運用性、比較可能性を確保するためのタクソノミの開発

(注)「タクソノミ」とは、XBRL言語を用いて表現される財務情報の電子的ひな形。

XBRLは国際標準であるものの、この言語で表現される財務情報は、タクソノミの作り方等により、各国において利用方法に相違が生じる可能性があります。

- ② 格付会社に係る規制については、金融商品取引法の一部改正法の円滑かつ適切な施行に向けて、政令・内閣府令の整備に取り組むほか、国際的な整合性を確保しつつ、実効性のある監督を行うため、引き続きIOSCOの議論に積極的に参加するとともに、欧米をはじめとする外国当局と適切に連携をとっていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する事務事業	要求種別	(参考) 21年度予算額
有価証券報告書等電子開示システム整備経費	①	予算 <継続>	833,490千円
業務・システム最適化計画に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システムの国際化に必要な経費	①	予算 <継続>	123,459千円
規制緩和要望等へ対応するための経費	①	予算 <新規>	—
上場企業等のガバナンス強化に向けた検討体制の整備	①	機構・定員	
信用格付業者の監督に係る体制整備	②	機構・定員	

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・金融審議会分科会第一部会報告（平成20年12月17日）

http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20081217_2.html

- ・「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等について（平成 21 年 3 月 24 日公表）
http://www.fsa.go.jp/news/20/sonota/20090324_3.html
- ・「内部統制報告制度に関するQ & A」の再追加について（平成 21 年 4 月 2 日）
http://www.fsa.go.jp/news/20/syouken/20090402_1.html
- ・行政サービスの一環として行われているインターネットによる E D I N E T 情報の提供に対するアクセス件数
- ・関係法令等の整備状況
- ・I O S C O 等の格付会社に関する国際会議等への参画状況

1 1. 担当課室名

総務企画局企業開示課、監督局証券課

事例 2－5 電気通信事業分野におけるサイバー攻撃対応演習〔総務省／事業評価（事後）〕

平成 21 年度事後事業評価書

政策所管部局課室名 総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課
評価年月：平成 21 年 7 月

1 政策（事業等名称）

電気通信事業分野におけるサイバー攻撃対応演習

2 達成目標

サイバー攻撃等によってインターネットのセキュリティが侵害される事案（以下「インシデント」という。）に対応するためには、事業者内・事業者間連携に関する課題を抽出し、その課題について共通認識を持つことが重要であり、それを達成目標として本事業が実施された。

（課題として想定されるもの）

- ・事業者間連携体制の整備が必要。
- ・顧客・事業者間においてインシデント対応に関する具体的な取り決めが必要。
- ・インシデントに対応可能な人材の育成が必要。

本事業の実施後においては、本事業によって明らかとなった課題を各参加者が現状の体制や組織の運営状況等、各自の特性を考慮した上で、各自の判断により自社のサイバー攻撃対応体制等に反映させることにより、インターネットの安全性・信頼性の向上が図られ、利用者が安心・安全にインターネットを利用できる環境が実現されることが期待できる。

3 事業等の概要等

(1) 事業等の概要

- ・実施期間

平成 18 年度から平成 20 年度

- ・実施主体

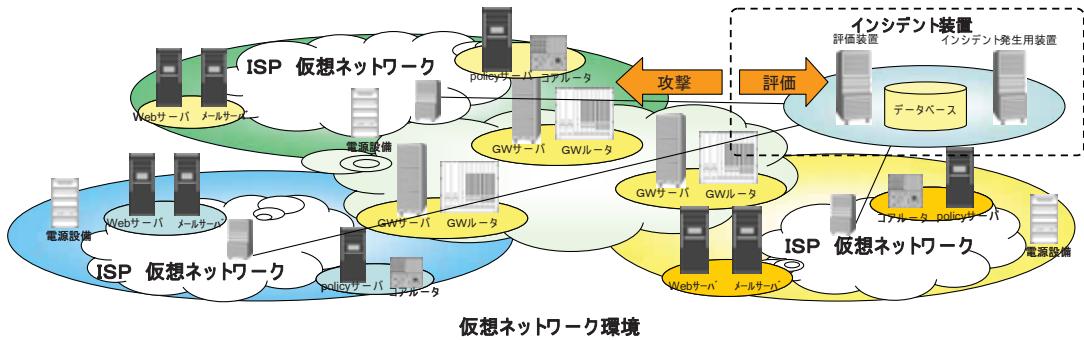
民間企業

- ・概要

ネットワークの安心・安全な利用環境の実現に向けて、サイバー攻撃等によるインターネットのインシデントに対応する演習を行うことにより、高度な IT スキルを有する人材を育成し、かつ事業者内・事業者間の連携体制を強化する。

・概要図

○ 演習環境イメージ



・総事業費

(単位：百万円)

事業年度	18年度	19年度	20年度	総事業費
予算額	404	362	326	1,092

(2) 事業等の必要性及び背景

インターネットは、国民の社会経済活動を支えるインフラとして定着し、その重要性が高まる一方、本事業の開始当初において、ネットワークに接続しただけで感染してしまうコンピュータウイルスや多数のコンピュータから一斉に攻撃が行われる事案が発生していた。

こうしたインシデントの広域化や組織的攻撃により、個々の電気通信事業者のみでは対応できなくなっていたことから、事業者間及び事業者と行政との間で連携してセキュリティ対策を講じることのできる人材や協力体制の強化が求められる等、社会的にも演習の実施に関するニーズが高まっていた。

また、「情報セキュリティ基本問題委員会 第2次提言」(平成17年4月、IT戦略本部)において、演習等を通じて高度なITスキルを有する人材を育成すべきと提言されている他、「次世代IPインフラ研究会 第二次報告書」(平成17年7月、総務省)においても、インシデント事案の広域化や組織的攻撃の増加という当時の傾向にかんがみ、事業者をまたがる総合的な演習の必要性を提言している等、様々な政策提言において演習の実施の必要性が指摘されている。

さらに、本事業は事業者をまたがるサイバー攻撃対応演習を実施するものであり、電気通信事業者、Webサービス提供事業者等複数の事業者を想定した、大規模な演習環境の構築が必要であった。しかしその一方で、事業者にとっては、利害の対立する事業者間において自主的に演習に取り組むことが困難であったこと、いつ起こるか分からないサイバー攻撃への対応演習に費用をかけにくいという実情もあったことから、まずは国費を投じて演習環境を構築し、サイバー攻撃対応演習を実施することが必要であった。

(3) 関連する政策、上位計画・全体計画等

○上位の政策：

政策13「情報通信技術利用環境の整備」

○「e-Japan戦略Ⅱ」（平成15年7月 IT戦略本部）

「情報セキュリティを確保し、不正アクセス、（中略）その他の不正行為に対処するための対策を推進」及び「情報セキュリティ全般に関する十分な知識・技術を有する専門家を育成」することとされている。

○「u-Japan政策」（平成16年12月 総務省）

「サイバーテロや災害・停電等により機能が停止しやすいという脆弱性を内包したネットワークはシステムリスクにさらされており、その運用上、適切なセキュリティ対策を施すなど、十分な危機管理を行う必要がある。」こととされている。

○「情報セキュリティ基本問題委員会 第2次提言～我が国的重要インフラにおける情報セキュリティ対策の強化に向けて～」（平成17年4月 IT戦略本部）

「毎年度ごとにテーマを決めた「総合的訓練・演習」の企画・実施」や「演習・訓練及びセミナー等を通じた、高度なIT人材の育成」が挙げられている。

○「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月 経済財政諮問会議）

「官民における統一的・横断的なセキュリティ対策を推進する。」、「ネットワーク分野について、2010年までにユビキタスネット社会を実現するために、「u-Japan政策」を推進する。」及び「ITを活用した安心・安全への取組を推進する。」こととされている。

○「次世代IPインフラ研究会 第二次報告書～「情報セキュリティ政策2005」の提言～」（平成17年7月 総務省）

「事業者をまたがる総合的な演習の必要性」が提言されている。

○重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画（平成17年12月 情報セキュリティ政策会議）

「想定される具体的な脅威シナリオの類型をもとに、毎年度テーマを設定し、各重要インフラ所管省庁、各重要インフラ事業者等、各重要インフラ分野のCEPTO AR等の協力を得て、重要インフラ分野横断的な演習を行うこととする」とされている。

○「第一次情報セキュリティ基本計画」（平成18年2月 情報セキュリティ政策会議）

「政府は、2009年度初めには、重要インフラにおけるIT障害の発生を限りなくゼロにすることを目指すこととされている。

○「セキュア・ジャパン2006」（平成18年6月情報セキュリティ政策会議）

「セキュア・ジャパン2007」（平成19年6月情報セキュリティ政策会議）

「セキュア・ジャパン2008」（平成20年6月情報セキュリティ政策会議）

「2008年度までに、緊急時における関係事業者間および事業者・政府間の連携体制の強化や調整力を発揮できる高度なICTスキルを有する人材の育成を図るため、（中

略) 電気通信事業者を中心に各重要インフラに跨るインターネット上で発生するサイバー攻撃を想定したサイバー攻撃対応演習を実施する」とこととされている。

4 政策効果の把握の手法

本事業は、演習参加者全員が演習結果を個別に評価した上で課題を抽出し共通認識を得る、という手順で実施するものであり、その結果を評価することによって、政策効果を把握することとした。

具体的には本事業の結果に基づいて、本事業を有効性、効率性、公平性、優先性、及び、今後の課題及び取組の方向性の観点から評価することにより、政策効果を把握した。

5 目標の達成状況

演習を実施した後、演習参加者全員が演習結果を評価したところ、以下のとおり達成目標に掲げる（課題として想定されるもの）に類似した課題等が抽出され、共通認識として得られた。本事業の達成目標は、“共通認識を得る”という定性的なものであることから「どの程度」達成できたか測ることは難しいが、サイバー攻撃対応演習専門家として本事業の効果的な実施に協力を得た Ernest W. Drew, III 氏（米国ノルウェイッチ大学 サイバーコンフリクト研究所）に本事業の結果を提示し、「3年間の演習によって着実に成果をあげてきた」という評価を受けている。

＜達成目標に掲げる課題「事業者間連携体制の整備が必要」に類似した評価結果＞

○課題

- ・事業者間でインシデント対応事例の情報を蓄積・共有することが必要。
- ・インシデント発生時の事業者内、事業者間の情報連携について再考が必要。

○3年間の演習を通じた課題の解決状況

- ・演習を通して、日頃は交流の少ない事業者間で交流が生まれた。これによって有事の際の連携力の強化を図ることができた。
- ・情報共有は、共有に関するルールの整備や、第三者機関の利用等、環境を整えることにより、潤滑に行える可能性を見出すことができた。
- ・演習を通じて、自社のみで解決できない問題について他の事業者に解決を依頼する、という事業者間の連携体制を経験することによって、大規模な攻撃被害に対する対応能力が身につくと分かった。

＜達成目標に掲げる課題「顧客・事業者間においてインシデント対応に関する取り決めが必要」に類似した評価結果＞

○課題

- ・顧客・事業者間において、インシデント対応に関する合意事項や連絡窓口を整備する

ことが必要。

＜達成目標に掲げる課題「インシデントに対応可能な人材の育成が必要」に類似した評価結果＞

○課題

- ・今後も演習を継続し、多くのオペレータにサイバー攻撃対応の経験を積んでもらうことが必要。

○3年間の演習を通じた課題の解決状況

- ・演習に参加することでインシデント対応の一連の流れが確認できた。
- ・インシデント発生時に冷静かつ速やかに対処できる自信がついた。

6 目標の達成状況の分析

(1) 有効性の観点からの評価

達成目標どおり、演習結果を参加者の中で評価し、抽出した課題を共通認識として持つことができたため、本事業は有効性があると認められる。

また3年間の演習を通じて、「5 目標の達成状況」のとおり、この課題を解決することができたと見られる参加者らもいたことから、本事業はインターネットの安全性・信頼性の向上に確実に寄与することを通じ、国民一般に対してもその結果が及ぶ有効なものであるといえる。

(2) 効率性の観点からの評価

複数の事業者に跨って発生するインシデントに対して、各事業者がそれぞれの方針で対応策を講じる場合、その費用対効果は不安定なものになると考えられる。本事業はインターネットを形成する主要な電気通信事業者の多数参加を得て、インシデント対応時の課題について共通認識を持つことを目的とするものであり、共通認識としてその課題を持つ事業者らが相互に連携して解決することが期待される。したがって、本事業は確実にインターネット全体に効果が表れる効率性の高い事業である。

(3) 公平性の観点からの評価

(2) のとおり、本演習を通じて共通認識となった課題の解決に対して、演習に参加した事業者が相互に連携して取り組むことは、インターネット全体に効果を発揮するものと考えられる。したがって、本事業において社会インフラとしてのインターネットの安全性・信頼性の確立に寄与することを通じ、その効果が広く国民一般に及ぶものである。

(4) 優先性の観点からの評価

インシデントの広域化や組織的攻撃の増加という本事業の開始当初の状況にかんがみると、既に発生している攻撃や今後発生しうる攻撃に対応するため、速やかに対応を図る必要があり優先性があると認められる。

(5) 今後の課題及び取組の方向性

本事業では、演習が民間主導で継続して実施することができるよう、演習の設計方法及び実施方法を取りまとめ、演習フレームワークを策定したことから、本事業の終了後においても、民間企業が主体となって当該演習フレームワークを活用した演習を継続して実施することが可能となった。そのため、今後は民間主導によって積極的に演習が実施されることが期待できる。

7 政策評価の結果

本事業を実施した結果、有効性、効率性、必要性、公平性及び優先性の観点から十分な成果が得られたと認められる。

一方、演習を通じて明らかになった課題の解決を図るために、今後においても、関係者は引き続き演習の実施に努めることが重要であり、そのような取組を通じてインターネットの安全性・信頼性の向上を図り、利用者が安心・安全にインターネットを利用できる環境の実現に努めるべきである。

8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

本事業の評価を実施するにあたり、サイバー攻撃対応演習専門家 Ernest W. Drew, III 氏（米国ノルウィッチ大学 サイバーコンフリクト研究所）から、3年間の演習の結果について得られたコメントを活用した。

（以下、該当するコメント）

サイバー攻撃対応演習への参加者の多くはプログラムが始まった3年前には演習に参加した経験がなかった。ISP や総務省を始め様々な連携が不可欠なほど複雑なサイバー攻撃に関する問題を討議しなかった。この演習によって複雑なサイバー攻撃に対処する能力は向上している。この3年間は技術以外に事業者が連携してサイバー攻撃対応を可能にするポリシーや手順に注意を払ってきた。それによって、ISP 間の連携を重視することで総務省の施策であるこの演習は日本のサイバーセキュリティの向上に貢献してきた。脅威は今後も複雑化し進化するがサイバー攻撃対応演習を継続すれば新しい脅威への効果的な対応也可能になる。

9 評価に使用した資料等

- e-Japan 戦略Ⅱ（平成15年7月 IT戦略本部）
(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/030702ejapan.pdf>)
- u-Japan 政策（平成16年12月 総務省）
- 「情報セキュリティ基本問題委員会 第2次提言～我が国的重要インフラにおける情報セキュリティ対策の強化に向けて～」（平成17年4月 IT戦略本部）
(http://www.nisc.go.jp/itso/kaigi/kihon/teigen/pdfs/2teigen_hontai.pdf)
- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（平成17年6月 経済財政諮問会議）
(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizai/kakugi/050621honebuto.pdf>)
- 次世代IPインフラ研究会第二次報告書（平成17年7月 総務省）
- 重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画（平成17年12月 情報セキュリティ政策会議）
(http://www.nisc.go.jp/active/infra/pdf/infra_rt.pdf)
- 「第一次情報セキュリティ基本計画」（平成18年2月 情報セキュリティ政策会議）
(http://www.nisc.go.jp/active/kihon/ts/bpc01_a.html)
- 「セキュア・ジャパン2006」（平成18年6月 同会議）
(http://www.nisc.go.jp/active/kihon/pdf/sjf_2006.pdf)
- 「セキュア・ジャパン2007」（平成19年6月 同会議）
(http://www.nisc.go.jp/active/kihon/pdf/sjf_2007.pdf)
- 「セキュア・ジャパン2008」（平成20年6月 同会議）
(http://www.nisc.go.jp/active/kihon/pdf/sjf_2008.pdf)

事例 2-6 女性医師支援センター事業（医師再就業支援事業）【厚生労働省／事業評価（事後）】

(整理番号 3)

事業評価書（事後）

平成 21 年 8 月

評価対象（事業名）	女性医師支援センター事業（医師再就業支援事業）	
主管部局・課室	医政局医事課	
関係部局・課室		
関連する政策体系		
基本目標 1	安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること	
施策目標 2	必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること	
	施策目標 2-1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること	
	個別目標 1 女性医師、看護師等の離職防止、復職支援を図ること	

1. 現状・問題分析

事前評価実施時における現状・問題分析（平成 17 年度）

①現状分析

臨床医に占める女性医師の割合は約 15 % であるが、国家試験合格者では女性の占める割合は 3 分の 1 となっており、今後女性医師の割合は増加していくと予想される。また、女性医師は一般的に、出産・育児等により、一時的に臨床の場から退く機会が多い。

②問題点

一時的に臨床の場から退いた女性医師が、子供に手が掛からなくなったから、という理由等で臨床の場に復帰しようとしても、その間のブランク（通常 1 ~ 2 年）を埋めることは容易ではなく、また復帰しようとした時にフルタイムで勤務できるとは限らず、パートタイムでの勤務を希望する女性医師が多い。しかしながら、実際の求人はフルタイム勤務のものが殆どであるので、復帰を断念する女性医師も少なくない。その結果、臨床の場での医師不足感が増し、また、現場での医師不足が続くことによる激務を避けるために、勤務医の開業志向に拍車をかける結果となっている。

③問題分析

現状でも、民間等による「ドクターバンク」事業が行われているが、これらは採算ベースの性格が強く、加えて男女両性の医師を対象としている為、例えばフルタイムではなくパートタイム勤務等と言った、いわゆる「女性医師」特有のライフステージに応じた、きめ細かい対応を行うには限界がある。

④事業の必要性

以上のような問題状況を踏まえ、女性医師がライフステージに応じて働くことのできる柔軟な勤務形態の促進を図り、パートタイム勤務等の職業斡旋事業を実施するため、女性医師バンク（仮称）の設立・運営が必要である。なお、『医師の需給に関する検討会中間報告書』においても、「女性医師がライフステージに応じて働くことのできる柔軟な勤務形態の促進を図る必要がある」と記されているところである。

事後評価実施時（現在）における現状・問題分析

近年、医師国家試験の合格者に占める女性の割合が約 3 分の 1 に高まるなど、医療現場における女性の進出が進んでおり、出産や育児といった様々なライフステージに対応して、女性医師の方々が、安心して業務に従事できる環境の整備が重要である。

現状・問題分析に関連する指標

	H16	H17	H18	H19	H20
1 就業医師数 (毎年度／前年度)	256,668	—	263,540 【102.7%】	—	集計中

(整理番号3)

2	就業女性医師数 (毎年度／前年度)	42,040		45,222 【107.6%】	集計中
---	----------------------	--------	--	--------------------	-----

(調査名・資料出所、備考)

- 指標1及び2については、「医師、歯科医師、薬剤師調査」(大臣官房統計情報部調べ)による。平成20年度の数値については、現在集計中であり、平成21年12月頃公表予定である。なお、「医師、歯科医師、薬剤師調査」は隔年度の実施のため、平成17年度及び平成19年度の数値については記載していない。

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人
その他()

(2) 事業の内容(概要)

女性医師バンクにおいて、再就業を希望する女性医師の就職相談及び就業斡旋等を行うことにより、女性医師の再就業を支援する。また、再就業における講習会等を開催し、女性医師の離職防止及び再就業支援を図る。

(3) 予算

一般会計・年金特会・労働保険特会・その他()	H18	H19	H20	H21	H22
予算額(単位：百万円)	124	96	164	168	195

※「H22」については予算概算要求額

3. 事前評価実施時における目標・政策効果が発現する時期

事業の目標
再就業件数 女性医師バンク登録者数、目標値：2500人
再就業支援件数、目標値：200件
政策効果が発現する時期 平成18年度

4. 評価指標等

アウトカム指標 (達成水準／達成時期)
※【 】内は、目標達成率(実績値／達成水準)
1 就業女性医師数 (前回調査時以上／調査時)

(調査名・資料出所、備考)

指標1については、「医師、歯科医師、薬剤師調査」(大臣官房統計情報部調べ)による。平成20年度の数値については、現在集計中であり、平成21年12月頃公表予定である。なお、「医師、歯科医師、薬剤師調査」は隔年度の実施のため、平成17年度及び平成19年度の数値については記載していない。

アウトプット指標 (達成水準／達成時期)
※【 】内は、目標達成率(実績値／達成水準)
1 女性医師バンクセンター再就業支援件数 (前年度以上／毎年度)

(調査名・資料出所、備考)

指標1は、女性医師バンクにおいて、求職者として登録し、コーディネーターによる就業相談を受けた女性医師の数であり、医政局医事課調べによる。

5. 事前評価の概要

必要性の評価

民間にも医師紹介バンクはあるが、採算性を追求する性格が強く、採算性のない分野（例えば女医に特化した事業）は事業の対象となっていない。このような、採算性のない分野については、国が主導的立場に立って、事業を推進することが重要である。

有効性の評価

女性医師の社会復帰が促されることにより、適材適所の人材配置が可能となり、臨床の現場での、医師不足感解消につながる。

効率性の評価

女性医師バンク（仮称）という形態をとることにより、多様な勤務形態を有する医療機関と女性医師の要求を効率的にマッチングすることができるため、手段として適正である。

6. 事後評価の内容

(1) 有効性の評価

政策効果が発現する経路（投入→活動→結果→成果）

女性医師バンクを通じた紹介事業によって、女性医師への就業場所の提供が可能となり、需要と供給のミスマッチが解消される。

有効性の評価

女性医師の確保を図るために、離職防止の観点から、離職した女性医師の再就業を促す施策が実施され、女性医師の確保が推進されていることから施策目標の達成に向けて有効性が高いものと評価できる。

事後評価において特に留意が必要な事項

なし

(2) 効率性の評価

効率性の評価

女性医師の確保を図るため、必要な養成機関を経て養成するよりも、既に免許を有しているが就業していない女性医師の復職及び再就業の支援を行うことは、施策目標の達成に関して効率的な取組であると評価できる。

事後評価において特に留意が必要な事項

なし

(3) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

医療の現場を見ると、産科、小児科などの診療科やへき地等で医師不足問題が深刻であり、地域で必要な医師の確保に効果的な手を打ち、国民の医療に対する安心・安全を確保することが喫緊の課題である。そこで、女性医師バンクの充実など女性医師等の離職防止、復職支援を図る施策等に重点的に取り組んでいるところである。

(4) 政策等への反映の方向性

今後の医療需要に見合った医療従事者を確保するための施策が着実に実施されており、引き続き女性医師等の離職防止、復職支援を進めていきたい。そのため、評価結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

7. 特記事項

①国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む。）の該当

(1) 有・無

(2) 具体的記載

(整理番号3)

第170回国会の麻生内閣総理大臣所信表明演説(平成20年9月)において「救急医療のたらい回し、産科や小児科の医師不足(中略)。いつ自分を襲うやもしれぬ問題であります。日々不安を感じながら暮らさなくてはならないとすれば、こんな憂鬱なことはありません。わたしは、これら不安を我が事として、一日も早く解消するよう努めます。」と所信表明されたところである。

②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当
(※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。)

(1) 有・無

(2) 具体的内容

「経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日閣議決定)」において、「産科・小児科をはじめとする医師不足の解消や病院勤務医の就労環境の改善のため、女性医師の就労支援(中略)等を進める」とされている。

③審議会の指摘

(1) 有・無

(2) 具体的内容

「安心と希望の医療確保ビジョン」(平成20年6月18日取りまとめ)において、「女性医師の離職防止・復職支援」に係る記載がある。

④研究会の有無

(1) 有・無

(2) 研究会において具体的に指摘された主な内容

⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

(1) 有・無

(2) 具体的状況

平成20年度重要対象分野として医師確保が選定されたところであり、現在、政策評価を進めているところである。

⑥会計検査院による指摘

(1) 有・無

(2) 具体的内容

⑦その他

**事例 2-7 看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保のための
モデル事業【厚生労働省／事業評価（事後）】**

(整理番号 5)

事業評価書（事後）

平成 21 年 8 月

評価対象（事業名）	看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保のための モデル事業	
主管部局・課室	医政局看護課	
関係部局・課室		
関連する政策体系		
基本目標 I	安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進す ること	
施策目標 2	必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること	
施策目標 2-1	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること	
個別目標 2	女性医師、看護師等の離職防止、復職支援を図ること	

1. 現状・問題分析

事前評価実施時における現状・問題分析（平成 17 年度）

①現状分析

平成 12 年に策定した看護職員需給見通しにおいて、平成 17 年度には全体として約 130 万人で需要と供給はおおむね均衡することとされており、現在、順調に推移しているところだが、その一方で、大病院など一般の医療機関等においても看護職員の不足感が発生している他、中小病院や特定の地域にある病院等では、看護職員の確保が困難な医療機関がまだ数多くある状況。

②問題点

医療技術の進歩・患者の高齢化・重症化、平均在院日数の短縮化など、看護職員の働く医療現場の環境が大きく変わっている中で、看護職員の労働密度は益々高くなってきており、今後、現実的に看護職員が不足を来す医療機関が多数発生することが危惧されているところである。

また、潜在看護師の中には、一定期間臨床現場を離れることにより、高度化している現在の医療現場において、自らの持つ看護技術や能力に不安を持つ者も多い。

③問題分析

このような状況を改善し、または未然に防ぐためには、潜在看護師の再就業の促進が非常に重要であり、現在約 55 万人いるとされている潜在看護職員の再就業に向けた取組みとして、臨床技能の向上に重点を置いた事業に取り組む必要がある。

④事業の必要性

以上から、教育研修が充実している病院で潜在看護師等に対して研修を行うことや、病院から看護職員の確保が困難な地域・医療機関に、指導看護師と研修看護師を派遣し、臨床実務研修を実施することにより就業の促進を図る必要がある。また併せて、看護師確保が困難な地域・医療機関において業務に従事する看護職員の資質の向上を図る必要がある。

事後評価実施時（現在）における現状・問題分析

医療技術の進歩、患者の高齢化等により、看護職員の役割は複雑多様化し、その業務密度も高まっていることから、看護職員の資質の向上を図ることは、極めて重要な問題である。

現状・問題分析に関連する指標

	H16	H17	H18	H19	H20
1 就業看護職員数	797,233	822,913	848,185	882,819	集計中

(整理番号5)

(前年度以上／毎年度)		【103, 2%】	【103, 1%】	【104. 1%】
(調査名・資料出所、備考)				
・指標1については、医政局看護課調べによる。平成20年度の数値については、現在集計中であり、平成22年2月頃に公表予定である。				

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人
その他（）

(2) 事業の内容（概要）

都道府県ナースセンターが実施している看護力再開発講習会等と連携を図り、教育研修が充実している病院で潜在看護師等に対して臨床実務研修を行うことや、病院から看護職員の確保が困難な医療機関に、指導看護師と研修看護師を派遣し、臨床実務研修を実施することにより、看護師確保が困難な地域・医療機関にいる看護職員の確保を図るものである。

(3) 予算

一般会計・年金特会・労働保険特会・その他（）	H18	H19	H20	H21	H22
予算額（単位：百万円）	101	101	78	78	78
※「H22」については予算概算要求額					

3. 事前評価実施時における目標・政策効果が発現する時期

事業の目標
研修実施都道府県数、目標値：47都道府県で研修実施
政策効果が発現する時期

4. 評価指標等

アウトカム指標 (達成水準／達成時期) ※【】内は、目標達成率（実績値／達成水準）	H16	H17	H18	H19	H20
1 就業看護職員数 (前年度以上／毎年度)	797, 233	822, 913 【103, 2%】	848, 185 【103, 1%】	882, 819 【104. 1%】	集計中
(調査名・資料出所、備考)					
・指標1については、医政局看護課調べによる。平成20年度の数値については、現在集計中であり、平成22年2月頃に公表予定である。					
アウトプット指標 (達成水準／達成時期) ※【】内は、目標達成率（実績値／達成水準）					
1 事業の実施都道府県数 (前年度以上／毎年度)			3 【200%】	6 【100%】	
(調査名・資料出所、備考)					
・指標1は、医政局看護課調べによる。					

5. 事前評価の概要

必要性の評価
医療技術の進歩・患者の高齢化・重症化、平均在院日数の短縮化など、看護職員の働く医療現場の環境が大きく変わってきており、看護職員の労働密度は益々高くなつ

てきており、大病院など一般の医療機関等においても看護職員の不足感が発生しているほか、中小病院や特定の地域にある病院等では、看護職員の確保が困難な医療機関がまだ数多くある状況である。今後、現実的には看護職員が不足を来す医療機関が多数発生することが危惧されていることから、早急に取り組む必要がある。

有効性の評価

本事業を通じて臨床実務研修を実施することにより、潜在看護師等の就労意欲の向上、看護師の役割の再認識等の他、看護職員の確保が困難な地域・医療機関等に在職する看護師の看護技術のレベルアップ等を図ることができ、看護職員の就業の促進が見込まれる。

効率性の評価

教育研修に関するノウハウが充実している病院等へ委託することにより、事業をより円滑に、効果的に実施することが可能である。また、必要経費のみを補助し、当該事業を実施することにより、看護職員の就業の促進を図り、併せて看護師確保が困難な地域・医療機関の看護職員の資質向上を効率的に図ることができる。

6. 事後評価の内容**(1) 有効性の評価****政策効果が発現する経路（投入→活動→結果→成果）**

本事業を通じて臨床実務研修を実施することにより、潜在看護師等の就労意欲の向上、看護師の役割の再認識等の他、看護職員の確保が困難な地域・医療機関等に在職する看護師の看護技術のレベルアップ等を図ることができ、看護職員の就業の促進が見込まれる。

有効性の評価

平成18年度から平成20年度までの実務研修受講者のうち、約43.3%の潜在看護師が医療機関等への就業につながり、その他の者についても、技術のレベルアップ等が図られたことで就労意欲が向上したとの事業報告があり、モデル事業として一定の成果があつたものと考える。

事後評価において特に留意が必要な事項

なし

(2) 効率性の評価**効率性の評価**

必要な養成期間を経て養成するよりも、すでに免許を有しているが就業していない看護師に対して復職研修及び再就業支援を行なうことは、看護師の育成・強化を効率的な取組であると評価できる。

事後評価において特に留意が必要な事項

なし

(3) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

なし

(4) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

7. 特記事項**①国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む。）の該当****(1) 有・無****(2) 具体的記載**

第170回国会の麻生内閣総理大臣所信表明演説（平成20年9月）において「救急医療のたらい回し、産科や小児科の医師不足（中略）。いつ自分を襲うやもしれ

(整理番号5)

ぬ問題であります。日々不安を感じながら暮らさなくてはならないとすれば、こんな憂鬱なことはありません。わたしは、これら不安を我が事として、一日も早く解消するよう努めます。」と所信表明されたところである。

②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当
(※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。)

(1) 有・無

(2) 具体的内容

「経済財政改革の基本方針2009」(平成21年6月23日閣議決定)において「看護師の専門性を高めるとともに、医師と看護師等との役割分担が可能な行為を一層明示・普及し、業務範囲の拡大と責任の所在を明確にしつつ、チーム医療・役割分担を積極的に推進する」とされている。

③審議会の指摘

(1) 有・無

(2) 具体的内容

「安心と希望の医療確保ビジョン」(平成20年6月18日取りまとめ)において「医師と看護師職との協働の充実」が盛り込まれている。

「看護の質と向上と確保に関する検討会」(平成21年3月)において「医療関係職種が各々の専門性を高め、相互の専門性を理解し、チーム医療を推進していくことが重要である」とされている。

④研究会の有無

(1) 有・無

(2) 研究会において具体的に指摘された主な内容

⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

(1) 有・無

(2) 具体的状況

平成20年度重要対象分野として医師確保が選定されたところであり、現在、政策評価を進めているところである。

⑥会計検査院による指摘

(1) 有・無

(2) 具体的内容

⑦その他

事例2-8 迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者の保護を図ること【厚生労働省／実績評価】

(III-3-1)

実績評価書

平成21年8月

評価の対象となる施策目標	迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること
--------------	---------------------------------

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	Ⅲ	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
施策目標	3	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること
施策目標	3-1	迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること
個別目標1		医学的に判断が難しい等により労災保険給付の決定に長期間を要している事案の解消を図ること
(評価対象事務事業) ・労災保険給付		
施策の概要(目的・根拠法令等)		
1 目的等	業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うことにより労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。	
2 根拠法令等	○労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)	
主管部局・課室	労働基準局労災補償部補償課	
関係部局・課室		

2. 現状分析(施策の必要性)

労災保険給付の新規受給者数は長期的には減少傾向にあるが、今なお年60万人以上に達する。特に、精神疾患や石綿関連疾患など複雑困難な事案は増加傾向にある。こうした中、被災労働者やその遺族の保護を図るために、支給決定のための調査に相当の日数を要する障害(補償)年金や遺族(補償)年金をはじめ、迅速かつ適正な保険給付を行う必要がある。

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)	※【】内は、目標達成率(実績値/達成水準)
1 障害(補償)年金の請求から支給決定までの所要日数(単位:日) (前年度以下/毎年度)	H16 H17 H18 H19 H20 147.5 131.0 117.9 120.9 132.7 [110%] (前年度比 11.8日増)
2 遺族(補償)年金の請求から支給決定までの所要日数(単位:日) (前年度以下/毎年度)	211.6 162.0 154.5 154.9 162.2 [105%] (前年度比 7.3日増)
(調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2は、労働基準局労災補償部の調べによる。 ・指標1及び2は、各年度に支給・不支給決定を行ったものの所要日数の平均値である。 ・指標1及び2の目標達成率は、(実績値/達成水準)×100(%)で算出しているが、より小さい値を得ることを目標としているため100%以下で目標達成となる。	

参考統計		H16	H17	H18	H19	H20
1	脳・心臓疾患事案の請求から支給決定までの所要期間（単位：日）	255	243	243	216	210
2	精神障害等事案の請求から支給決定までの所要期間（単位：日）	341	326	319	289	278
3	石綿関連疾病事案の請求から支給決定までの所要期間（単位：日）					
	労災保険法に基づく請求事案	—	—	130	177	157
	石綿救済法に基づく請求事案	—	—	130	177	147
(調査名・資料出所、備考)						
・指標1～3は、労働基準局労災補償部の調べによる。						
・指標1～3は、各年度に支給・不支給決定を行ったものの所要日数の平均値である。						
施策目標の評価						
【有効性の観点】						
当該施策目標によって、障害（補償）年金及び遺族（補償）年金の請求を行った被災労働者とその遺族に対し、迅速かつ公正な保護を図ることができた。						
【効率性の観点】						
各事案ごとの支給事由に合わせた的確な調査計画を策定し、迅速かつ適正な給付決定を行うための調査を効率的に実施した。						
【総合的な評価】						
労災保険給付の迅速かつ適正な実施のため、組織的な進行管理等に努めてきたところ、事実調査に多大な事務量を要する脳・心臓疾患、精神障害等事案や事実関係の把握が困難な石綿関連疾患事案の請求から支給決定までの所要期間は着実に減少しているが、障害(補償)年金の請求から支給決定までの所要日数が132.7日、遺族(補償)年金の請求から支給決定までの所要日数が162.2日と、共に前年度を上回った。						
今後も、事案の性質に沿った的を絞った調査を行うとともに、管理者による進行管理の徹底に努め、所要日数の減少を図る必要がある。						

4. 個別目標に関する評価

個別目標 1	医学的に判断が難しい等により労災保険給付の決定に長期間を要している事案の解消を図ること				
個別目標に係る指標					
アウトカム指標 (達成水準／達成時期)					
※【】内は、目標達成率（実績値／達成水準）					
1 医学的に判断が難しい等により労災保険給付の決定に長期間（6ヶ月以上）を要している事案数（人）（前年度以下／毎年度）	H16	H17	H18	H19	H20
	2,157	2,071	1,911	1,435	1,237 【86.2%】 (前年度比 198人減)
（調査名・資料出所、備考）					
・指標1は、労働基準局労災補償部の調べによる。					
・指標1の目標達成率は、（実績値／達成水準）×100（%）で算出しているが、より小さい値を得ることを目標としているため100%以下で目標達成となる。					
個別目標1に関する評価（個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から）					
労災保険給付の決定に長期間を要している事案の発生防止及び解消に向け、労働局及び労働基準監督署において管理者が事案の進行管理を組織的に行い、処理経過の点検、長期化の原因分析を実施し、その改善を図った結果、効率的な処理が可能となった。その結果、着実に当該事案数が減少し、目標達成に向けて進展しているところである。					
個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価					
事務事業名 労災保険給付					
平成20年度 793,173百万円（全額事業主負担。一部国庫補助あり（457百万円））					

予算額等	一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()				
平成20年度 決算額	一 百万円(平成20年度決算額は平成21年7月末頃確定予定)				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()				
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)	業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするために必要な保険給付として、以下を支給するものである。 療養(補償)給付、休業(補償)給付、障害(補償)給付、遺族(補償)給付 葬祭料等、傷病(補償)年金、介護(補償)給付、二次健康診断給付等				
政府決定・重要施策との関連性	該当なし。				
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	別紙のとおり。				
予算上事業数等					
事業実績数等					
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)	迅速かつ適正な労災保険給付を実施するための組織的な進行管理等の取組を行ったところ、給付決定に長期間を要する事案が着実に減少し、特に平成18年から平成20年にかけて見ると大幅に減少していることから、個別目標の達成に向けて進展しており、進行管理等の事務見直しが有効に機能しているものである。 今後も引き続き、組織的な進行管理等により、迅速かつ適正な労災保険給付に係る事務処理に取り組む。				

5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率
指標1 目標達成率 110% 指標2 目標達成率 105%
※指標1及び2の目標達成率は、(実績値/達成水準) × 100(%)で算出している が、より小さい値を得ることを目標としているため100%以下で目標達成となる (目標達成率を算定できない場合、その理由)
2 評価結果の政策への反映の方向性
i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 <input checked="" type="checkbox"/> 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○) (理由) 被災労働者及びその遺族に対する迅速かつ公正な保護を図ることは労働者災害補償保険制度の目的であり、支給決定に多くの日程を要する障害(補償)年金及び遺族(補償)年金の所要日数を減少させることを目標に掲げつつ、21年度以降も引き続き迅速かつ適正な労災保険給付に努める。
3 施策目標等に係る指標の見直し(該当するものすべてに○)
(施策目標に係る指標) i 指標の変更を検討 ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討 (個別目標に係る指標) i 指標の変更を検討 ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討 (理由)

6. 特記事項

①国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む。）の該当

(1) 有・

(2) 具体的記載

②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当

（※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。）

(1) 有・

(2) 具体的内容

③審議会の指摘

(1) 有・

(2) 具体的内容

④研究会の有無

(1) 有・

(2) 研究会において具体的に指摘された主な内容

⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

(1) 有・

(2) 具体的状況

⑥会計検査院による指摘

(1) 有・

(2) 具体的内容

⑦その他

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

該当なし。

事業(予算)実績等			H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)			803,658	802,297	790,445	792,861	793,173
予算上事業数等 (給付件数)	業務災害分	短期給付分	2,867,532	2,893,757	2,907,959	2,890,260	2,683,382
		療養補償給付 傷病補償年金受給者に係る療養補償	135,330	163,171	198,548	190,626	177,316
		休業補償給付	636,736	624,641	616,253	604,640	598,157
		障害補償時金	23,643	21,431	21,399	20,693	21,043
		遺族補償時金	628	644	665	1,064	617
		葬祭料	3,538	2,988	3,115	4,204	3,542
		介護補償給付	38,732	39,534	39,079	43,076	44,824
		傷病補償年金	67,291	66,277	65,800	60,712	59,339
		年金	587,284	589,841	592,806	599,762	605,412
		前払時金	444	314	243	358	303
		年金	529,616	529,873	525,609	522,287	520,128
		障害補償年金	196	208	140	168	136
		前払時金					
		短期給付分	399,659	379,178	383,433	418,910	307,159
事業実績数等 (給付件数)	通勤災害分	療養給付 傷病年金受給者に係る療養補償給付	3,726	5,299	8,909	10,279	9,008
		休業給付	54,469	49,630	50,722	55,623	48,477
		障害時金	2,156	2,150	2,195	2,045	2,115
		遺族時金	132	161	124	107	92
		葬祭給付	522	442	353	329	318
		介護給付	7,817	7,910	7,745	8,760	9,164
		傷病年金	3,048	3,037	2,984	3,033	3,056
		遺族年金	78,036	79,415	80,365	80,879	80,087
		前払時金	25	31	32	64	33
		年金	49,868	51,866	53,409	55,491	53,916
		前払時金	29	40	34	4	44
		二次健康診断等給付	40,062	22,198	21,561	16,879	24,629
		短期給付分	2,780,802	2,789,824	2,826,642	2,865,740	
事業実績数等 (給付件数)	業務災害分	療養補償給付 傷病補償年金受給者に係る療養補償	196,220	190,894	181,902	178,249	
		休業補償給付	612,384	606,016	606,368	599,237	
		障害補償時金	21,754	21,425	20,783	20,820	
		遺族補償時金	647	656	978	841	
		葬祭料	2,968	3,121	3,695	3,542	
		介護補償給付	38,483	38,528	43,769	45,569	
		傷病補償年金	68,239	65,704	62,406	59,308	
		遺族補償年金	583,347	587,517	596,100	605,966	
		前払時金	240	255	299	299	
		年金	525,628	524,065	522,312	520,625	
		障害補償年金	177	164	156	146	
		短期給付分	348,252	365,788	377,288	371,823	
		療養給付 傷病年金受給者に係る療養補償給付	8,299	8,335	8,740	9,118	
事業実績数等 (給付件数)	通勤災害分	休業給付	48,557	50,067	51,053	50,270	
		障害時金	2,022	1,962	2,004	1,991	
		遺族時金	123	103	113	99	
		葬祭給付	354	323	322	323	
		介護給付	7,104	7,343	8,342	9,021	
		傷病年金	2,984	2,947	3,010	3,060	
		遺族年金	77,207	78,394	79,338	80,054	
		前払時金	20	35	19	28	
		年金	49,503	51,043	52,564	53,917	
		障害年金	27	20	11	13	
		前払時金					
		二次健康診断等給付	15,687	16,518	19,292	20,255	

事例 2-9 多様な職業能力開発の機会を確保すること〔厚生労働省／実績評価〕

(V-1-1)

実績評価書

平成 21 年 8 月

評価の対象となる施策目標	多様な職業能力開発の機会を確保すること
--------------	---------------------

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	V	労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に發揮できるような環境整備をすること
施策目標	1	多様な職業能力開発の機会を確保すること
施策目標	1-1	多様な職業能力開発の機会を確保すること
※重点評価課題	15 (職業訓練の民間委託)	
個別目標	1	ジョブ・カード制度を推進すること
(評価対象事務事業)		・職業能力形成システム普及促進事業の実施
個別目標	2	助成金や能力評価制度を通じて職業能力開発に対する支援を行うこと。
(評価対象事務事業)		・キャリア形成促進助成金事業 ・技能検定の実施 ・幅広い職種を対象とした職務分析に基づいた包括的な職業能力評価制度の整備 ・職業能力習得支援制度推進事業
個別目標	3	公共職業能力開発を充実すること
(評価対象事務事業)		・離職者訓練の実施 ・学卒者訓練の実施 ・在職者訓練の実施
個別目標	4	キャリア・コンサルティング環境を整備すること
(評価対象事務事業)		・キャリア支援企業等育成事業 ・キャリア形成支援体制の整備
施策の概要（目的・根拠法令等）		
1 目的等		労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に發揮できるような環境整備を行うこと。
2 根拠法令等		○職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）
主管部局・課室		職業能力開発局能力開発課
関係部局・課室		職業能力開発局実習併用職業訓練推進室、育成支援課、能力評価課、キャリア形成支援室

2. 現状分析（施策の必要性）

少子高齢化が急速に進行し、人口減少社会に突入した我が国において、経済社会を将来にわたって持続可能なものとしていくためには、一人ひとりの能力を高め生産性を向

上させていくことが不可欠である。

さらに、最近の我が国の雇用失業情勢の悪化を踏まえ、新たな知識・技能の修得を通じた離職者等の再就職が促進されるよう、フリーターや母子家庭の母、子育て終了後の女性等、これまで職業能力開発形成機会に恵まれなかつた方に対して、ジョブ・カード制度の活用、離職者訓練の拡充等万全な措置を取ることが求められている。

また、専門的・技術的職業の割合の増加や職務内容の高度化・多様化などが進む中で、労働者の職業能力を適正に評価して企業が求める職業能力と労働者の持つ職業能力とのミスマッチを抑制することの重要性が高まるとともに、職業生活の長期化等を背景として、働く者自らが職業生活設計を行う傾向が強まる中で、キャリア・コンサルティングの重要性が増している。

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 公共職業訓練（離職者訓練・委託訓練）の修了者における就職率（65%以上/平成20年度）	59.8% 【92.0%】	65.1% 【100.2%】	68.2% 【104.9%】	69.8% 【107.4%】	69.9% 【107.5%】 ※速報値
2 公共職業訓練（離職者訓練・施設内訓練）の修了者における就職率（80%以上/平成20年度）	76.6% 【95.8%】	78.0% 【97.5%】	79.7% 【99.6%】	78.5% 【98.1%】	75.9% 【94.9%】 ※速報値
(調査名・資料出所、備考) ・指標は職業能力開発局調べによるものであり、訓練修了3ヶ月後の就職率である。					

施策目標の評価

【有効性の観点】

公共職業訓練（離職者訓練・委託訓練）の修了者における就職率は、目標値である65%を達成しており、また、厳しい雇用失業情勢の下においても、平成19年度を上回る実績を上げている。一方、公共職業訓練（離職者訓練・施設内訓練）の修了者における就職率については、目標値である80%を下回っているものの、約95%の目標達成率となっており、引き続き公共職業訓練（離職者訓練）を実施することは、多様な職業能力開発の機会を確保するために有効であると評価できる。

【効率性の観点】

公共職業訓練（離職者訓練）は、施設内で国((独)雇用・能力開発機構)が自ら行うとともに、都道府県が地域の実情に応じた訓練を実施するほか、多様な人材ニーズに機動的に対応するため、民間で実施できるものについては専修学校などの民間教育訓練機関等へ委託して実施しており、都道府県や民間を効果的に活用しているという観点から、効率的な施策であると評価できる。

【総合的な評価】

厳しい雇用失業情勢にも関わらず、公共職業訓練の修了者の就職率は、ほぼ例年通りの水準で推移していることから、離職者に対し公共職業訓練を実施し、新たな知識・技能の習得を通じた再就職の促進を図ることは、依然として有効な施策であると評価できる。

平成20年度においては、このような従来の取組に加え、フリーターや母子家庭の母、子育て終了後の女性等、これまで職業能力形成機会に恵まれなかつた方に対して、ジョブ・カード制度を活用し正社員への移行を図る取組を実施したところである。20年度前半においては、ジョブ・カード取得者数等の実績に伸び悩みが見られたものの、その後、積極的な周知・広報活動を行うことで、年度後半には大きな増加傾向に転じており、そのニーズは高まっているものと考えられる。平成21年度以降も関係機関の連携を強化し、普及・啓発活動を積極的に行い、制度の普及に努めるとともに、就職率等を把握しながらより効果的な施策の実施に努めてまいりたい。

また、多様な職業訓練機会の確保に当たっては、

- ①企業が行う人材育成に対する支援、
- ②技能検定の実施による労働者の技能習得意欲の増進及び労働者の社会的地位の向

上、

- ③能力評価制度の整備を通じた労働市場で共通的に通用する職業能力の評価基準の策定
- ④労働者個人のキャリア形成を促進するためのキャリア・コンサルティング機能の強化

など、職業能力を活かすための環境整備に取り組む必要があるが、これらの施策についても概ね前年度と同様の実績をあげており、これらの施策を実施することで、職業能力を発揮する環境整備に一定程度の効果があったものと考えられる。また、昨今、厳しい雇用失業情勢が続いている、雇用調整により離職を余儀なくされた非正規労働者等については、その失業期間が長期化していくことが懸念されている。このため、平成21年度補正予算において、「緊急人材育成・就職支援基金」を創設し、平成23年度までの3年間、雇用保険を受給できない方に重点を置いて、職業訓練及び生活保障給付を行う「緊急人材育成支援事業」を実施することとする。

このように、多様な職業訓練の機会を確保し、その能力を十分に発揮するためには、公共職業訓練等を通じた職業能力の向上を図るとともに、それを生かすための環境整備を併せて実施していく必要があることから、今後とも効果的な施策の実施に努めていく。

4. 個別目標に関する評価

個別目標1 ジョブ・カード制度を推進すること															
個別目標に係る指標															
アウトカム指標 (達成水準／達成時期) ※【】内は、目標達成率（実績値／達成水準）															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">H16</th><th style="text-align: center;">H17</th><th style="text-align: center;">H18</th><th style="text-align: center;">H19</th><th style="text-align: center;">H20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">73.8% 【106.4%】 ※速報値</td></tr> </tbody> </table>						H16	H17	H18	H19	H20	—	—	—	—	73.8% 【106.4%】 ※速報値
H16	H17	H18	H19	H20											
—	—	—	—	73.8% 【106.4%】 ※速報値											
1 委託訓練活用型デュアルシステムの修了者における就職率(70%以上／平成20年度) (調査名・資料出所、備考) ・指標1は職業能力開発局調べによる。 ・ジョブ・カード制度は平成20年度より開始された制度であるため、同年度の実績から記載。															
個別目標1に関する評価（個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から）															
<p>制度創設初年度である平成20年度の前半では、ジョブ・カード取得者数、職業能力形成プログラム受講者数とともに伸び悩みが見られたが、その後の体制整備や積極的な周知・広報活動によって、年度後半では順調に実績が伸び続けている。</p> <p>ジョブ・カード制度の推進に当たっては、民間団体への委託によって中央ジョブ・カードセンター及び地域ジョブ・カードセンターを設置して制度の普及・促進を図り、労働局や雇用・能力開発機構等の関係機関との連携により、求職者及び企業への制度の周知を積極的に行なった。このことが年度後半の伸びにつながったと考えられる。</p> <p>平成21年度以降も、「平成20年度から平成24年度の5年間でジョブ・カード取得者数100万人、職業能力形成プログラム修了者数40万人」という目標の達成に向けて、引き続き関係機関との連携強化を図り、制度の一層の推進を図っていく必要がある。</p>															
個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価															
事務事業名	職業能力形成システム普及促進事業の実施														
平成20年度予算額等	当初：2,732百万円（補正後：2,975百万円）（補助割合：[国10／10]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（　　）														
平成20年度決算額	2,831 百万円														
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（民間団体）														
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）															
「ジョブ・カードセンター」を設置し、職業能力形成システム（ジョブ・カード制度）の普及・啓発活動を実施するとともに、産業界、教育界、労働界及び公共部門の連携協力体制を構築し、事業参加者に必要な情報や、質の高い職業訓練機会の提供が図れるよう、積極的な支援等を行う。															
政府決定・重要施策との関連性															
「新雇用戦略」（平成20年4月23日経済財政諮問会議舛添臨時議員提出資料）、「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年6月27日閣議決定）、「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」（平成20年7月29日政府発表）、「安心実現のための緊急総合対策」（平成20年8月29日「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）、「生活対策」（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）、「経済危機対策」（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）及び「経済財政改革の基本方針2009」（平成21年6月23日閣議決定）等において、ジョブ・カード制度の整備・充実を図ることとしている。															

事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)					2,732 (2,975)
予算上事業数等 中央ジョブ・カード センターの設置数 (箇所)	—	—	—	—	1
地域ジョブ・カード センターの設置数 (箇所)	—	—	—	—	47
事業実績数等 中央ジョブ・カード センターの設置数 (箇所)	—	—	—	—	1
地域ジョブ・カード センターの設置数 (箇所))	—	—	—	—	47
(参考)					
ジョブ・カード取得者数(人)	—	—	—	—	64,865
職業能力形成プログラム受講者数(人)	—	—	—	—	35,366
協力企業開拓状況(社)	—	—	—	—	3,507
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
<p>中央ジョブ・カードセンター及び各都道府県に地域ジョブ・カードセンターを設置し、職業能力形成システム(ジョブ・カード制度)の普及・啓発活動の効果的な実施を図るとともに、事業参加者に必要な情報や、質の高い職業訓練機会の効率的な提供を行ってきたところである。</p> <p>ジョブ・カードの取得者数、職業能力形成プログラム受講者数、協力企業開拓状況については、当初は伸び悩みが見られたものの、年度後半には大きな増加傾向に転じており、ジョブ・カードセンターにおける積極的な周知・広報活動の実施の効果が現れてきているものと考えられる。</p> <p>今後も引き続き、関係機関の連携を強化し、事業主及び職業能力形成機会に恵まれない方等に対する本制度の普及・啓発を積極的に行い、制度を推進する必要がある。</p> <p>(※平成20年度からの新規事業)</p>					

個別目標2	助成金や能力評価制度を通じて職業能力開発に対する支援を行うこと。				
個別目標に係る指標					
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)					
※【】内は、目標達成率(実績値/達成水準)	H16 H17 H18 H19 H20				
1 キャリア形成促進助成金事業において、助成措置の対象となった従					

	業員が受けた職業能力検定等（訓練と密接に関係するものに限る。）の合格率（50%以上／平成20年度）		56.3 【112.6%】	62.3 【124.6%】	62.7 【125.4%】
2	技能検定職種に係る業界傘下企業における受検勧奨や処遇向上等技能検定の活用率（80%以上／平成20年度）		94.3 【117.9%】	94.6 【118.3%】	97.9 【122.4%】
3	職業能力評価基準の活用によって企業内の人事評価制度や研修体系、従業員の募集採用活動が改善された（改善される見込み）という企業等の割合（80%以上／平成20年度）		97.8 【122.3%】	95.0 【118.8%】	91.7 【114.6%】
4	職業能力習得支援制度を活用している、又は活用したことがある企業において、同制度を利用した労働者のうち、昇進・昇格など処遇の改善があった者の割合（80%以上／平成20年度）		93.6 【117.0%】	82.4 【103.0%】	80.9 【101.1%】
(調査名・資料出所、備考) <ul style="list-style-type: none"> ・指標1については（独）雇用・能力開発機構調べによる。 ・指標2～4については中央職業能力開発協会調べによる。 					
個別目標に係る指標 アウトプット指標 (達成水準／達成時期) ※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）					
		H16	H17	H18	H19
1	技能検定受検者数（前年度実績以上）	444,739 【98.5%】	470,713 【105.8%】	564,725 【120.0%】	595,738 【105.5%】
(調査名・資料出所、備考) <ul style="list-style-type: none"> ・中央職業能力開発協会調べによる。 					
個別目標2に関する評価（個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）」の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から）					
キャリア形成促進助成金については、平成20年度においても、前年度同様目標を上回る実績を挙げており、本助成金を活用した労働者の能力・技術の向上や企業の雇用管理の改善が有効に機能していると考えられる。 また、平成20年度の実績から、技能検定や職業能力評価基準等の職業能力評価制度が企業・労働者双方にとって有効かつ効果的な制度であると評価できる。 職業能力を十分に發揮するための環境を整備するため、これらの施策のニーズは引き続き高いと考えていることから、今後とも社会的ニーズをより反映できるよう見直しを行いながら、制度の普及促進に努めていくこととしている。					
個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価					
事務事業名	キャリア形成促進助成金事業				
平成20年度 予算額等	5,214百万円（補助割合：[国10／10]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	3,912百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人				

その他()										
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)										
事業場内で行う職業訓練がほぼ横ばい傾向にあり、今後とも労働者が職業能力開発を受ける多様な機会を確保するためには、事業主が行う職業訓練等を支援することが必要である。このため、事業主がその雇用する従業員について、職業訓練の実施、自発的な職業能力開発の支援又は職業能力評価の実施を行った場合にキャリア形成促進助成金を支給する。										
政府決定・重要施策との関連性										
「新雇用戦略」(平成20年4月23日経済財政諮問会議舛添臨時議員提出資料)、「経済財政改革の基本方針2008」(平成20年6月27日閣議決定)、「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」(平成20年7月29日政府発表)、「安心実現のための緊急総合対策」(平成20年8月29日「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議)、「生活対策」(平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)、「経済危機対策」(平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)及び「経済財政改革の基本方針2009」(平成21年6月23日閣議決定)等において、ジョブ・カード制度の整備・充実を図ることとしており、その一環として、キャリア形成促進助成金の一部の助成率の引上げを実施している。										
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20					
予算推移(補正後) (百万円)	7,761	7,739	6,865	5,793	5,214					
予算上事業数等 ・支給決定対象予定 者数(人)	369,332	297,226	398,583	343,311	256,306					
事業実績数等 ・支給決定対象者数 (人)	395,623	375,870	380,630	264,127	181,928					
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)										
平成20年度においては、キャリア形成促進助成金による助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等の合格率について、前年同様に目標を大きく上回る結果となっており、本助成金を活用し職業訓練等を受けることにより、その雇用する労働者の能力・技術が向上し、生産性が向上するなど雇用管理の改善に有効かつ効率的に機能したものと考える。										
ただし、実際の事業実績が予算上の事業見込みを下回る傾向にあるため、今後の予算においては、過去の事業実績等の傾向をより的確に反映していくものとする。(平成22年度要求)										
事務事業名	技能検定の実施									
平成20年度 予算額等	2,321百万円(補助割合:[国1/4][都道府県1/4]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()									
平成20年度 決算額	百万円(集計中)									
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(特別民間法人)									
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)										
労働者の技能習得意欲の増進及び労働者の社会的な地位向上のために、職業能力開発促進法に基づき、労働者の有する技能を一定の基準によって検定し、これを公証する技能検定制度を実施している。その円滑な実施を図るとともに、実施する職種や検定の内容について、適宜見直しを行う。また、民間機関への試験業務の委託を拡大する等民間活力を活用して技能検定の有用性を高め、制度の一層の普及を図る。										
政府決定・重要施策との関連性										
なし										
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20					
予算推移(補正後)	2,531	2,471	2,393	2,325	2,321					

(百万円)										
予算上事業数等 実施要領及び採点基準作成数（作業）	530	530	530	447	440					
事業実績数等 実施要領及び採点基準作成数（作業）	441	433	432	423	436					
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）										
<p>技能検定の技能検定職種に係る業界傘下企業における受検勧奨や待遇向上等技能検定の活用率が97.9%と高水準であること、受検者数が継続的に増加していることから、技能検定がその目的である労働者の地位向上及び技能習得意欲の増進に有効かつ効果的であると評価できる。</p> <p>今後とも技能検定の役割を十分に發揮させるため、検定の円滑な実施、社会情勢に応じた職種及び検定内容の見直しが引き続き必要であると考えられる。</p>										
事務事業名	幅広い職種を対象とした職務分析に基づいた包括的な職業能力評価制度の整備									
平成20年度 予算額等	448百万円（補助割合：[国10/10]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（　　）									
平成20年度 決算額	百万円（集計中）									
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（特別民間法人）									
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）										
<p>労働者は自らの職業能力を、企業は労働者に求める職業能力を互いに分かりやすい形で示せるような職業能力評価の仕組みを整備する必要があるため、企業内外の労働市場で共通的に通用する職業能力の評価基準を作成し、当該基準の活用の促進を行い、職業能力評価制度を整備する。また、職業能力評価基準の策定に当たっては、業種別に産業界等との連携の下、職務分析を行い労働者に求められる職務遂行能力（知識・技能等）を体系的に整理し、それを基に職業能力評価基準として整備する。</p>										
政府決定・重要施策との関連性										
なし										
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20					
予算推移（補正後） (百万円)	524	416	232	186	263					
予算上事業数等 職業能力評価基準等 の作成着手数(業種)	20	20	20	18	9					
事業実績数等 職業能力評価基準等 の作成着手数(業種)	20	18	17	13	4					
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）										
<p>当該施策を利用した約9割の企業が、職業能力評価基準の活用によって企業内的人事評価制度や研修体系、従業員の募集採用活動が改善された又はされる見込みがあると回答するなど、職業能力評価基準が能力評価のいわば「ものさし」として有効かつ効果的な役割を果たしていると評価できる。平成20年度においては、これまでの実績等を踏まえ、職業能力評価基準の作成に着手する業種数の見直しを図ったところであるが、平成21年度においては、職業能力評価制度の更なる普及促進・定着を図るために、事業主団体等を対象としたモデル事業を実施し、能力評価制度の基盤整備を推進していく。</p>										
事務事業名	職業能力習得支援制度推進事業									
平成20年度 予算額等	508百万円（補助割合：[国10/10]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（　　）									

平成20年度 決算額	496百万円
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（特別民間法人、民間企業）
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）	事務系職務を遂行するに当たり、必要な知識等を習得することができるよう、事務系の職務分野（8分野）ごとに、職務遂行に必要な専門的知識を分類、試験基準として体系化し、企業実務に即した実践的な職業能力評価試験を実施する。
政府決定・重要施策との関連性	
事業(予算)実績等	H16 H17 H18 H19 H20
予算推移（補正後） (百万円)	581 572 505 475 508
予算上事業数等 試験実施数（試験）	310 310 310 45 45
事業実績数等 試験実施数（試験）	336 330 282 45 49
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）	<p>職業能力習得支援制度を活用している又は活用したことのある企業において、同制度を利用した労働者の約8割に対しても昇進・昇格などの待遇改善を行ったと回答されるなど、当該制度が事務系職業に就く労働者の職業能力習得及び評価手段として重要なインフラとなっていると評価できる。</p> <p>今後も企業における適正な能力評価や労働者の能力開発が効果的に実施されるよう、試験実施回数を増やすなどにより、職業能力習得支援制度のさらなる推進を図ることとする。</p>

個別目標3 公共職業能力開発を充実すること					
個別目標に係る指標					
アウトカム指標 (達成水準／達成時期)					
※【】内は、目標達成率（実績値／達成水準）					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 公共職業訓練（離職者訓練・委託訓練）の修了者における就職率 (65%以上／平成20年度) 施策目標に係る指標1と同じ	59.8 【92.0%】	65.1 【100.2%】	68.2 【104.9%】	69.8 【107.4%】	69.9% 【107.5%】 (暫定値)
2 公共職業訓練（離職者訓練・施設内訓練）の修了者における就職率 (80%以上／平成20年度) 施策目標に係る指標2と同じ	76.6 【95.8%】	78.0 【97.5%】	79.7 【99.6%】	78.5 【98.1%】	75.9% 【94.9%】 (暫定値)
3 公共職業訓練（離職者訓練）の受講者数 (150,000人以上／平成20年度)	191,321 【119.6%】	187,093 【116.9%】	171,284 【107.1%】	141,779 【82.8%】	132,138 【88.1%】 (暫定値)
4 公共職業訓練（学卒者訓練）の修了者における就職率 (95%以上／平成20年度)	91.8 【96.6%】	93.8 【98.7%】	93.9 【98.8%】	89.6 【94.3%】	96.7% 【101.8%】

5	公共職業訓練（在職者訓練）の修了者における満足度（80%以上／平成20年度）	97.4 【121.8%】	97.0 【121.3%】	97.1 【121.4%】	97.8 【122.3%】	98.3% 【122.9%】 (暫定値)						
(調査名・資料出所、備考) ・職業能力開発局調べによる。												
個別目標3に関する評価（個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）」の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から）												
<p>厳しい雇用失業情勢の中、平成20年度においても離職者を中心に公共職業訓練を実施し、概ね前年度と同水準の就職率を達成していることから、離職者に対し公共職業訓練を実施し、新たな知識・技能の習得を通じた再就職の促進を図ることが、依然として有効な施策であると評価できる。</p> <p>平成21年度においては、離職者訓練の拡充を行うとともに、IT・介護分野等、今後の雇用の受け皿として期待される分野における長期間の訓練を実施し、より効果的な訓練の実施に努めることとしている。</p>												
個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価												
事務事業名	離職・学卒・在職者訓練の実施											
平成20年度 予算額等	都道府県立職業能力開発施設の運営費交付金 11,638百万円の内数（補助割合：[国10/10]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（）											
平成20年度 決算額	交付金のため、訓練部分のみの決算額は算出不可											
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（）											
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）												
都道府県に対し、職業転換訓練交付金及び離職者等職業訓練費交付金を交付し、都道府県が実施主体となり、新規学卒者、離職者及び在職者に対して職業訓練を行う。												
これらにより、職業に必要な技能及び知識を習得させ、もって職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済の発展に寄与することを目的とする。												
政府決定・重要施策との関連性												
安心実現のための緊急総合対策（平成20年8月29日「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）、「生活対策」（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）を受け、雇用失業情勢の厳しい地域における離職者訓練を追加的に実施するとともに、生活防衛のための緊急対策（平成20年12月19日経済対策閣僚会議）を受け、離職者訓練の実施規模の更なる拡充や安定雇用の実現に向けた長期間訓練を実施することとしている。												
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20							
予算推移（補正後） (百万円)	12,232	12,164	11,987	11,815	11,638							
予算上事業数等												
事業実績数等												
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）												
厳しい雇用失業情勢にもかかわらず、公共職業訓練の修了者の就職率は、ほぼ例年通りの水準で推移していることから、離職者に対し公共職業訓練を実施し、新たな知識・技能の習得を通じた再就職の促進を図ることが、依然として有効な施策であると評価できる。												
また、在職者訓練及び学卒者訓練についても、目標を達成しており、職業の安定と労												

労働者の地位向上に一定の効果があったと評価できる。

今後も、厳しい雇用失業情勢が続く中、離職を余儀なくされた非正規労働者等を安定的な雇用につなげる等の必要があることから、公共職業訓練の実施を通じて、労働者の職業能力の開発及び向上に努めていくこととする。

※本事業は交付金で実施しているため、予算上の事業数等を予め定めることができない。

事務事業名	離職・学卒・在職者訓練の実施									
平成20年度 予算額等	独立行政法人雇用・能力開発機構一般勘定運営費交付金 73,620百万円の内数（補助割合：[国10/10]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）									
平成20年度 決算額	交付金のため、訓練部分のみの決算額は算出不可									
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）									
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）										
（独）雇用・能力開発機構に対し、独立行政法人雇用・能力開発機構一般勘定運営費交付金を交付し、同機構が実施主体となり、新規学卒者、離職者、及び在職者に対して職業訓練を行つ。 これらにより、職業に必要な技能及び知識を習得させ、もって職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済の発展に寄与することを目的とする。										
政府決定・重要施策との関連性										
「経済危機対策」（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）において、民間教育機関等への委託訓練についての実施規模の拡大など、職業能力開発支援の拡充・強化を行うこととされている。										
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20					
予算推移（補正後） (百万円)	90,245	86,210	82,352	76,298	73,620					
予算上事業数等	—	—	—	—	—					
事業実績数等	—	—	—	—	—					
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）										

厳しい雇用失業情勢にもかかわらず、公共職業訓練の修了者の就職率は、ほぼ例年通りの水準で推移していることから、離職者に対し公共職業訓練を実施し、新たな知識・技能の習得を通じた再就職の促進を図ることが、依然として有効な施策であると評価できる。

また、在職者訓練及び学卒者訓練についても、目標を達成しており、職業の安定と労働者の地位向上に一定の効果があったと評価できる。

今後も、厳しい雇用失業情勢が続く中、離職を余儀なくされた非正規労働者等を安定的な雇用につなげる等の必要があることから、公共職業訓練の実施を通じて、労働者の職業能力の開発及び向上に努めていくこととする。

※本事業は交付金で実施しているため、予算上の事業数等を予め定めることができない。

個別目標4 キャリア・コンサルティング環境を整備すること					
個別目標に係る指標					
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)					
※【 】内は、目標達成率（実績値/達成水準）					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 就職又は転職を希望する者のうち、キャリア・コンサルティング					

	実施から3ヶ月経過した時点で、就職した又は転職した者並びに職業能力の開発及び向上の推進が図られた（教育訓練講座等を受講した等）者の割合（80%以上／平成20年度）	—	—	85.1 【106.4%】	84.2 【105.2%】	85.4 【106.8%】						
2	サービスセンターの支援後、企業内キャリア形成支援が促進された（職業能力開発推進者の選任、事業内計画の作成等がなされた）割合（80%以上／平成20年度）			98.5 【123.1%】	88.8 【111.0%】	87.2 【109.0%】						
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、（独）雇用・能力開発機構調べによる。 ・指標2は中央職業能力開発協会調べによる。												
個別目標4に関する評価（個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から）												
<p>職業能力開発促進法に基づき、労働者個人のキャリア形成を促進するため、労働者個人がその適性や職業経験等に応じて自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や職業訓練の受講等の職業能力開発を効果的に行うことができるよう、労働者・事業主等に対する相談援助・情報提供等を行うキャリア・コンサルティング環境の整備を行っている。</p> <p>事業ごとに設定されたアウトカム指標については、平成20年度においても目標を達成しており、これらの施策がキャリア・コンサルティング環境の整備に当たり、一定の役割を果たしているものと評価できる。</p> <p>職業生活の長期化等を背景として、働く者自らが職業生活設計を行う傾向が強まる中で、キャリア・コンサルティングの重要性が増しているところであり、今後とも、引き続き事業を実施していく必要がある。</p>												
個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価												
事務事業名	キャリア支援企業等育成事業											
平成20年度 予算額等	861百万円（補助割合：[国10/10]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）											
平成20年度 決算額	854百万円											
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（特別民間法人）											
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）												
企業内のキャリア形成支援体制の構築を推進するため、職業能力開発サービスセンター（47箇所）において、①事業主等に対する助言・指導、情報提供を行うとともに、②企業内キャリア形成支援の推進役である職業能力開発推進者を対象に、必要な知識・スキルを付与するキャリア・コンサルティング講習を実施する。												
政府決定・重要施策との関連性												
ジョブ・カード推進協議会全国推進基本計画（平成20年6月30日）において容易にキャリア・コンサルティングを受けられる体制を整備することとされている。												
また、平成20年2月の職業能力開発促進法施行令・規則の一部改正により、キャリア・コンサルティングが技能検定の職種に追加されている。												
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20							
予算推移（補正後） (百万円)	1,214	1,186	1,044	951	861							
予算上事業数等 (実施箇所数)	47	47	47	47	47							
事業実績数等	47	47	47	47	47							

(実施箇所数)																													
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）																													
<p>平成20年度において、事業主等に対する相談支援担当者に対する研修の充実、企業訪問説明マニュアルの整備等、職業能力開発サービスセンターにおいて有効的、効率的な業務運営を実施し、サービスセンターの支援後、企業内キャリア形成支援が促進された割合が87.4%と、目標を達成したため、企業内におけるキャリア形成支援が推進されていると評価できる。</p> <p>しかしながら、平成20年度能力開発基本計画によると、キャリア・コンサルティング制度を導入している事業所は全体の5.8%と、未だ導入率が低い状態にあるため、今後とも企業内におけるキャリア形成支援の推進が必要である。</p>																													
<table border="1"> <tr> <td>事務事業名</td> <td colspan="5">キャリア形成支援体制の整備</td></tr> <tr> <td>平成20年度 予算額等</td> <td colspan="5"> 独立行政法人雇用・能力開発機構一般勘定運営費交付金 73,619百万円の内数（補助割合：[国10/10]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ） </td></tr> <tr> <td>平成20年度 決算額</td> <td colspan="5">交付金のため、当事業のみの決算額は算出不可</td></tr> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="5" rowspan="5"> 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ） </td></tr> </table>						事務事業名	キャリア形成支援体制の整備					平成20年度 予算額等	独立行政法人雇用・能力開発機構一般勘定運営費交付金 73,619百万円の内数（補助割合：[国10/10]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）					平成20年度 決算額	交付金のため、当事業のみの決算額は算出不可					実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
事務事業名	キャリア形成支援体制の整備																												
平成20年度 予算額等	独立行政法人雇用・能力開発機構一般勘定運営費交付金 73,619百万円の内数（補助割合：[国10/10]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）																												
平成20年度 決算額	交付金のため、当事業のみの決算額は算出不可																												
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）																												
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）																													
<p>労働者が、その適性や職業経験等に応じて自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や能力開発を効果的に行うことができるよう支援するため、ハローワークや雇用・能力開発機構都道府県センターの「キャリア形成支援コーナー」等において、労働者のキャリア形成に資する情報提供、相談援助を実施する。</p> <p>なお、平成20年2月の職業能力開発促進法施行令・規則の一部改正により、キャリア・コンサルティングが技能検定の職種に追加されている。</p>																													
政府決定・重要施策との関連性																													
ジョブ・カード推進協議会全国推進基本計画（平成20年6月30日）において容易にキャリア・コンサルティングを受けられる体制を整備することとされている。																													
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20																								
予算推移（補正後） (百万円)	3,043	3,139	3,069	2,814	2,748																								
予算上事業数等	—	—	—	—	—																								
事業実績数等	—	—	—	—	—																								
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）																													
<p>平成20年度において、相談担当者に対するキャリア・コンサルティング演習の実施や広報の見直し等相談者の満足度を高めるための業務の改善や平成20年度導入されたジョブ・カード制度におけるジョブ・カードの交付を伴う質の高いキャリア・コンサルティングの実施等を行い、キャリア・コンサルティング実施から3ヶ月経過した時点で、就職した又は転職した者並びに職業能力の開発及び向上の推進が図られた者の割合は、85.4%と目標を達成したため、労働者のキャリア形成が促進されていると評価できる。</p> <p>職業生活の長期化等を背景として、働く者自らが職業生活設計を行う傾向が強まる中で、キャリア・コンサルティングの重要性が増しているところであり、今後とも引き続き事業を推進していく必要がある。</p> <p>※本事業は交付金で実施しているため、予算上の事業数等を予め定めることができない。</p>																													

5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率

指標1 107.5%（公共職業訓練（離職者訓練・委託訓練）の修了者における就職率）
 指標2 94.9%（公共職業訓練（離職者訓練・施設内訓練）の修了者における就職率）

（目標達成率を算定できない場合、その理由）

2 評価結果の政策への反映の方向性

- i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）
- ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）
 - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 - (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
 - (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
- iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）

（理由）

雇用失業情勢の悪化を踏まえ、新たな知識・技能の習得を通じた離職者等の再就職が促進されるよう、離職者訓練の拡充等万全の対応を取ることが求められているため。

3 施策目標等に係る指標の見直し（該当するものすべてに○）

（施策目標に係る指標）

- i 指標の変更を検討
- ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討

（個別目標に係る指標）

- i 指標の変更を検討
- ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討

（理由）

6. 特記事項

①国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む。）の該当

(1) 有・無

(2) 具体的記載

総理答弁：「緊急人材育成・就職支援基金」による職業訓練と生活支援の実施等

②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当

（※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。）

(1) 有・無

(2) 具体的内容

○新雇用戦略（平成20年4月23日経済財政諮問会議決定）

・ジョブ・カード制度の整備・充実。

○経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定）

・ジョブ・カード制度の整備・充実

○社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～（平成20年7月29日政府発表）

・ジョブ・カード制度の整備・充実

○安心実現のための緊急総合対策（平成20年8月29日「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）

・フリーター等若者の常用化支援の拡充

・ジョブ・カード制度の整備・充実

○生活対策（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）

・ジョブ・カード制度の拡充

・雇用情勢の厳しい地域における安定的雇用機会の創出、職業訓練の強化

○生活防衛のための緊急対策（平成20年12月19日経済対策閣僚会議決定）

・離職者訓練の実施規模の拡充等、安定雇用の実現に向けた長期間訓練の実施

○経済危機対策（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）

・「緊急人材育成・就職支援基金（仮称）」による職業訓練、再就職、生活への

総合的な支援

- ・職業能力開発支援の拡充・強化
- 経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日閣議決定）
 - ・職業訓練やジョブ・カード制度の拡充
 - ・非正規雇用から正規雇用への転換促進

③審議会の指摘

- (1) 有・
- (2) 具体的内容

④研究会の有無

- (1) 有・
- (2) 研究会において具体的に指摘された主な内容

⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

- (1) 有・
- (2) 具体的状況

⑥会計検査院による指摘

- (1) 有・
- (2) 具体的内容

⑦その他

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

事例 2-10 流通・物流基盤整備（商品データ共有化システムの構築事業（委託）、受発注～決済までの次世代 EDI 標準化事業（委託））【経済産業省／事業評価（事後）】

個別事業事後評価書（予算事業）

平成21年3月

事業名	商品データ共有化システムの構築事業（委託）		
施策名	07. 流通・物流基盤整備		
担当課室名	流通・物流政策室	課室長名	流通・物流政策室長 高橋 直人
予算費目名	(项) 経済産業本省 (大事項) 商務流通対策に必要な経費 (中事項) 流通システム情報化・標準化の促進 (小事項) (目) 流通合理化促進調査等委託費 (目細) 商品データ共有化システムの構築 (テーマ)		
事業の概要	多様な商材を扱う小売業や多数の販売先を抱える製造業が、事業者毎商材毎に異なる仕様となっている商品データについて、海外を含め一元的かつ効率的に利用できる環境を構築し、効率的な商品調達や販売先の拡大につなげる。 商品データとは、商品マスターデータとも呼ばれ、各企業が受発注やレジでの精算を行う際に必ず参照される基礎的な情報であり、正確かつ迅速な情報の更新が必要となる。しかし、事業者毎商材毎に商品データの仕様がバラバラで、情報化が進まず、流通業界全体で非効率が生じていることから、商品データの標準化、商品データがどこに所在しているかを検索する機能、国際的な商品調達を可能とする国際的な商品データへのアクセスといった機能の構築等を進める。		
事業の必要性	流通の情報化・標準化については、從来から企業間でやりとりする情報等の標準化といった、個別企業・団体の利益を超えて、流通業界全体で共通的に活用する基盤的なインフラの整備等については国が行い、その実際の活用・導入については民間が行うとの役割分担の下で進められてきた。 こうした役割分担となっているのは、流通業界ではメーカー・卸・小売と立場を異にする多数の事業者が、業態や商材の枠を超えた多数の相手先と取引しており、個別企業・団体の利益を離れてお互いの相違点について歩み寄ることにより、自発的に合意形成を進めることができ難しかったことが理由として挙げられる。 そのため、情報システムの標準化により業界全体を効率化することが必要であり、標準化を進めるためにも国から率先した課題への対応が必要である。		

事業の内容 (目標・効果、効果の把握等)	【事業の目標と効果】 海外を含む仕様が異なる業界商品データを多様な商材を扱う小売業が一元的かつ効率に利用できるよう、商品データ及び商品データベースの使用の一元化とナショナルレジストリ構築を行なう。 商品情報の標準化システムにより、メーカー・卸・小売の流通業界全体で広範囲な取引が共通の土俵（標準化されたルール、企業を超えた共通的なシステム）で行われることにつながるとともに、こうしたメリットを国際的に共有できるようになり日本製品の海外販路拡大が図られることにつながる。 <事業の効果発現に係るロジックモデル> <pre> graph TD A[商品マスター項目一覧、運用・利用ガイドライン、XMLスキーマ等の作成] --> B[既存システム(レガシー)への影響] A --> C[ナショナルレジストリの構築] A --> D[普及説明会、個別説明会等の開催] B --> E[個別システムから標準システムに乗り換える企業の増加] C --> E E --> F[個別対応の削減] E --> G[コストへの影響] F --> H[サプライチェーンの全体最適化の実現] G --> H D --> I[地方への影響] I --> J[標準化の正しい理解の促進] J --> K[サービスへの影響] K --> L[消費者満足度の向上] </pre> 【効果の把握(モニタリング方法)】 業界団体及び個別企業へのヒアリング		
事業の実施方法	【実施方法】 委託先の民間事業者において、商品データ共有化システムの前提となるナショナルレジストリの構築及びXMLスキーマの開発を行った後、システムの核となるデータプール（SDP及びRDP）事業者を募り、それぞれを接続した上で、データプールにデータ入力をしてもらうメーカー・卸と、その情報を活用する小売企業の協力を得て、共同実証を行う。なお、標準化される商品データの項目内容については、スーパー業界内において会議を開催して、その場で議論・決定を行う。		

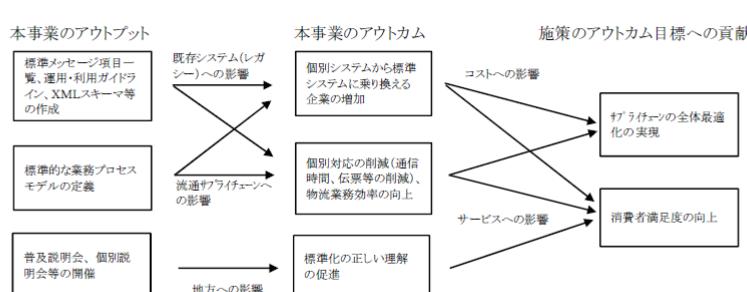
	<p>【事業のスキーム図】</p> <pre> graph LR A[経済産業省] -- 委託 --> B[民間事業者] </pre>																																						
予算執行状況等	<p>【事業スペック】</p> <table> <tr> <td>(委託費)</td> <td>10.2 億円</td> </tr> <tr> <td>(事業開始時期)</td> <td>平成18 年度</td> </tr> <tr> <td>(終了時期)</td> <td>平成19 年度</td> </tr> </table> <p>但し、本事業は「受発注～決済までの次世代EDI標準化事業」「データキャリアの国際標準化事業」とともに、平成20年度予算において「電子商取引・電子タグ基盤構築事業」として一本化され、平成20年度も施行されている。</p> <p>【過去の執行状況(当初予算、執行額)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>合計(平成18～19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算額(億円)</td> <td>7.2</td> <td>6.8</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>執行額(億円)</td> <td>7.1</td> <td>3.1</td> <td>10.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>【目標・指標の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度 (目標値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>導入業態数(小売)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>導入業界数(商材)</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>導入企業数</td> <td>13</td> <td>25</td> <td>200</td> <td>400</td> </tr> </tbody> </table> <p>※累積数にて記載</p> <p>【得られた成果／効果】</p> <p>メーカー・卸・小売の流通業界で商品の属性情報をリアルタイムで共有化するためのシステムを構築。その結果、総合スーパーでの日用品について、商品マスター同期化が平成19年4月から実用化。サプライチェーン全体で、日用品:約11億円、酒類・加工食品:約23億円の入件費削減効果が見込まれる。</p>	(委託費)	10.2 億円	(事業開始時期)	平成18 年度	(終了時期)	平成19 年度	年度	平成18年度	平成19年度	合計(平成18～19年度)	予算額(億円)	7.2	6.8	14	執行額(億円)	7.1	3.1	10.2	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度 (目標値)	導入業態数(小売)	1	1	5	5	導入業界数(商材)	3	5	10	10	導入企業数	13	25	200	400
(委託費)	10.2 億円																																						
(事業開始時期)	平成18 年度																																						
(終了時期)	平成19 年度																																						
年度	平成18年度	平成19年度	合計(平成18～19年度)																																				
予算額(億円)	7.2	6.8	14																																				
執行額(億円)	7.1	3.1	10.2																																				
年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度 (目標値)																																			
導入業態数(小売)	1	1	5	5																																			
導入業界数(商材)	3	5	10	10																																			
導入企業数	13	25	200	400																																			

事業の有効性	流通・物流の効率化・高付加価値化を図るために、商品データの共有化やEDIの標準化といった共通基盤整備、電子タグの実導入・普及の推進が不可欠である。流通が効率化されることにより、我が国の産業の国際競争力が強化されるとともに、流通における省力化により、付加価値の向上や顧客満足度の向上ができる、予算額以上の大きな効果が得られることが期待出来る。
事業の効率性	小売市場(小売販売額133兆円、124万事業所、一企業当たりの利益4.7億円)に消費財系メーカー・卸を加えた消費財流通市場の規模を考えると、本施策の目指す効果が現れてきた場合には、大手企業数社の年間利益増加分だけで予算規模を上回る可能性がある。例えば、野村総合研究所の調査研究によると、商品データ共有化システムとインターネットEDI等の標準化された電子商取引を導入することにより、サプライチェーン全体で販売額の7.6%のコスト削減が可能となり、すべての事業所合計で商品データ共有化等による直接効果が年間486億円(0.004%)、品揃えの充実や効率的なプロモーションの実施等による間接効果を加えると10兆3千億円(7.6%)のコスト削減が可能になる。
組み合わせる他の政策ツール	以下のような制度改正に沿った取り組みも進める。 ○薬事法改正に伴う商品マスターデータ同期化の仕組みの利用。 平成21年度の薬事法改正により、一般用医薬品を小売店舗において販売する場合には原材料や副作用、禁忌情報等の情報を記載した「説明文書」を交付する義務が発生する。当該改正への対応として、商品マスターデータ同期化の仕組み(メーカーが商品の基本情報を一元的に登録して、卸・小売が入手する仕組み)を利用して厚生労働省とは調整済み。
事業に対するユーザーや有識者の意見	こうしたシステムが実用化されれば、これまで各社バラバラの方法で行っていた商品マスターの登録・共有の仕組みが共通化され、製・配・販の流通3層全てで同じ商品マスターが共有できることで、業務の省力化・効率化が可能になる。また、新製品情報が速やかに入手できるようになるため、販売機会の損失が少なくなり、売上増につながることが期待されるほか、豊富な品揃えが可能になり、消費者サービスの向上につながることも期待される。(ユーザーの意見)
今後の方向性	【廃止】 本事業は、サプライチェーンを一気通貫で管理できる情報基盤の構築を行うという観点から、より効率的に事業を実施していく必要があるため、受発注～決済までの次世代EDI標準化事業及びデータキャリアの国際標準化事業との一本化を行う上で廃止とし、平成20年度からは、電子商取引・電子タグ基盤構築事業として実施している。

個別事業事後評価書(予算事業)

平成21年3月

事業名	受発注～決済までの次世代EDI標準化事業（委託）		
施策名	07. 流通・物流基盤整備		
担当課室名	流通・物流政策室	課室長名	流通・物流政策室長 高橋 直人
予算費目名	(項) 経済産業省 (大事項) 商務流通対策に必要な経費 (中事項) 流通システム情報化・標準化の促進 (小事項) (目) 流通合理化促進調査等委託費 (目細) (テーマ) 受発注～決済までの次世代EDI標準化		
事業の概要	<p>企業間でやりとりする受発注等の情報について、高速大容量のデータ交換(EDI)が可能なインターネットでやりとりすることを前提として、各項目情報の定義や項目間の関係の標準化等を進め、その成果を流通業界全体に普及させることにより、標準を採用した企業であれば、どのような企業とも簡易かつ効率的に情報のやりとりができるようになる。</p> <p>受発注等の情報を企業間でやりとりするEDIは、取引情報を円滑かつ迅速に伝達する上で不可欠なシステムとなっているが、事業者毎に仕様がばらばらであるため、取引先の仕様に対応できるように各社が情報システムを構築している状況となっている。このため総合スーパー・食品スーパーで取り扱う日用雑貨・加工食品を中心として、基本的な取引情報に関するEDIの標準化をすすめてきたところ、これを本格的に実用に結びつけるとともに、流通業界全体での標準とすべく、業種や業態を拡大して検討を進め。</p>		
事業の必要性	<p>流通の情報化・標準化については、従来から企業間でやりとりする情報等の標準化といった、個別企業・団体の利益を超えて、流通業界全体で共通的に活用する基盤的なインフラの整備等については国が行い、その実際の活用・導入については民間が行うとの役割分担の下で進められてきた。</p> <p>こうした役割分担となっているのは、流通業界ではメーカー・卸・小売と立場を異にする多数の事業者が、業態や商材の枠を超えた多数の相手先と取引しており、個別企業・団体の利益を離れてお互いの相違点について歩み寄ることにより、自発的に合意形成を進めることができたことが理由として挙げられる。</p> <p>そのため、情報システムの標準化により業界全体を効率化することが必要であり、標準化を進めるためにも国から率先した課題への対応が必要である。</p>		

事業の内容 (目標・効果、 効果の把握等)	<p>【事業の目標と効果】</p> <p>企業間でやりとりする受発注等の情報について、高速大容量のデータ交換(EDI)が可能なインターネットでやりとりすることを前提として、各項目情報の定義や項目間の関係の標準化、安全な情報のやりとりを可能にするためのセキュリティ確保のための制度設計や標準を普及させる上で重要となる通信手順に関する仕様の策定等を進め、その成果を流通業界全体に普及させる。これにより、標準を採用した企業であれば、どのような企業とも簡易かつ効率的に情報のやりとりができるようになり、メーカー・卸・小売の流通業界において、迅速で効率的かつサプライチェーンマネジメントが構築されることとなる。2011年に大手流通業の7割が、今回策定される標準を利用していくことをを目指す。</p> <p>また、これまでの検討の成果を発展させ、総合スーパー・百貨店・チェーンドラッグストア・ホームセンターといった業態、日用品・加工食品・生鮮品・アパレル・一般用医薬品・DIYといった商材について、業態・商材横断的なEDIの標準を策定し実用化につなげる。これにより、従来になかった企業・業界を越えた標準化が実現し、実現までの経験・ノウハウが蓄積されると期待される。</p> <p>更に、当初の実用化は大企業を中心になると想定されるが、標準の効果を高めるために不可欠な中堅・中小企業での導入を促進できる仕組み(ASPの活用促進の方策やWeb-EDIの標準化の検討等)を検討し、企業規模に関わらず標準を活用したEDIを実用化する。また、標準EDIを活用した物流ラベル(SCMラベル)の標準化検討も併せて行う。</p> <p>そして、本事業終了後は、民間がEDIの標準を自律的に維持管理するための組織体制(流通業界44団体 + α)を確立し、流通業界全体での標準を決定する機関として機能させる。</p> <p><事業の効果発現に係るロジックモデル></p>  <pre> graph TD A[標準メッセージ項目一覧、運用・利用ガイドライン、XMLスキーマ等の作成] --> B[既存システム(レガシー)への影響] A --> C[標準的な業務プロセスモデルの定義] A --> D[普及説明会、個別説明会等の開催] B --> E[個別システムから標準システムに乗り換える企業の増加] C --> E E --> F[個別対応の削減(通信時間、伝票等の削減)、物流業務効率の向上] F --> G[コストへの影響] F --> H[サービスへの影響] G --> I["サプライチェーンの全体最適化の実現"] H --> I I --> J[消費者満足度の向上] </pre>
-----------------------------	--

	<p>【効果の把握(モニタリング方法)】 業界団体及び個別企業へのヒアリング</p>																		
事業の実施方法	<p>【実施方法】 委託先の民間事業者において、各業界ごとに会議体を開催し、各業界の関係企業（小売・卸・メーカー）及び関係団体・協力企業等を集めて、標準化の内容について議論・決定を行う。また、各業界ごとに決定された標準化の内容については、業界横断的に議論するための会議体において情報共有・議論が行われた後、最終的に流通業界全体の標準として決定される。なお、標準システムの実装前には、参加企業を募って共同実証を行い、実運用可能かどうかの検証を行う。</p> <p>【事業のスキーム図】</p>																		
予算執行状況等	<p>【事業スペック】</p> <table> <tbody> <tr> <td>(委託費)</td> <td>6.3 億円</td> </tr> <tr> <td>(事業開始時期)</td> <td>平成18 年度</td> </tr> <tr> <td>(終了時期)</td> <td>平成19 年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>但し、本事業は「商品データ共有化システムの構築事業」「データキャリアの国際標準化事業」とともに、平成20年度予算において「電子商取引・電子タグ基盤構築事業」として一本化され、平成20年度も施行されている。</p> <p>【過去の執行状況(当初予算、執行額)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>合計(平成18~19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算額(億円)</td> <td>1.8</td> <td>1.4</td> <td>3.2</td> </tr> <tr> <td>執行額(億円)</td> <td>1.6</td> <td>4.7</td> <td>6.3</td> </tr> </tbody> </table>	(委託費)	6.3 億円	(事業開始時期)	平成18 年度	(終了時期)	平成19 年度	年度	平成18年度	平成19年度	合計(平成18~19年度)	予算額(億円)	1.8	1.4	3.2	執行額(億円)	1.6	4.7	6.3
(委託費)	6.3 億円																		
(事業開始時期)	平成18 年度																		
(終了時期)	平成19 年度																		
年度	平成18年度	平成19年度	合計(平成18~19年度)																
予算額(億円)	1.8	1.4	3.2																
執行額(億円)	1.6	4.7	6.3																

	<p>【目標・指標の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>平成18年度</th><th>平成19年度</th><th>平成20年度</th><th>平成21年度 (目標値)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>導入業態数(小売)</td><td>1</td><td>1</td><td>5</td><td>5</td></tr> <tr> <td>導入業界数(商材)</td><td>3</td><td>5</td><td>10</td><td>10</td></tr> <tr> <td>導入企業数</td><td>13</td><td>25</td><td>200</td><td>400</td></tr> </tbody> </table> <p>※累積数にて記載</p> <p>【得られた成果／効果】 総合スーパー等での日用品・加工食品の取引について、EDIの標準の実用化が実現。この実用化に当たっては、今後の普及を促進する観点から、コストダウン効果を定量的な数字で把握できるように工夫している（通信時間が90%以上削減され、標準に準拠したシステムの導入コストが従来の2/3になると想定されるなど）。 これらの取組の実施に当たっては、参加企業に対して実用化を前提に検討に参加することを依頼するとともに、業界団体で標準の導入が推奨され、検討参加企業が内々に標準の導入意向を示すなど、普及・推進が徐々に広まっている。</p>	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度 (目標値)	導入業態数(小売)	1	1	5	5	導入業界数(商材)	3	5	10	10	導入企業数	13	25	200	400
年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度 (目標値)																	
導入業態数(小売)	1	1	5	5																	
導入業界数(商材)	3	5	10	10																	
導入企業数	13	25	200	400																	
事業の有効性	流通・物流の効率化・高付加価値化を図るために、商品データの共有化やEDIの標準化といった共通基盤整備、電子タグの実導入・普及の推進が不可欠である。流通が効率化されることにより、我が国の産業の国際競争力が強化されるとともに、流通における省力化により、付加価値の向上や顧客満足度の向上を図ることができ、予算額以上の大きな効果が得られることが期待出来る。																				
事業の効率性	小売市場(小売販売額133兆円、124万事業所、一企業当たりの利益4.7億円)に消費財系メーカー・卸を加えた消費財流通市場の規模を考えると、本施策の目指す効果が現れてきた場合には、大手企業数社の年間利益増加分だけで予算規模を上回る可能性がある。例えば、野村総合研究所の調査研究によると、商品データ共有化システムとインターネットEDI等の標準化された電子商取引を導入することにより、サプライチェーン全体で販売額の7.6%のコスト削減が可能となり、すべての事業所合計で商品データ共有化等による直接効果が年間486億円(0.004%)、品揃えの充実や効率的なプロモーションの実施等による間接効果を加えると10兆3千億円(7.6%)のコスト削減が可能になる。																				
組み合わせる他の政策ツール	今後以下の分野において本事業の成果が活用できると考えられる。 ○安全・安心の実現に係る次世代標準EDIの活用。 → 昨今色々と話題になることの多い安全・安心の実現に当たり、サプライチェーンを一気通貫で管理できる情報インフラ基盤となるこの標準システムを活用することにより、消費者への安全・安心情報の提供や、有事の際の迅速な商品回収等の実現が期待される。 ○農工商連携における次世代標準EDIの活用。 → 食肉・水産・青果のいわゆる生鮮食品流通において、産地から小売・消費者までをつなぐ情報インフラ基盤としてこの標準システムを活用できるようにするために、それぞれの分野における生鮮食品の標準コード化を農水省とも連携の上進めている。																				

事業に対するユーザーや有識者の意見	この次世代標準EDIが実用化されれば、業務プロセス、メッセージなどが標準化され、これまで各社バラバラであったものが一つにまとまる（一つのシステムで全てつながる）ことで、業界全体の業務効率化・生産性向上につながる。また、今後ますます多様化・高度化していくと考えられる社会要請や消費者ニーズへの対応等、将来的な要件に対する備えとしての側面もあり、逆に今後このような要件に対応していくためには、この情報インフラ基盤の導入は必須（導入しなければ時代から取り残される）であると言える。（ユーザーの意見）
今後の方向性	<p>【廃止】 本事業は、サプライチェーンを一気通貫で管理できる情報基盤の構築を行うという観点から、より効率的に事業を実施していく必要があるため、商品データ共有化システムの構築事業及びデータキャリアの国際標準化事業との一本化を行う事で廃止とし、平成20年度からは、電子商取引・電子タグ基盤構築事業として実施している。</p>

**事例 2-11 貿易投資促進（貿易円滑化事業費補助事業（補助））〔経済産業省
／事業評価（事後）〕**

個別事業事後評価書（予算事業）

平成21年3月

事業名	貿易円滑化事業費補助事業（補助）		
施策名	12. 貿易投資促進		
担当課室名	貿易経済協力局 貿易振興課	課室長名	貿易振興課長 新居 泰人
予算費目名	(項) 貿易投資促進費 (大事項) 貿易投資促進に必要な経費 (中事項) 貿易投資促進共通経費 (小事項) (目) 貿易円滑化事業費補助金 (目細) (テーマ)		
事業の概要	(財)対日貿易投資交流促進協会の運営する情報センター（東京都）において、海外製品や制度等に関する情報提供を行うとともに、同団体による中小事業者・個人起業家に対するセミナー・相談会の開催を通じ、輸入品に対する正しい理解を促すことにより、貿易の円滑化に資する。		
事業の必要性	貿易（輸入）の円滑化は、資材の最適調達による競争力の強化、国内市場の活性化、消費者の選択機会の増大を促すものであり、輸入を機縫として外国企業の誘致促進にも繋がる可能性もある。他方、商社、大メーカーと違い、中小事業者や輸入ビジネスで起業を考えている個人、消費者においては、海外製品、產品についての情報入手は困難であり、国の支援が必要である。		

事業の内容 (目標・効果、 効果の把握等)	【事業の目標と効果】 (目標) ・情報センター運営費 情報センターのスペースを借り上げ、常設の情報提供コーナーとして海外製品のサンプル・カタログと一緒に展示するとともに、パンフレット等の資料を提供する。 ・対日アクセス促進事業費 我が国の一般消費者及び企業向けに外国製品を紹介し、また、対日進出に関心のある外国企業向けに日本市場を紹介するなど、パンフレットを作成・配布する。 ・小口輸入推進事業 外国製品の取り扱いで新たな活路を求める中小事業者に対して、海外取引先の紹介及び小口輸入の実務等の相談に応じるほか、小口輸入のノウハウを紹介する研修会（セミナー）・相談会を開催する。 (効果) ・相談コーナー、セミナーへの来場者の評価を勘案すると事業の成果は上がっているものと考えられる。また、国内関係団体のみならず、外団大使館からも共同でのセミナーの開催依頼があるなど波及的な効果が上がっている。 ・小口輸入については、新規創業予定者に一つの輸入手法を提供するもので、ビジネスチャンスを与えるものである。 ・相談コーナーにおける来場者・相談者数も増加傾向にあり、また、日本各地及び各団体からの小口輸入セミナー開催要請も増加している。							
	指標	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	合計
	情報センター来場者数(人)	5,236	6,420	6,412	2,997	2,715	2,594	19,962
	相談件数(件)	4,618	5,013	6,506	9,465	8,152	7,919	41,673
	<事業の効果発現に係るロジックモデル>							
	本事業のアウトプット 							
	本事業のアウトカム 							
	施策のアウトカム目標への貢献 							
	【効果の把握（モニタリング方法）】 セミナー、相談者、メール会員等を対象にアンケート調査を実施し、事業の効果を把握するとともに、今後の主要な課題、ニーズを策定し、更なる目標を設定する。							

事業の実施方法	<p>中小起業家・小口輸入業者等に対して、貿易(特に製品輸入)・対日アクセス円滑化のため、ミプロ情報センターにおいて、各種相談業務を実施するとともに、貿易手続等に関する研修会・相談会を開催する。</p> <p>【事業のスキーム図】</p> <pre> graph LR A[経済産業省] --> B[補助金交付] B --> C[対日貿易投資交流促進協会] C --> D[情報提供相談会等] D --> E[小規模事業者 一般消費者 外国企業など] </pre>																																																								
予算執行状況等	<p>【事業スペック】</p> <table> <tbody> <tr> <td>(補助金、委託費、交付金)</td> <td>補助金</td> </tr> <tr> <td>(直接交付先)</td> <td>(財)対日貿易投資交流促進協会</td> </tr> <tr> <td>(間接交付先)</td> <td>無し</td> </tr> <tr> <td>(交付件数)</td> <td>1 件</td> <td>一件当たり単価</td> <td>77,679 千円</td> </tr> <tr> <td>(補助率)</td> <td>100 %</td> </tr> <tr> <td>(事業開始時期)</td> <td>14 年度</td> </tr> <tr> <td>(直近の見直し時期)</td> <td>18 年度</td> </tr> <tr> <td>(終了時期)</td> <td>23 年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>【過去の執行状況(当初予算、執行額)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>合計(平成14~19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算額(億円)</td> <td>4.3</td> <td>3.4</td> <td>1.7</td> <td>1.0</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>12.0</td> </tr> <tr> <td>執行額(億円)</td> <td>4.2</td> <td>3.3</td> <td>1.7</td> <td>1.0</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>11.8</td> </tr> </tbody> </table>	(補助金、委託費、交付金)	補助金	(直接交付先)	(財)対日貿易投資交流促進協会	(間接交付先)	無し	(交付件数)	1 件	一件当たり単価	77,679 千円	(補助率)	100 %	(事業開始時期)	14 年度	(直近の見直し時期)	18 年度	(終了時期)	23 年度	年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	合計(平成14~19年度)	予算額(億円)	4.3	3.4	1.7	1.0	0.8	0.8	12.0	執行額(億円)	4.2	3.3	1.7	1.0	0.8	0.8	11.8														
(補助金、委託費、交付金)	補助金																																																								
(直接交付先)	(財)対日貿易投資交流促進協会																																																								
(間接交付先)	無し																																																								
(交付件数)	1 件	一件当たり単価	77,679 千円																																																						
(補助率)	100 %																																																								
(事業開始時期)	14 年度																																																								
(直近の見直し時期)	18 年度																																																								
(終了時期)	23 年度																																																								
年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	合計(平成14~19年度)																																																		
予算額(億円)	4.3	3.4	1.7	1.0	0.8	0.8	12.0																																																		
執行額(億円)	4.2	3.3	1.7	1.0	0.8	0.8	11.8																																																		
	<p>【交付実績の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>合計(平成14~19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付実績額</td> <td>4.2</td> <td>3.3</td> <td>1.7</td> <td>1.0</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>11.8</td> </tr> <tr> <td>交付実績件数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>一件当たり交付額</td> <td></td> <td>2.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>【目標・指標の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>目標(毎年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>5, 695件</td> <td>7, 210件</td> <td>7, 623件</td> <td>9, 465件</td> <td>8, 152件</td> <td>7, 919件</td> <td>10,000件</td> </tr> <tr> <td>セミナー開催回数</td> <td>26件</td> <td>33件</td> <td>28件</td> <td>14件</td> <td>26回</td> <td>24回</td> <td>30回</td> </tr> </tbody> </table> <p>【得られた成果／効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・19年度の小口輸入セミナー時に実施したアンケート調査によれば、回答者数255人のうち、小口輸入ビジネスを行っている者106人、これから小口輸入を検討する者が108人と全体の80%以上の者が関心を示している。 ・また、前回の調査(2004年実施)でミプロへの相談やセミナー受講後に始めて継続中」が51人で、「ミプロへの相談やセミナー受講以前から現在まで継続中」の者が44人であったが、今回の調査では、「ミプロの小口輸入サービス利用後に始めた人」が79人、「ミプロの小口輸入サービス利用以前から行っていた人」が43人と差が大きくなっています。ミプロの小口輸入サービスを利用してから実際のビジネス始めた割合が増えています。 	年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	合計(平成14~19年度)	交付実績額	4.2	3.3	1.7	1.0	0.8	0.8	11.8	交付実績件数	1	1	1	1	1	1	6						一件当たり交付額		2.0	年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	目標(毎年度)	相談件数	5, 695件	7, 210件	7, 623件	9, 465件	8, 152件	7, 919件	10,000件	セミナー開催回数	26件	33件	28件	14件	26回	24回	30回
年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	合計(平成14~19年度)																																																		
交付実績額	4.2	3.3	1.7	1.0	0.8	0.8	11.8																																																		
交付実績件数	1	1	1	1	1	1	6																																																		
					一件当たり交付額		2.0																																																		
年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	目標(毎年度)																																																		
相談件数	5, 695件	7, 210件	7, 623件	9, 465件	8, 152件	7, 919件	10,000件																																																		
セミナー開催回数	26件	33件	28件	14件	26回	24回	30回																																																		

事例 2-12 産業保安（高圧ガス等保安対策事業）〔経済産業省／事業評価（事後）〕

個別事業事後評価書（予算事業）

平成21年3月

事業名	高圧ガス等保安対策事業		
施策名	34 産業保安		
担当課室名	原子力安全・保安院 保安課	課室長名	保安課長 牧野 剛
予算費目名	(項) 産業保安費 (大事項) 産業保安に必要な経費 (中事項) 高圧ガス保安対策 (小事項) (目) 高圧ガス等保安対策事業委託費 (目細) 高圧ガス保安対策事業委託 (テーマ)		
事業の概要	高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、技術の進歩や環境変化を踏まえた高圧ガス保安技術の基準作成や、事故情報の統計処理・解析、高圧ガス設備の耐震設計のあり方についての調査研究を行う。また、高圧ガス製造保安責任者免状交付事務を委託。(H21より高圧ガス等技術基準策定等委託費に統合化して要求)		
事業の必要性	耐震設計基準を含む技術基準の見直しを行うことで高圧ガス製造施設の保安対策の高度化が図られる。また、事故情報の調査・分析を行い情報を関係者に周知することにより、災害を未然に防止することができる。これらの事業は、公共の安全の確保に寄与するものであり、極めて公益性が高く、行政の開拓が必要である。 また、大臣名の免状交付は、高圧ガス保安法に規定されたものであるところ、国がこれを行う必要がある。		

事業の内容 (目標・効果、 効果の把握等)	【事業の目標と効果】 ○事業の目標 産業活動の現場や一般消費者において、様々な産業活動の事例、類似事故の原因、その防止策や関係法令等に関する情報が随時入手できるような環境を整備するとともに、コンプライアンスの意識が醸成され、自立的な事故防止が図られるような環境を整備し、産業活動における事故件数の減少、事故による死傷者数の減少を目指す。 (高圧ガスに関する具体的な目標) ・高圧ガスの利用の実態や最新の科学的・技術的知識を踏まえ、高圧ガス保安法関係省令等で定められている技術基準を適宜見直す。 ・高圧ガスに係る事故について、原因を調査し統計処理を行う。 ・免状交付事務を行う。 ○効果 ・高圧ガスによる災害を未然に防止し、公共の安全を確保する。 ・高圧ガス製造保安責任者試験の受験者の便宜、行政事務の簡素化を図る。		
	<事業の効果発現に係るロジックモデル> <pre> graph LR A[本事業のアウトプット] --> B[手続きの簡素化] B --> C[災害・事故を防ぐ行政事務の簡素化] A --> D[事故の未然防止] A --> E[公共の安全の確保] D --> E F[安全性の向上] --> E </pre>		
事業の実施方法	【実施方法】 高圧ガス及び高圧ガス設備並びに高圧ガス保安法に関する知識、知見を有する民間団体等に委託し、当該事業者が学識経験者等有識者により構成された委員会を運営し、事業を実施。 【事業のスキーム図】 <pre> graph LR A[経済産業省] --> B[民間団体等] </pre>		

予算執行状況等	<p>【事業スペック】</p> <table border="0"> <tr> <td>(補助金、委託費、交付金)</td><td>委託費</td></tr> <tr> <td>(直接交付先)</td><td>民間団体等</td></tr> <tr> <td>(間接交付先)</td><td>—</td></tr> <tr> <td>(交付先件数)</td><td>5 件(平成19年度)</td><td>一件当たり単価</td><td>4,269 千円(平成19年度ベース)</td></tr> <tr> <td>(補助率)</td><td>— %</td></tr> <tr> <td>(事業開始時期)</td><td>昭和61 年度</td></tr> <tr> <td>(直近の見直し時期)</td><td>平成18 年度</td></tr> <tr> <td>(終了時期)</td><td>平成23 年度</td></tr> </table>							(補助金、委託費、交付金)	委託費	(直接交付先)	民間団体等	(間接交付先)	—	(交付先件数)	5 件(平成19年度)	一件当たり単価	4,269 千円(平成19年度ベース)	(補助率)	— %	(事業開始時期)	昭和61 年度	(直近の見直し時期)	平成18 年度	(終了時期)	平成23 年度					
(補助金、委託費、交付金)	委託費																													
(直接交付先)	民間団体等																													
(間接交付先)	—																													
(交付先件数)	5 件(平成19年度)	一件当たり単価	4,269 千円(平成19年度ベース)																											
(補助率)	— %																													
(事業開始時期)	昭和61 年度																													
(直近の見直し時期)	平成18 年度																													
(終了時期)	平成23 年度																													
<p>【過去の執行状況(当初予算、執行額)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>平成15年度</th><th>平成16年度</th><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th><th>平成19年度</th><th>平成20年度</th><th>合計(平成15~20年度)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算額(億円)</td><td>0.3</td><td>0.3</td><td>0.3</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>1.5</td></tr> <tr> <td>執行額(億円)</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>—</td><td>1.0</td></tr> </tbody> </table>							年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	合計(平成15~20年度)	予算額(億円)	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	1.5	執行額(億円)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	—	1.0
年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	合計(平成15~20年度)																							
予算額(億円)	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	1.5																							
執行額(億円)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	—	1.0																							
<p>【目標・指標の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th><th>平成15年</th><th>平成16年</th><th>平成17年</th><th>平成18年</th><th>平成19年</th><th>平成20年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高压ガス保安法 関係事故件数 (災害)</td><td>146</td><td>157</td><td>165</td><td>193</td><td>285</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>							年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	高压ガス保安法 関係事故件数 (災害)	146	157	165	193	285	—										
年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年																								
高压ガス保安法 関係事故件数 (災害)	146	157	165	193	285	—																								
<p>【得られた成果／効果】</p> <p>・「(1)高压ガス保安技術基準作成」及び「(2)高压ガスプラントの耐震化推進」は、高压ガス保安法に係る省令、告示、例示基準に規定される技術基準の見直しに反映される。</p> <p>・「(3)事故調査解析」の成果は、毎年、事故年報を作成し都道府県等の関係者に配布している。また、統計的な解析等を講習会などにおいて解説・講演することで事故情報を周知し、再発防止に貢献している。また、平成20年度は、産業事故分析・対策検討共同WGにおいて、近年増加している高压ガス設備の漏えい事故の内訳、原因分析、対策検討の基礎データとして使用している。</p> <p>・なお、本事業の「(1)高压ガス保安技術基準作成」及び「(2)高压ガスプラントの耐震化推進」については、大きな事故・地震灾害の発生を受けた対策の基準化、新たな高压ガス用途や新開発の設備に対応した基準策定、保安技術の高度化に対応した基準策定等、技術基準改正のニーズの発生に対応して実施しているため、年度展開による終期設定は困難である。また、「(3)事故情報解析」、「(4)免状交付」については、継続して実施することが必要な業務であるため、年度展開及び終期設定を行うことは困難である。なお、(1)の過去の成果の概要は以下のとおりである。(2)については、高压ガス設備等耐震設計基準(告示)の改正作業中である。</p>																														
予算執行状況等	<p>【事業スペック】</p> <table border="0"> <tr> <td>(補助金、委託費、交付金)</td><td>委託費</td></tr> <tr> <td>(直接交付先)</td><td>民間団体等</td></tr> <tr> <td>(間接交付先)</td><td>—</td></tr> <tr> <td>(交付先件数)</td><td>5 件(平成19年度)</td><td>一件当たり単価</td><td>4,269 千円(平成19年度ベース)</td></tr> <tr> <td>(補助率)</td><td>— %</td></tr> <tr> <td>(事業開始時期)</td><td>昭和61 年度</td></tr> <tr> <td>(直近の見直し時期)</td><td>平成18 年度</td></tr> <tr> <td>(終了時期)</td><td>平成23 年度</td></tr> </table>							(補助金、委託費、交付金)	委託費	(直接交付先)	民間団体等	(間接交付先)	—	(交付先件数)	5 件(平成19年度)	一件当たり単価	4,269 千円(平成19年度ベース)	(補助率)	— %	(事業開始時期)	昭和61 年度	(直近の見直し時期)	平成18 年度	(終了時期)	平成23 年度					
(補助金、委託費、交付金)	委託費																													
(直接交付先)	民間団体等																													
(間接交付先)	—																													
(交付先件数)	5 件(平成19年度)	一件当たり単価	4,269 千円(平成19年度ベース)																											
(補助率)	— %																													
(事業開始時期)	昭和61 年度																													
(直近の見直し時期)	平成18 年度																													
(終了時期)	平成23 年度																													
<p>【過去の執行状況(当初予算、執行額)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>平成15年度</th><th>平成16年度</th><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th><th>平成19年度</th><th>平成20年度</th><th>合計(平成15~20年度)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算額(億円)</td><td>0.3</td><td>0.3</td><td>0.3</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>1.5</td></tr> <tr> <td>執行額(億円)</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>—</td><td>1.0</td></tr> </tbody> </table>							年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	合計(平成15~20年度)	予算額(億円)	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	1.5	執行額(億円)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	—	1.0
年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	合計(平成15~20年度)																							
予算額(億円)	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	1.5																							
執行額(億円)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	—	1.0																							
<p>【目標・指標の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th><th>平成15年</th><th>平成16年</th><th>平成17年</th><th>平成18年</th><th>平成19年</th><th>平成20年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高压ガス保安法 関係事故件数 (災害)</td><td>146</td><td>157</td><td>165</td><td>193</td><td>285</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>							年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	高压ガス保安法 関係事故件数 (災害)	146	157	165	193	285	—										
年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年																								
高压ガス保安法 関係事故件数 (災害)	146	157	165	193	285	—																								
<p>【得られた成果／効果】</p> <p>・「(1)高压ガス保安技術基準作成」及び「(2)高压ガスプラントの耐震化推進」は、高压ガス保安法に係る省令、告示、例示基準に規定される技術基準の見直しに反映される。</p> <p>・「(3)事故調査解析」の成果は、毎年、事故年報を作成し都道府県等の関係者に配布している。また、統計的な解析等を講習会などにおいて解説・講演することで事故情報を周知し、再発防止に貢献している。また、平成20年度は、産業事故分析・対策検討共同WGにおいて、近年増加している高压ガス設備の漏えい事故の内訳、原因分析、対策検討の基礎データとして使用している。</p> <p>・なお、本事業の「(1)高压ガス保安技術基準作成」及び「(2)高压ガスプラントの耐震化推進」については、大きな事故・地震灾害の発生を受けた対策の基準化、新たな高压ガス用途や新開発の設備に対応した基準策定、保安技術の高度化に対応した基準策定等、技術基準改正のニーズの発生に対応して実施しているため、年度展開による終期設定は困難である。また、「(3)事故情報解析」、「(4)免状交付」については、継続して実施することが必要な業務であるため、年度展開及び終期設定を行うことは困難である。なお、(1)の過去の成果の概要は以下のとおりである。(2)については、高压ガス設備等耐震設計基準(告示)の改正作業中である。</p>																														
予算執行状況等	<p>【事業スペック】</p> <table border="0"> <tr> <td>(補助金、委託費、交付金)</td><td>委託費</td></tr> <tr> <td>(直接交付先)</td><td>民間団体等</td></tr> <tr> <td>(間接交付先)</td><td>—</td></tr> <tr> <td>(交付先件数)</td><td>5 件(平成19年度)</td><td>一件当たり単価</td><td>4,269 千円(平成19年度ベース)</td></tr> <tr> <td>(補助率)</td><td>— %</td></tr> <tr> <td>(事業開始時期)</td><td>昭和61 年度</td></tr> <tr> <td>(直近の見直し時期)</td><td>平成18 年度</td></tr> <tr> <td>(終了時期)</td><td>平成23 年度</td></tr> </table>							(補助金、委託費、交付金)	委託費	(直接交付先)	民間団体等	(間接交付先)	—	(交付先件数)	5 件(平成19年度)	一件当たり単価	4,269 千円(平成19年度ベース)	(補助率)	— %	(事業開始時期)	昭和61 年度	(直近の見直し時期)	平成18 年度	(終了時期)	平成23 年度					
(補助金、委託費、交付金)	委託費																													
(直接交付先)	民間団体等																													
(間接交付先)	—																													
(交付先件数)	5 件(平成19年度)	一件当たり単価	4,269 千円(平成19年度ベース)																											
(補助率)	— %																													
(事業開始時期)	昭和61 年度																													
(直近の見直し時期)	平成18 年度																													
(終了時期)	平成23 年度																													
<p>【過去の執行状況(当初予算、執行額)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>平成15年度</th><th>平成16年度</th><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th><th>平成19年度</th><th>平成20年度</th><th>合計(平成15~20年度)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算額(億円)</td><td>0.3</td><td>0.3</td><td>0.3</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>1.5</td></tr> <tr> <td>執行額(億円)</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>—</td><td>1.0</td></tr> </tbody> </table>							年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	合計(平成15~20年度)	予算額(億円)	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	1.5	執行額(億円)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	—	1.0
年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	合計(平成15~20年度)																							
予算額(億円)	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	1.5																							
執行額(億円)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	—	1.0																							
<p>【目標・指標の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th><th>平成15年</th><th>平成16年</th><th>平成17年</th><th>平成18年</th><th>平成19年</th><th>平成20年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高压ガス保安法 関係事故件数 (災害)</td><td>146</td><td>157</td><td>165</td><td>193</td><td>285</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>							年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	高压ガス保安法 関係事故件数 (災害)	146	157	165	193	285	—										
年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年																								
高压ガス保安法 関係事故件数 (災害)	146	157	165	193	285	—																								

テーマ	実施年度	成果の概要
高压ガス設備の移設・転用基準検討	H11～12	H13.3.26付け一般則、液石則、コンビ則、冷凍則改正
鉱場以外の高压ガス設備の開放検査周期検討	H11～12	H13.3.26付け製造細目告示改正
認定(完成・保安)検査実施者に係る認定基準検討	H12	H13.3.26付け一般則、液石則、コンビ則、冷凍則改正
一般則性態別定義・例示基準の検討 LPG地下水封式岩盤貯藏に関する性能規定期検査の検討	H12	H13.3.26付け一般則、液石則、コンビ則、冷凍則改正、同例示基準改正 H14.12.13付けコンビ則、特定期、製造細目告示改正
容器圧場の立体化検討	H13～14	H16.3.29付け一般則、製造細目告示改正
医療用CEの設備却附検討	H13～14	H16.3.29付け一般則改正
冷凍能力算定基準検討	H14	H16.12.17付け冷凍則改正
認定(完成・保安)検査実施者に係る認定基準検討	H15	H16.3.31付け一般則、液石則、コンビ則、冷凍則改正
冷凍保安規則保安体制のあり方検討	H15	H16.12.17付け冷凍則改正
高压式オートスタンド等に係る技術基準検討	H15	既及時点での必要な技術基準項目を検討
機油改革特別区域案件評価	H15～	特例措置ごとに安全性の観点から検討
高压ガス移動基準見直し検討	H16	H17.3.24付け一般則、液石則改正
韓国における高压ガス規制の調査	H16	韓国における容器、特定設備等の規制の仕組み及び基準の詳細、日韓の共通点、相違点を把握
毒性ガス(エゾール食品用重油化留置)に係る規制合規化検討	H16～	技術基準化を検討中
特区1.1.15(高压ガス製造施設の自主検査対象拡大事業)の全国展開に向けた基準の策定	H17～18	H19.5.30付け認定内規の制定
高压式LPGスタンドを踏えた基準等の作成	H18～19	技術基準化を検討中
アソール缶等の容器強度基準に係する調査	H19	技術基準化を検討中
■性ガスの規制のあり方に係する調査	H19～	調査継続中

事業の有効性	<p>国が主導して、新たな技術的知見に基づく技術基準の見直しのための調査を、有識者を含めた体制において継続的に行い、客観性の高い全国画一的な基準を作成することは、産業全般における一定水準の保安レベルの確保を確実かつ速やかに実現する上で、必要不可欠な施策手段である。これに加え、個別企業・団体では実施が困難な多種産業における広範な事故情報の収集、その解析調査に基づく類似事故の防止策についての情報展開、企業リスクの高い安全機器の開発への支援、一般消費者等への幅広い普及啓発活動等の実施と相まって、事故・負傷者の減少及び事業者の負担軽減に効果を有する。</p> <p>予算措置により得られた成果を単に発表するだけでは、全国の事業者に対する効果を確保することが困難である。このため得られた成果を、技術基準法令等の改正によって全国統一的に効果を発生させたり、事業者への注意喚起等を行うことによって、広範な事業者に浸透させる等の政策ツールを活用して措置することが必要不可欠である。</p>
事業の効率性	事業者が必ずしも保安の確保等に係る自主的活動を行うとは限らないため、技術基準等作成の事務を所掌する国に技術的な知見を蓄積させること等は、民間企業が独自に基準を策定するなどして保安活動を展開することと比較して、産業全般における保安レベルの統一性、即時性、実現可能性を確保するとの観点から効率的である。
組み合わせる他の政策ツール	<p>【規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術基準やその解釈(省令、告示、内規等)の改正 ・高压ガス関係事故年報の周知(事業者や都道府県に対する注意喚起を含む。) ・高压ガス製造保安責任者免状(大臣名)の交付
事業に対するユーザーや有識者の意見	○「産業保安分野における安全文化の向上に関する研究会」(原子力安全・保安院産業保安担当審議官の私的研究会、座長:田村昌三横浜　国立大学安心・安全の科学研究教育センター教授)が平成18年11月に取りまとめた中間取りまとめでは、産業保安行政における今後の課題と対応の方向性として、①保安確保に係る取組みの内容に応じた保安規制の多様化、②事後チェック及び事故等の調査の充実による事業者の取組みの確認、③事業者の保安確保に係る取組みを支える技術的基盤の強化の支援といった点が示された。
今後の方向性	<p>【継続】</p> <p>高压ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するためには、国による技術の進歩や環境の変化に対応した技術基準の策定・改正による安全性の確保及び事後情報の解析、水平展開による類似事故発生の防止が必要不可欠である。</p> <p>また、免状交付の手続きの簡素化による行政事務の簡素化も必要であるため、現行事業の継続が必要である。</p>

事例 2-13 産業保安（火薬類保安対策事業（委託）、火薬類取締法に基づき許可等を受けた者が設置する土堤及び防爆壁に係る課税標準の特例措置（税目：固定資産税等の課税標準の特例））【経済産業省／事業評価（事後）】

個別事業事後評価書(予算事業)

平成21年3月

事業名	火薬類保安対策事業(委託)																		
施策名	34. 産業保安																		
担当課室名	原子力安全・保安院 保安課	課室長名	保安課長 牧野 剛																
予算費目名	(項) 原子力安全・保安院 (大事項) 産業保安に必要な経費 (中事項) 高圧ガス保安対策 (小事項) (目) 高圧ガス等保安対策事業委託費 (目細) 火薬類保安対策事業 (テーマ)																		
事業の概要	火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保するため、火薬類保安教育事業の実施、火薬類を巡る環境及び立地条件の変化等に伴う火薬類保安技術基準作成、事故調査解説、国連等で行われる火薬類の技術基準の検討の動向調査、煙火等の分類の見直しに向けた実証実験等を行う。また、火薬類製造保安責任者免状交付事務を委託。																		
事業の必要性	火薬類保安管理についての教育事業(現場巡回、講師育成、研修会開催等)を実施することにより、火薬類事業者の保安意識・資質の向上が図られ、また、発生した火薬類事故に関して原因解析、再発防止対策の検討を行うことにより、事故防止対策のための具体的な現場管理技術が取得でき(取得した管理技術は法規制への展開、前記教育事業を通して火薬類事業者へのフィードバックを行う)、さらに、実証実験等による爆発影響低減化技術の検討を行うことにより、火取法の合理的・効果的な技術基準の見直しを行うことができ、ひいては火薬類事業者等の保安対策の高度化が図られることとなり、以上のこれらの事業は、火薬類による災害を未然に防止し、公共の安全の確保に寄与するものであり、極めて高い公益性が存在することから国が実施する必要がある。また、網羅的な事故情報の収集やこれに基づく法制面への反映、あるいは大規模な実証実験(陸上自衛隊演習場で実施)などは民間では実施することができず、国に専門性がないものである。																		
事業の内容 (目標・効果、効果の把握等)	【事業の目標と効果】 平成22年度までに以下の目標を達成する。 ①火薬類保安管理の教育事業等により火薬類事業者の保安意識・資質の向上を図ることと等により、火薬類による事故発生件数を現状の40件程度から30件前後に低減する。 ②万一事故が発生した場合でも人的被害、物的被害が最小限となるような保安対策技術を開発する。具体的には、火薬庫、防爆壁の高性能化技術、爆発飛散物対策技術を開発する。(開発された技術は平成22年度以降に火取法技術基準として規定する予定。)																		
事業の実施方法	<p>【効果の把握(モニタリング方法)】 火薬類取締法第46条に基づく事故届の件数をカウントすると共に、事故の被害の程度(死者者、重傷者、軽傷者、建物の全壊・半壊等)の変化を評価する。</p> <p>【実施方法】 火薬類保安に関して知見を有する民間団体等(19年度は社団法人全国火薬類保安協会)に委託し、当該団体が上記に掲げた事業を実施する。なお、爆発影響低減化技術の検討にあたっては、火薬類の爆発を伴う実証実験を必要とするところから、独立行政法人産業技術総合研究所等の火薬類実験の知見を有する研究機関との共同研究により実施する。</p> <p>【事業のスキーム図】</p> <pre> graph LR A[経済産業省] -- 委託 --> B[民間団体等] B -- 共同研究 --> C[研究機関] </pre>																		
予算執行状況等	<p>【事業スペック】</p> <table> <tbody> <tr> <td>(補助金、委託費、交付金)</td> <td>委託費</td> </tr> <tr> <td>(直接交付先)</td> <td>民間団体等</td> </tr> <tr> <td>(間接交付先)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(交付件数)</td> <td>2 件(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>(補助率)</td> <td>- %</td> </tr> <tr> <td>(事業開始時期)</td> <td>昭和47 年度</td> </tr> <tr> <td>(直近の見直し時期)</td> <td>平成18 年度</td> </tr> <tr> <td>(終了時期)</td> <td>平成21 年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>一件当たり単価 17,520 千円(平成19年度ベース)</p>			(補助金、委託費、交付金)	委託費	(直接交付先)	民間団体等	(間接交付先)	-	(交付件数)	2 件(平成19年度)	(補助率)	- %	(事業開始時期)	昭和47 年度	(直近の見直し時期)	平成18 年度	(終了時期)	平成21 年度
(補助金、委託費、交付金)	委託費																		
(直接交付先)	民間団体等																		
(間接交付先)	-																		
(交付件数)	2 件(平成19年度)																		
(補助率)	- %																		
(事業開始時期)	昭和47 年度																		
(直近の見直し時期)	平成18 年度																		
(終了時期)	平成21 年度																		

【過去の執行状況(当初予算、執行額)】							
年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	合計(平成15~20度)
予算額(億円)	0.4	0.4	0.4	1.1	0.4	0.3	3.0
執行額(億円)	0.3	0.3	0.3	1.0	0.4	—	2.3

【目標・指標の推移】						
年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (目標)
火薬類による事故件数	35	41	33	42	53	30
事故による死亡者数	13	1	2	1	1	—
事故による負傷者数	36	53	35	47	57	—

【得られた成果／効果】	
保安教育、事故防止対策、国際化対策等に係る事業を実施したほか、不発弾処理に係る爆発影響低減化技術及び不用猟銃弾等の廃棄技術に係る技術データが成果として得られ、これらを基に省令改正等を行った。	
また、火薬類製造保安責任者免状交付事務を行い、火薬類の製造保安業務に資する人材の育成等を行った。	

事業の有効性	火薬類による事故原因の解析・再発防止対策の検討、保安教育の実施や火薬類に係る保安技術の進展及び保安規制の国際化への検討及び技術基準の作成等に必要な事業を実施し、火薬類による災害を防止し、公共の安全の確保に資する。 建設(トンネル、ダム、採石)、自動車(エアバッグ、シートベルト)、宇宙開発(ロケットエンジン)、防衛(弾薬、ミサイル)等、各産業で利用されている火薬類について、生産、供給、消費等の安全性が図られ、豊かで安心な国民生活の実現に資する。
事業の効率性	産業技術総合研究所(爆発安全コア)、国内火薬メーカー等、火薬類の専門家の協力を得て、又、爆発実験に当たっては自衛隊の協力を得て、効率的、経済的に事業を推進している。

組み合わせる他の政策ツール	火薬類取締法の技術基準及びその解釈(省令、告示、内規等)の改正 火薬類関係事故年報の周知(事業者や都道府県に対する注意喚起を含む)
事業に対するユーザーや有識者の意見	特になし
今後の方向性	【継続】 火薬類はひとたび事故が発生するとその被害は非常に広範に広がり、社会的影響も非常に大きくなる可能性が高いことから、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保する観点から、発生した事故の原因を調査・解析すると共に、消費、保管等の技術基準を科学的に明らかにしていき、保安教育、火薬庫の建設等に反映することで火薬類を安全に使用していくための基礎確立に資する。

個別事業事後評価書(税制措置)

平成21年3月

個別事業名 (税制措置名)	火薬類取締法に基づき許可等を受けた者が設置する土堤及び防爆壁に係る課税標準の特例措置 (税目: 固定資産税等の課税標準の特例)								
施策名	34. 産業保安								
措置担当課室名	原子力安全・保安院 保安課	課室長名	保安課長 牧野 剛						
税制措置の概要	火薬類取締法上の義務として設置する保安用の土堤・防爆壁について、固定資産税の課税標準を5分の3に軽減する特例措置								
税制措置の必要性	<p>土堤・防爆壁は、爆発や火災等の被害を最小限に抑制し、近隣に波及させないよう防災上必要不可欠な施設である。火薬類取締法でその設置を義務づけているが、事業者にとって敷地の有効活用、建設費等の面で大きな経済的な負担を課すものであることから、保安・防災体制の確実な実施を図るために、政策的な支援措置が必要である。</p> <p>また、土堤・防爆壁は、自然環境条件(雨、風、台風、炎天等)の中で劣化・風化、浸食等が進行するため、火薬類取締法上の技術基準への整合性を確保するための継続投資が重要であり、円滑な設備投資を促進する政策的支援措置を講じることが必要である。</p>								
税制措置の内容 (目標・効果、効果の把握等)	<p>高压ガス・LPガス・火薬類を取り扱う施設、電気・都市ガス事業に供する施設及び鉱山について、それぞれの有する爆発性や人体有害性等の危険性といった特性に応じた規制を適切に実施することにより、災害・事故等の発生を防止する。</p> <p>産業活動における事故件数の減少、事故による死傷者数の減少を目指すため、産業活動の現場や一般消費者において、様々な産業事故の事例、類似事故の原因、その防止策や関係法令等に関する情報が随時入手できるような環境を整備するとともに、コンプライアンスの意識が醸成され、自律的な事故防止が図られるような環境を整備する。</p> <p>【指標(火薬)】 火薬による事故件数を平成22年度に30件前後に低減</p>								
税制措置の執行状況・実績等	<p>【税制措置のスペック】</p> <table> <tr> <td>(措置開始時期)</td> <td>昭和37 年度</td> </tr> <tr> <td>(直近の見直し時期)</td> <td>平成19 年度</td> </tr> <tr> <td>(終了時期)</td> <td>平成21 年度</td> </tr> </table>			(措置開始時期)	昭和37 年度	(直近の見直し時期)	平成19 年度	(終了時期)	平成21 年度
(措置開始時期)	昭和37 年度								
(直近の見直し時期)	平成19 年度								
(終了時期)	平成21 年度								

【目標・指標の推移】	火薬類における事故件数				
	年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	火薬類における事故件数	41	34	41	49
	目標値 (平成22年度)				30
税制措置の有効性	年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	火薬類の製造・保管時の事故件数	1	2	2	6
	目標値 (平成22年度)				0
	死亡者数	0	0	1	0
税制措置の効率性	年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	火薬類の製造・保管時の事故件数	1	1	1	5
	目標値 (平成22年度)				0
	死亡者数	0	0	1	0
組み合わせる他の政策ツール	—				
税制措置に対するユーザーや有識者の意見	—				

今後の方向性	本措置の適用実績及び政策効果について検証した上で今後の方向性について検討する。
--------	---

事例 2-14 航空交通ネットワークを強化する〔国土交通省／実績評価〕

○活 力

政策目標 6

国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化

施策目標 25

航空交通ネットワークを強化する

高速交通手段の中でも航空は、今後も引き続き需要の増大が予想されるところから、国際競争力の強化、地域活力の向上などの推進等に向けて、国際拠点空港の整備、既存ストックを活用した空港の高質化、航空交通容量の拡大等を推進し、航空交通ネットワークの強化を図る。

業績指標

152	国内航空ネットワークの強化割合（①大都市圏拠点空港の空港容量の増加、②国内線の自空港気象（台風除く）による欠航率、③総主要飛行経路長）
153	国際航空ネットワークの強化割合
154	航空機騒音に係る環境基準の屋内達成率
155	地震時に緊急物資輸送など防災拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口の割合
156	管制空港における100万回発着回数当たりの航空機の滑走路誤進入に係る重大インシデント発生件数

【評価結果の概要】

(必要性)

今後の航空需要の動向等を踏まえ、国際競争力の強化、地域活力の向上などの推進等に向けて、国際拠点空港の整備や既存ストックを活用した空港の高質化、利便性の向上を引き続き推進する必要がある。また、交通量の急増が予想されるアジア太平洋地域において航空交通容量の拡大を図り、国際需要に適切に対応していく必要がある。

また、地震災害時に、空港が災害復旧支援、航空ネットワークの維持、背後圏経済活動の継続性確保など様々な役割を果たすことが出来るよう、基本施設等の耐震性の向上を推進する必要がある。

さらに、空港周辺における航空機騒音による障害発生に関し、当該障害を防止し、又は軽減するための工事を住宅等に実施し、空港周辺における生活環境の改善を図る必要がある。

(有効性)

大都市圏拠点空港の容量の増加に向けた空港整備事業等は、事業が完了するまでの間は指標が横ばい状態で推移していくが、着実に整備事業が目標値に向かって進んでいる。また、航空保安システムの整備等を推進してきた結果、総主要飛行経路長の短縮が図られ、ヒトとモノの流れの増大に向けての対応が順調に進んでいると評価する。

航空機騒音に係る環境基準の達成を図るための防音工事等については、広報誌やホームページ等を通じて補助制度の周知を図るなどの取り組みにより、目標値までの数値を着実に伸ばしており、空港周辺において環境改善が実現できた。

(効率性)

ターミナル諸施設の利便性の向上など既存ストックを活用した空港の高質化等により、効率的な取組を実施し、併せて、高い安全性を確保しつつ、円滑かつ効率的な航空交通の形成を図るため、航空保安システムの整備等を推進する。

また、空港整備事業及び航空路整備事業にあたっては、「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領」に基づき個別に事業の実施効果の分析を行っており、効率性の検証を行った上で、対処方針を決定している。

(総合的評価)

航空機騒音に係る環境基準については、堅実に成果が上がっており、継続的な取組みにより達成率の向上を目指す。

また、大都市圏拠点空港の容量の増加に向けた空港整備等を着実に進めており、事業が完了するまでの間は指標が横ばい状態にある。

空港の耐震性向上については、現在、基本施設等の耐震性調査を進めているほか、一部の空港において対策を実施中であり、今後、空港毎の耐震対策が完了していけば指標の実績値が向上するなど、全体的に施策目標の達成に向け順調な推移を示しており、引き続き目標達成に向け関連する施策を行うことが必要である。

(反映の方向性)

今後の航空需要の動向等を踏まえ、国際競争力の強化、地域活力の向上などの推進等に向けて、国際拠点空港の整備、既存ストックを活用した空港の高質化、航空交通容量の拡大等を推進し、引き続き航空交通ネットワークの強化を図る。

また、航空における安全・安心の確保のため、空港の耐震性向上、滑走路誤進入対策を引き続き実施する。

業績指標 155

地震時に緊急物資輸送など防災拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口の割合

評価

A-2

目標値：約7割（平成24年度）
 実績値：約4割（平成20年度）
 初期値：約4割（平成18年度）

(指標の定義)

地震時に緊急物資輸送など防災拠点としての機能を有する空港から一定範囲（100km圏内）に居住する人口の割合

（一定範囲に居住する人口／日本の総人口）

(目標設定の考え方・根拠)

地震時の緊急物資輸送等を円滑に行うため、空港の耐震性向上を進めることにより、防災拠点としての機能を有する空港から100km圏内に居住する人口の割合を高める。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方管理空港の空港管理者である地方公共団体

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

社会资本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

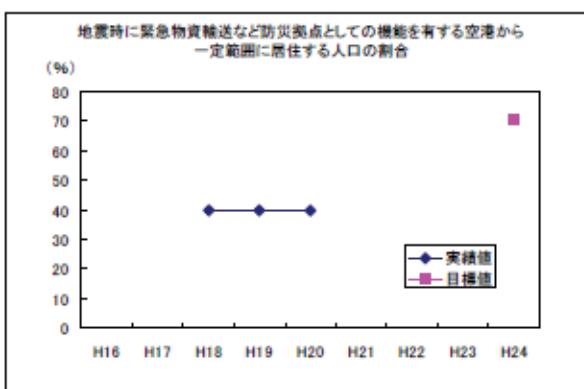
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	約4割	約4割	約4割	

**事務事業の概要****主な事務事業の概要**

地震災害時に、空港が災害復旧支援、航空ネットワークの維持、背後圏経済活動の継続性確保など様々な役割を果たすことが出来るよう、基本施設等※の耐震性の向上を推進する。

※滑走路、誘導路など

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果**目標の達成状況に関する分析****(指標の動向)**

平成20年度時点で事業が完了した空港がないため、指標は横ばい状態にある。

(事務事業の実施状況)

空港の耐震性向上の事業は、毎年度実施内容を計画し、平成19年度に仙台空港などの基本施設の耐震調査を実施、平成20年度には、仙台空港の基本施設の耐震工事に着手した。また、平成21年度より新千歳空港、新潟空港、大阪国際空港の耐震工事に着手する予定であり、目標の達成に向け順調に進んでいる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

指標は横ばい状態であるが、すでに多くの事業に着手しており、空港の耐震性向上の事業を予定どおり進めている最中であることから順調であると「A」評価した。また、耐震性の確認を早急に進めるとともに、耐震事業を着実に実施することから「2」と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項**(平成21年度)**

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 航空局空港部技術企画課（課長 戸田 和彦）

関係課： 航空局空港部計画課（課長 干山 善幸）

事例 2－15 大気・水・土壤環境等の保全（大気環境の保全）〔環境省／実績評価〕

目標 3-1	大気環境の保全
	固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に關し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、大気環境の状況をより的確に把握するため、人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。
環境・循環型 社会白書における位置づけ	2章2節 大都市圏等への負荷の集積による問題への対策
	2章3節 多様な有害物質による健康影響の防止
	2章5節 大気環境の監視・観測体制の整備
関係課・室	水・大気環境局総務課、大気環境課、自動車環境対策課、環境管理技術室
指標の名称 及び単位	①全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%] ア. 二酸化いおう キ. トリクロロエチレン ス. ニッケル化合物 イ. 一酸化炭素 ク. テトラクロロエチレン セ. クロロホルム ウ. 浮遊粒子状物質 ケ. ジクロロメタン ソ. 1,2-ジクロロエタン エ. 二酸化窒素 コ. アクリロニトリル タ. 1,3-ブタジエン

		オ. 光化学オキシダント カ. ベンゼン ②全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%] ア. 二酸化窒素(NO ₂) イ. 浮遊粒子状物質(SPM) ③大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%] ア. 二酸化窒素(NO ₂) イ. 浮遊粒子状物質(SPM) ④(間接)低公害車の普及台数[万台] ⑤(間接)燃料電池自動車の普及台数[台] ⑥(参考)一般環境大気測定局の数[局数] ⑦(参考)自動車排出ガス測定局の数[局数]						
指標年度等		H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標年	目標値
指標	①ア	99.9	99.7	99.8	99.8	調査中	-	100
	イ	100	100	100	100	調査中	-	100
	ウ	98.5	96.4	93.0	89.5	調査中	-	100
	エ	100	99.9	100	100	調査中	-	100
	オ	0.1	0.3	0.1	0.1	調査中	-	100
	カ	94.5	96.1	97.1	99.3	調査中	-	100
	キ	100	100	100	100	調査中	-	100
	ク	100	100	100	100	調査中	-	100
	ケ	100	100	99.7	100	調査中	-	100
	コ	100	100	100	100	調査中	-	100
	サ	100	100	100	100	調査中	-	100
	シ	100	100	100	100	調査中	-	100
	ス	98.2	99.1	98.4	99.4	調査中	-	100
	セ	100	99.7	100	100	調査中	-	100
	ゾ	100	99.5	99.5	99.5	調査中	-	100
	タ	100	100	100	100	調査中	-	100
	②ア	89.2	91.3	90.7	94.4	調査中	-	100
	イ	96.1	93.7	92.8	88.6	調査中	-	100
	ウ	3.6	0	3.7	3.3	調査中	-	100
	エ	100	100	100	100	調査中	-	100
	オ	100	100	100	100	調査中	-	100
③ア	③ア	81.1	85.1	83.7	90.6	調査中	-	100
	イ	96.1	92.8	92.1	92.5	調査中	-	100
	④	968	1219	1440	1647	調査中	H22 年度	1,000
	⑤	61	60	50	42	調査中		50,000
	⑥	1,639	1,619	1581	1561	調査中	-	-
	⑦	447	447	451	445	調査中	-	-
目標を設定した根拠等	基準年	-	基準年の値	-	-	-		
	根拠等	①(ア、イ、ウ、オ)、③(イ)大気の汚染に係る環境基準について(昭和48年環告25) ①(エ)、②、③(ア)二酸化窒素に係る環境基準について(昭和53年環告38) ①(カ～ケ)ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について(平成9年環告4) ①(コ～ス)中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第七次答申)」(平成15年7月) ①(セ～タ)中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第八次答申)」(平成18年11月) ④、⑤低公害車開発普及アクションプラン(平成13年7月)						

【達成の状況】

○近年、健康影響が懸念されている微小粒子状物質(PM2.5)について、これまで継続的に実施してきた各種調査等の国内外の知見を元に、微小粒子状物質の健康影響に関する評価を実施するため、微小粒子状物質健康影響評価検討会を開催。平成20年4月に報告書を取りまとめ、欧米と我が国での生活習慣等の違いによる疾病構造の相違、他の共存汚染物質の影響等多くの不確実性が認められることに留意する必要があるものの、従来から指摘されていた呼吸器系への影響のほか、新たに循環器系や肺がんの健康影響が見られるなど一定の影響が確認された。

また、微小粒子状物質の測定法については、検討会による検討を経て、報告書を取りまとめ、平成20年12月に中央環境審議会大気環境部会に報告した。さらに、微小粒子状物質に係る環境基準の設定について、中央環境審議会に諮問され、同審議会大気環境部会において、環境基準に係る専門委員会及び測定法に係る専門委員会が設置されて審議がなされているところ。

○光化学オキシダントの環境基準達成状況は依然として極めて低く、濃度レベルも漸増傾向にあり、注意報の発令地域は広域化している。平成19年12月に学識経験者等による「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」の中間報告が取りまとめられ、調査研究・モニタリング、国内削減対策及び国際的な取組が、今後の課題として示された。

○全国の大気環境基準の達成状況については、全体としては改善又は横ばい傾向にあり、各種の施策の成果が着実に現れている。一方で、大都市圏を中心に、二酸化窒素や浮遊粒子状物質の環境基準を長期間にわたり達成しない測定局が依然として残っており、さらに改善を図る必要がある。このため、平成19年度に改正及び施行された自動車NOx・PM法に基づく対策を推進した。

○自動車単体対策についても、中央環境審議会による「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」第八次答申(17年4月)及び第九次答申(20年1月)に基づき、引き続き排出ガス規制の強化等を進める必要がある。

【必要性】

評価・分析

○大気環境の保全を通じて人の健康の保護を図ることは、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものであり、高い社会的ニーズ及び公益性を持つ。また、事業者による自主的取組や地方公共団体との連携に留意しつつ施策の実施を図っており、官と民・国と地方の役割分担が適切になされているものと考えられる。

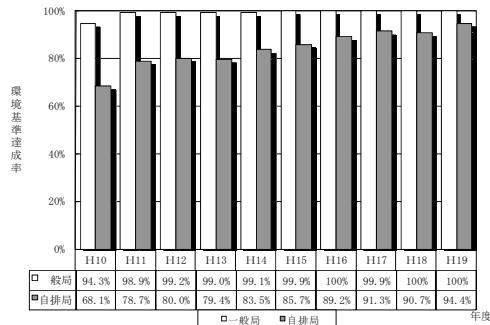
○大気汚染の状況については、二酸化窒素および浮遊粒子状物質について、全体として改善傾向が見られるものの、大都市圏を中心に環境基準を長期間に渡り達成していない測定局が依然として残っているため、引き続き対策を講じていく必要がある。

【有効性】

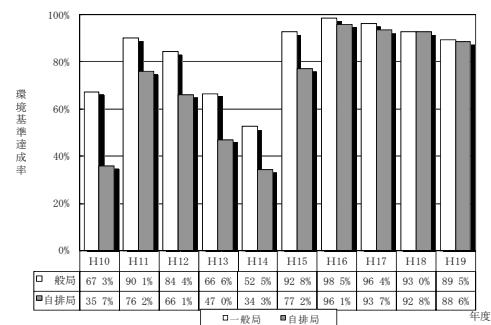
○国による排出規制及び常時監視等の枠組みの整備、自治体による適切な法の施行、有害大気汚染物質の排出抑制対策等の取組が有効に機能しており、一般大気測定局における大気汚染物質の濃度及び環境基準等の達成状況は、高濃度となる要因が複雑な光化学オキシダントを除き良好な状況が継続していると考えられる。

○自動車単体対策、低公害車の普及促進、自動車 NOx・PM 法に基づいた対策等により、全国の大気汚染に係る環境基準の達成状況については、自動車排出ガス測定局において、二酸化窒素については 94.4%、浮遊粒子状物質については 88.6%と全体的に改善傾向にあり、各種の施策の成果が着実に現れている(数値はいずれも平成19年度)。

二酸化窒素の環境基準達成率の推移



浮遊粒子状物質の環境基準達成率の推移



- 大気環境監視体制を継続し、モニタリング結果をまとめることにより、施策展開の基礎を得ることができた。また、リアルタイムで大気環境データ及び光化学オキシダント注意報をインターネット等で一般公開することにより、大気汚染状況の判断材料として利用されている。
- 浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)の固定発生源からの排出抑制対策は、工場・事業場に対する排出規制と、事業者による自主的取組を効果的、効率的に組み合わせるベスト・ミックスにより、取り組むこととしている。平成20年度も引き続き、「揮発性有機化合物(VOC)対策功労者表彰」を行った。また「産業洗浄現場における VOC 対策事例集」を作成、配布して、自主的取組を推進した。
- オフロード特殊自動車について、規制対象となる全ての出力帯で規制を開始した。
- 建築物の解体等に伴うアスベスト飛散防止対策については、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を改訂、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」を策定し、飛散防止の徹底を図った。また、大気環境中のアスベスト濃度のモニタリング調査を行った。
- 公害防止体制の促進については、平成20年4月に取りまとめた「効果的な公害防止取組促進方策検討会報告書」で示された提言を受け、個別の課題について検討を行った。具体的には、平成20年7月に「大気汚染防止に係る立入検査等の手法検討報告書」を取りまとめ、また、平成20年11月に近畿ブロック水・大気環境担当者会議を開催し、国及び自治体間の公害防止業務に関する情報やノウハウを共有する等、効果的な公害防止取組を促進している。さらに、大気汚染防止法に係るばい煙発生施設の排出基準及び測定方法等の明確化を図るために検討を進めている。

【効率性】

- 自動車排出ガス対策については、特に大気環境基準を長期間にわたり達成していない自動車交通量が集中する一部の交差点等の局地を対象に、局地汚染対策及び流入車対策を効果的・効率的に実施するため、これらの対策を柱とする自動車 NOx・PM 法の一部を改正する法律が平成20年1月1日から施行され、同法に基づく対策を推進した。



<今後の展開>

- 微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準の設定及び測定方法の確立に向けて審議を進めるとともに、知見・データの更なる充実のため、健康影響に係る調査研究の推進、大気環境濃度の把握、発生源対策を進める。
- 光化学オキシダントの環境基準達成率が未だ極めて低く、健康影響などが懸念されるため、引き続き固定発生源からの VOC 排出抑制対策を進めるとともに、「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」の中間報告を踏まえ、調査研究やモニタリング、国際的な取組等を推進する。
- 有害大気汚染物質について、PRTR 対象物質との整合性を考慮した見直し、及び PRTR データ等を活用した対応方針の整理について検討を進める。
- 自動車交通量の多い一部の交差点等においては大気環境基準を長期間にわたり達成していない局地的な汚染が継続しており、従来の施策に加え、改正自動車NOx・PM法による局地汚染対策等を引き続き推進する。また、引き続き低公害車の普及促進等に取り組む。

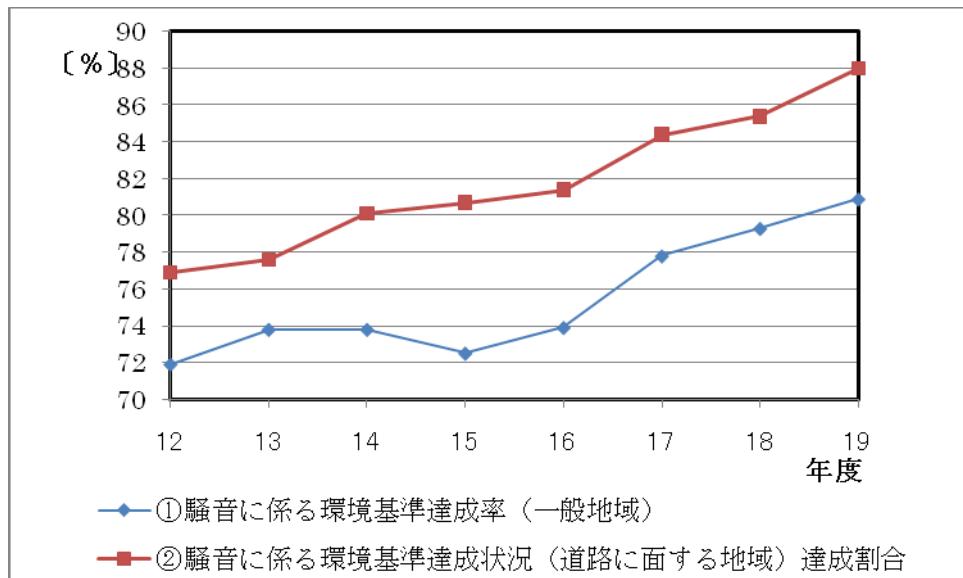
- ディーゼル重量車について、NOx 排出量を 09 年規制(いわゆるポスト新長期規制)の3分の1程度にする挑戦目標を設定することその他の自動車単体対策の検討を引き続き進める。
- オフロード特殊自動車に対する適正燃料の使用等について指針を作成するとともに、中央環境審議会による「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」(第九次答申)を受けた次期規制に向けた検討を進める。
- アスベストの飛散防止対策の徹底を図るとともに、引き続き大気環境中のアスベスト濃度のモニタリング調査を行う。
- 「効果的な公害防止取組促進方策検討会」報告を踏まえ、事業者及び地方自治体の公害防止取組を促進する。

事例 2-16 大気・水・土壤環境等の保全（大気生活環境の保全）〔環境省／実績評価〕

目標 3-2		大気生活環境の保全 騒音に係る環境基準の達成状況を改善させ、騒音・振動・悪臭公害を減少させるとともに、ヒートアイランド対策や光害対策を講じることにより、良好な生活環境を保全する。							
環境・循環型社会白書における位置づけ	2章4節 地域の生活環境に係る問題への対策								
関係課・室	水・大気環境局大気生活環境室、自動車環境対策課、環境管理技術室								
指標の名称及び単位	①騒音に係る環境基準達成率(一般地域) [%] ②騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域) [達成割合(%)] / (評価対象:千戸) ③航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース) [%] ④新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース) [%] ⑤(参考)騒音に係る苦情件数[件] ⑥(参考)振動に係る苦情件数[件] ⑦(参考)悪臭に係る苦情件数[件] ⑧(参考)都市域における年間の30°C超高温時間数、熱帯夜日数[時間/日] ⑨(参考)スターウォッキングネットワーク参加者数[人]								
指標年度等	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標年	目標値		
指標	①	73.9	77.8	79.3	80.9	調査中	— 100		
	②	81.4/2,663	84.4/2,914	85.4/3,292	88.0/3,861	調査中	H21 年度 100		
	③	71.8	73.2	71.6	73.8	調査中	— 100		
	④	38.4	38.5	41.4	42.2	調査中	— 100		
	⑤	16,215	16,470	17,192	16,434	調査中	— —		
	⑥	3,289	3,599	3,615	3,384	調査中	— —		
	⑦	19,657	19,114	18,805	17,533	調査中	— —		
	⑧	474/50	350/37	214/25	387/31	309/25	— —		
	⑨	11,478	10,432	11,691	10,871	調査中	— —		
目標を設定した根拠等	基準年	—		基準年の値	—				
	根拠等	①、②騒音に係る環境基準について(平成10年環告64) ③航空機騒音に係る環境基準について(昭和48年環告154) ④新幹線鉄道騒音に係る環境基準について(昭和50年環告46)							
評価・分析	【達成の状況】 ○騒音、振動に係る苦情件数は近年増加傾向にあり、悪臭に係る苦情件数も、徐々に減少してはいるが、まだ高い水準で推移しているため、今後とも必要な施策強化等を図っていく必要がある。騒音対策としては、騒音規制法の未規制施設に関する施策の充実を図るために検討を開始した。自動車単体対策については、平成20年12月に中央環境審議会による「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について」中間答申が出され、これに基づき、マフラーの事前認証制度が導入されることとなるとともに、今後、騒音規制手法の抜本的見直しに着手することとした。ヒートアイランド対策では、対策を進める上で地方公共団体・民間事業者に対して指針となるヒートアイランド対策ガイドラインを策定した。今後とも、都市内緑地のクールスポット効果等、ヒートアイランド対策ガイドラインやヒートアイランド対策大綱に基づいた対策を推進しつつ、地方公共団体・民間事業者等の取組がより一層求められている。また、まちの快適さを演出する涼感、光、かおり、音などの感覚環境の観点からの対策が求められている。								

【必要性】

- 大気環境の保全を通じて良好な生活環境の保護を図ることは、現在及び将来の国民の、健康で文化的な生活の確保に寄与するものであり、高い社会的ニーズ及び公益性を持つものと考えられる。また、地方公共団体との連携に留意しつつ施策の実施を図っており、国と地方の役割分担が適切になされているものと考えられる。
- 騒音に係る環境基準の達成状況の改善に向け、全国各地域の自動車騒音の状況を把握するとともに、自動車の走行実態や自動車単体等から発生する騒音の実態等を把握することにより、自動車騒音規制等の見直しをはじめ効率的な騒音対策を推進する必要がある。
- 多種多様な悪臭の苦情への対応を図るため、臭気指数規制の導入及び生活環境に係る臭気対策を推進する必要がある。
- 騒音・振動の苦情件数は増加傾向にあり、この改善にむけた対策の必要がある。
- 過去 100 年間において、地球平均気温は約 0.74°C 上昇に対し、日本の大都市の気温は 2~3°C 上昇しておりヒートアイランド対策の必要がある。

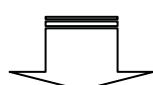


【有効性】

- 自動車騒音の常時監視体制を継続し、全国の自動車騒音の状況結果を取りまとめ、インターネット等で広く公開しており、自動車騒音の状況の把握に利用されている。また、自動車単体対策やその他の総合的な騒音対策により、道路交通騒音に係る環境基準の達成状況は改善傾向にある。
- 増加傾向にあった悪臭の苦情件数はここ4年連続で減少している。しかし、苦情件数は依然として高い水準にある。一方で、臭気指数規制を導入している地方公共団体は、近年増加傾向にあり、351 市区町村(規制地域を有する地方公共団体の 26.9%)となっている。
- スターウオッちングネットワークは毎年 1 万人程度が参加し、光害問題に関する市民への普及啓発が図られている。

【効率性】

- インターネット等を利用して自動車騒音の状況の周知を行うことにより、効率的な情報提供が可能となっている。
- 騒音・振動の新たな規制手法の検討や生活環境に係る臭気対策を通じて、適切な苦情への対応を図っている。
- 注目度の高い都市の街区で集中的にヒートアイランド対策を行うことで、効率的な施策の推進を図っている。



<今後の展開>

- 騒音に係る環境基準の達成目標年次(平成 21 年度)に向け、全国の自動車騒音対策の状況把握と、環境基準未達成地域に対する知見を得て、自動車交通騒音対策の推進を図る。
- 自動車単体騒音対策について、自動車の走行の実態や自動車やタイヤから発生する騒音の実態等を把握することにより、自動車騒音規制手法の見直し、タイヤ単体騒音規制の導入等について、検討を進める。
- 航空機及び新幹線鉄道騒音の音源周辺の土地利用の改善及び音源対策を推進するとともに、騒音モニタリングのあり方を検討する。
- 生活環境に係る臭気対策を進めるとともに、嗅覚測定簡便法の開発、臭気指数測定の精度管理の徹底及び嗅覚測定法の国際化対応への検討を行う。
- 工事・事業場騒音等に関する騒音・振動の評価・規制手法の検討を行う。
- 光害対策ガイドライン等を活用して、地方公共団体における良好な照明環境の実現を図る取組を支援する。
- 長期的視点(実態把握観測、都市形態の改善等)も考慮に入れたヒートアイランド現象の環境影響の調査等に引き続き取り組むとともに、地方公共団体の取組の促進や民間事業者等による取組の支援を行う。
- 良好的な感覚環境の「見える化」を図るために客観的な指標の開発等を行う。また、先進的な優良取組事例とともに積極的に全国に紹介することにより良好な感覚環境形成の取組の全国的な展開を推進する。

事例 2-17 廃棄物・リサイクル対策の推進（循環資源の適正な 3R の推進）〔環境省／実績評価〕

目標 4-2	循環資源の適正な3Rの推進																									
	各種リサイクル法の円滑な施行等により、循環資源の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する。																									
環境・循環型社会白書における位置づけ	4章1節 概要 4章2節 循環型社会の形成に向けた国の取組																									
関係課・室	リサイクル推進室																									
指標の名称及び単位	①容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量 [千t] <table> <tr> <td>ア. 無色のガラス製容器</td> <td>カ. プラスチック製容器包装</td> </tr> <tr> <td>イ. 茶色のガラス製容器</td> <td>キ. スチール製容器</td> </tr> <tr> <td>ウ. その他の色のガラス製容器</td> <td>ク. アルミ製容器</td> </tr> <tr> <td>エ. 紙製容器包装</td> <td>ケ. 段ボール製容器</td> </tr> <tr> <td>オ. ペットボトル</td> <td>コ. 飲料用紙製容器</td> </tr> </table> ②家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率 [%] <table> <tr> <td>ア. 家庭用エアコン</td> <td>イ. テレビ</td> <td>ウ. 冷蔵庫・冷凍庫</td> <td>エ. 洗濯機</td> </tr> </table> ③食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率 [%] <table> <tr> <td>食品産業全体</td> <td>ア. 食品製造業</td> <td>イ. 食品卸売業</td> <td>ウ. 食品小売業</td> </tr> <tr> <td>エ. 外食産業</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ④建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率 [%] <table> <tr> <td>ア. コンクリート塊</td> <td>イ. アスファルト・コンクリート塊</td> <td>ウ. 建設発生木材</td> </tr> </table> ⑤資源有効利用促進法におけるパソコン及び小形二次電池の自主回収・再資源化率 [%]	ア. 無色のガラス製容器	カ. プラスチック製容器包装	イ. 茶色のガラス製容器	キ. スチール製容器	ウ. その他の色のガラス製容器	ク. アルミ製容器	エ. 紙製容器包装	ケ. 段ボール製容器	オ. ペットボトル	コ. 飲料用紙製容器	ア. 家庭用エアコン	イ. テレビ	ウ. 冷蔵庫・冷凍庫	エ. 洗濯機	食品産業全体	ア. 食品製造業	イ. 食品卸売業	ウ. 食品小売業	エ. 外食産業				ア. コンクリート塊	イ. アスファルト・コンクリート塊	ウ. 建設発生木材
ア. 無色のガラス製容器	カ. プラスチック製容器包装																									
イ. 茶色のガラス製容器	キ. スチール製容器																									
ウ. その他の色のガラス製容器	ク. アルミ製容器																									
エ. 紙製容器包装	ケ. 段ボール製容器																									
オ. ペットボトル	コ. 飲料用紙製容器																									
ア. 家庭用エアコン	イ. テレビ	ウ. 冷蔵庫・冷凍庫	エ. 洗濯機																							
食品産業全体	ア. 食品製造業	イ. 食品卸売業	ウ. 食品小売業																							
エ. 外食産業																										
ア. コンクリート塊	イ. アスファルト・コンクリート塊	ウ. 建設発生木材																								

ア. デスクトップパソコン	イ. ノートブックパソコン	ウ. ブラウン管式表示装置
エ. 液晶式表示装置	オ. ニカド電池	カ. ニッケル水素電池
ク. 小形制御弁式鉛蓄電池		キ. リチウムイオン電池
(6)自動車リサイクル法における自動車破碎残さ及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率[%]		
ア. 自動車破碎残さ		イ. ガス発生器(エアバッグ類)
(7)(間接)容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数(全市町村数に対する割合)[市町村数(%)]		
ア. 無色のガラス製容器	カ. プラスチック製容器包装	
イ. 茶色のガラス製容器	キ. スチール製容器	
ウ. その他の色のガラス製容器	ク. アルミ製容器	
エ. 紙製容器包装	ケ. 段ボール製容器	
オ. ペットボトル	コ. 飲料用紙製容器	

指標年度等	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標年	目標値
① ア	347	342	339	332	調査中	H24 年度	356 (計画値)
	301	293	292	291	調査中		307 (計画値)
	166	174	181	186	調査中		184 (計画値)
	69	71	82	83	調査中		171 (計画値)
	238	252	268	283	調査中		340 (計画値)
	471	559	609	644	調査中		1,004 (計画値)
	362	330	305	275	調査中		307 (計画値)
	139	140	134	126	調査中		152 (計画値)
	547	555	584	583	調査中		781 (計画値)
	16	16	16	17	調査中		28 (計画値)
② ア	82	84	86	87	89	各年度	60
	81	77	77	86	89		55
	64	66	71	73	74		50
	68	75	79	82	84		50
	45	52	53	54	調査中	H24 年度	—
ア	72	81	81	81	調査中		85
イ	41	61	62	62	調査中		70
ウ	28	31	35	35	調査中		45
エ	17	21	22	22	調査中		40
④ ア	-	98	-	-	調査中	H22 年度	95
	-	99	-	-	調査中		95
	-	91	-	-	調査中		95
⑤ ア	76.9	75.2	76.0	75.1	調査中	各年度	50
	54.8	53.2	54.7	53.7	調査中		20
	73.9	76.9	75.8	78.1	調査中		55
	64.2	66.3	68.9	70.7	調査中		55
	73.7	73.2	73.3	73.5	調査中		60
	76.8	76.5	76.6	76.6	調査中		55
	55.1	63.0	62.2	64.1	調査中		30
	50.0	50.0	50.0	50.0	調査中		50
⑥ ア	—	48.0～70.0	63.7～75.0	64.2～78.0	72.4～80.5	各年度	30

	イ	—	93.0～94.7	93.5～95.1	92.0～94.7	94.1～94.9		85
⑦ ア	イ	2,835 (92.2%)	1,753 (95.1%)	1,732 (94.8%)	1,736 (95.6%)	調査中	H24 年度	1,784 (97.9%) (計画値)
	ウ	2,826 (92.6%)	1,760 (95.4%)	1,736 (95.0%)	1,741 (95.9%)	調査中		1,786 (98.0 %) (計画値)
	エ	2,788 (91.3%)	1,747 (94.7%)	1,726 (94.5)	1,731 (95.3%)	調査中		1,794 (98.2 %) (計画値)
	オ	772 (25.3%)	551 (29.9%)	599 (32.8%)	696 (38.3%)	調査中		974 (53.3 %) (計画値)
	カ	2,796 (91.6%)	1,747 (94.7%)	1,752 (95.9%)	1,765 (97.2%)	調査中		1,806 (98.9%) (計画値)
	キ	1,757 (57.5%)	1,160 (62.9%)	1,234 (67.5%)	1,304 (71.8%)	調査中		1,517 (83.0%) (計画値)
	ク	2,995 (98.1%)	1,826 (99.0%)	1,793 (98.1%)	1,795 (98.8%)	調査中		1,821 (99.7%) (計画値)
	ケ	2,988 (97.9%)	1,827 (99.1%)	1,800 (98.5%)	1,799 (99.1%)	調査中		1,822 (99.7%) (計画値)
	コ	2,391 (78.3%)	1,551 (84.1%)	1,588 (86.9%)	1,627 89.6%)	調査中		1,759 (96.3%) (計画値)
	コ	1,966 (66.4%)	1,344 (72.9%)	1,355 (74.2%)	1,405 (77.4%)	調査中		1,591 (87.1%) (計画値)
目標を設定した根拠等	基準年	—		基準年の値	—			
	根拠等							①、⑦容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 ②特定家庭用機器再商品化法施行令 ③食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針 ④特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針 ⑤パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令、及び密閉形蓄電池の製造等の事業を行う者及び密閉形蓄電池使用製品の製造等の事業を行う者の使用済密閉形蓄電池の自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 ⑥使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <p>○容器包装リサイクル法については、分別収集を行う市町村割合は着実に増加しており、これに伴い分別収集量も増加している。</p> <p>○家電リサイクル法については、再商品化等の基準を大幅に超えた高度な再商品化が実施されている。さらに、特定家庭用機器廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を一層推進するため、特定家庭用機器を追加する（液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機）とともに、再商品化等の基準を見直すなど、同法施行令について所要の改正を行った。</p> <p>○食品リサイクル法については、食品関連事業者の再生利用等の実施率の向上に資する再生利用事業計画の認定件数は10件、再生利用事業者の登録件数は145件に增加了。</p> <p>○建設リサイクル法については、コンクリートとアスファルトについて既に平成22年度の目標値を上回っており、木材については平成22年度の目標達成に向け再資源化等率が上昇してきている。</p> <p>○資源有効利用促進法及び自動車リサイクル法については、目標値を上回る再資源化が実施されている。</p> <p>以上のことから、目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。</p>							

評価・分析

【必要性】

○最終処分場の残余容量のひっ迫が深刻な状況となっている中、廃棄物の発生抑制や資源の有効利用の観点から、従来、焼却処分、埋立処分されていた廃棄物、特に、発生量の多い容器包装、家電、自動車などの廃棄物及び建設廃棄物の資源としての循環的な利用を促進するため、各種リサイクル制度の適正な運用が必要である。個別のリサイクル法については、以下のとおりである。

- ・容器包装リサイクル法については、一般家庭から排出される廃棄物のうち容積比で約6割を占める容器包装廃棄物を削減し、家庭から排出される廃棄物の削減に資するとともに、資源の有効利用を促進するために法の適切な運用が必要である。
- ・使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図るために、自動車リサイクル法の適正な施行を推進することが必要である。
- ・食品リサイクルについては、多量発生事業者に係る定期の報告や食品関連事業者の再生利用等の取組の円滑化を促進するため、関係者に対しての普及啓発等を行う必要がある。
- ・国際的な資源問題への対応や有害物質管理の必要性が高まっていることも踏まえ、使用済小型家電からのレアメタルのリサイクルについて、効率的・効果的な回収方法や適正処理方法等の検討が必要である。

【有効性】

○容器包装リサイクル法の施行以降、市町村における容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化は大きく進展しており、分別収集総量では約125万トン(平成9年度)から約282万トン(平成19年度)に増加している。また、個々の特定事業者においては、ペットボトルの薄肉化等により容器包装を減量化したり、リサイクルしやすい製品を開発したりするなど、容器包装の設計、素材の選択等における取組が進んでおり、一定の効果が上がっている。さらに、3R推進マイスター制度や表彰制度の活用により、レジ袋を始めとした容器包装の排出抑制の取組や地域における連携・協働の取組が進展した。

○家電リサイクル法について、平成20年度に全国の家電リサイクルプラントに搬入された廃家電は12,899千台(前年度比約6.6%増)であり、法施行5年目も全体的に順調に推移した。また、再商品化率については、政令で定められた基準を超えて再商品化が実施された。

○食品リサイクル法について、「食品リサイクル制度における登録再生利用事業者制度の説明、リサイクルループの事例紹介及び再生利用施設の現場見学に関する地域別説明会」を全国9箇所で開催し、再生利用事業者等に対し、普及啓発を行うことにより、食品関連事業者の再生利用等の実施率の向上に資する再生利用事業計画の認定件数や再生利用事業者の登録件数が増加した。

○建設リサイクル法について、平成20年12月の第7回の合同会合で、建設リサイクルにおける視える化などを内容とするとりまとめをまとめた。

○自動車リサイクル法について、自動車破碎残さ及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率(平成20年度)はすべてのメーカーで目標値を達成しており、効果を上げている。

○資源有効利用促進法について、パソコン、小形二次電池の再資源化率(平成19年度)についてはすべての製品区分で目標値を達成しており、効果を上げている。

○レアメタルのリサイクルについて、「使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会」を設置し、平成20年12月より会合を計3回開催したほか、全国3地域で使用済小型家電の回収モデル事業を実施するなど、検討を進めている。

評価・分析	<p>【効率性】</p> <p>○環境省が実施している各リサイクル制度の運営上の課題に関する調査研究等により、リサイクル事業の円滑な実施、更なる推進が図られることとなり、各種リサイクル制度の適正な施行を図る上で効率的である。</p> <p>○施策の実施に必要な予算額に比して、その結果として事業の円滑化及び発展が見込まれるリサイクル事業に係る経済規模は相当程度の大きさであり、期待される効果は大きなものと考えられる。</p> <p>○地方環境事務所と連携することにより、家電量販店への立入検査等による家電リサイクル法の適正かつ円滑な施行を効率的に推進した。実際に、家電リサイクル法に基づき、地方環境事務所は、495件の立入検査を行ない、うち1件について厳重注意を行った（平成20年度）。また、地方環境事務所による自動車製造業者等への立入検査、関係自治体による関連事業者の監視・指導等を通じ、自動車リサイクル法の適正な施行を効率的に推進した。平成20年度の自動車リサイクル法に基づく立入検査は212件であった。</p>
-------	---



<今後の展開>

- 循環資源の3Rについては、各種リサイクル法において着実な成果をあげているが、更なるシステムの充実強化や、法に定める評価・検討の時期を迎えることから、下記の政策を展開する。
 - ・容器包装リサイクルについては、容器包装廃棄物の排出抑制に重点を置いた普及啓発活動を3R推進マイスターを積極的に活用して展開するとともに、平成20年4月から施行された「事業者が市町村に資金を拠出する仕組み」を円滑かつ着実に実施する。また、引き続き、容器包装のリサイクルについて、更に信頼性を高めるための検討を進める。
 - ・家電リサイクルについては、平成21年4月より改正施行令が施行されることを受け、対象機器の追加等について混乱が生じないよう、法制度を円滑かつ着実に実施する。
 - ・食品リサイクルについては、多量発生事業者からの定期の報告を分析し、発生抑制の数値目標を規定する基準となる原単位データの検討や食品関連事業者再生利用等の実施の促進に係る取組等を実施する。
 - ・建設リサイクルについては、平成20年12月にまとめられた、とりまとめを基に、必要な措置を講ずる予定。
 - ・自動車リサイクルについては、平成22年2月までに法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
 - ・資源有効利用促進法については、パソコン及び小形二次電池の流通実態等の把握を行いながら、適切かつ円滑な運用に努める。
 - ・レアメタルのリサイクルについては、使用済小型家電の回収モデル事業の対象地域を拡大し、引き続き検討を進める。